下野市みんなで築く 地域の絆プラン

思いやりの心で互いに支え合い、いきいきと暮らせる　幸せ実感のまち　下野

第２期下野市地域福祉計画
第２期下野市地域福祉活動計画

平成 29 年 3 月

下　　野　　市

社会福祉法人
下野市社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化の進展や社会情勢の変化、度重なる自然災害の発生などにより、地域の絆や支え合いの大切さがより一層重要になり、下野市では平成２４年に下野市地域福祉計画を策定し、思いやりの心で互いに支え合う社会づくりを目指してまいりました。

今回策定した「下野市みんなで築く　地域の絆プラン（第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画）」は「思いやりの心で互いに支え合い、いきいきと暮らせる　幸せ実感のまち　下野」を基本理念に、第二次下野市総合計画に掲げる市の将来像である「ともに築き　未来へつなぐ　幸せ実感都市」の実現に向けて、魅力あるまちづくりを行うためのプランといたしました。

また、地域福祉の推進を図るため、第１期計画の理念を継承しつつ、その成果と課題を整理するとともに市民の皆様から多くのご意見をいただき、新たな福祉ニーズや意見を反映いたしました。

市が策定する「地域福祉計画」と、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したことにより、車の両輪のように密接に連携し、様々な福祉課題を解決するために、協働で地域福祉を推進する計画となりました。

本プランでは、平成２９年度から平成３３年度の５年間を計画期間とし、基本理念を基に３つの基本目標を設定し、「地域づくり・まちづくり・しくみづくり」について、行政はもとより市民や関係団体などの皆様とこれまで以上に協働を推進し、地域住民の一人ひとりが主役となり、みんなで支え合う地域福祉を推進してまいります。

この基本理念を実現するためには、市民の皆様の力が必要不可欠となります。誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしが続けられるように、市民の皆様と関係各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご助言をいただきました多くの市民の皆様、関係団体・事業者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成２９年３月

下野市長　　広　瀬　寿　雄

はじめに

近年、少子高齢化・核家族化の急速な進展、生活様式や価値観の多様化などにより、社会環境は大きく変化しております。これに伴い、高齢者や子育て世代、障がいのある方など、従来の支援を必要とする方に加え、社会的孤立や経済的困窮、虐待やひきこもりなどの様々な不安や問題を抱えた方が増加し、地域を取り巻く生活課題は多様化・複雑化しているのが現状です。

これらの地域課題は、公共の福祉サービスや社会福祉協議会の取組だけで解決できるものではありません。安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、ＮＰＯ法人など、地域で活動する多くの組織や団体が協働するとともに、これまで以上に住民の支え合い・助け合いの意識を高めていくことが求められています。

このような中、本協議会では平成２６年３月に策定した「地域福祉活動計画」に基づき、住民一人ひとりが、地域で役割を持ちながら相互に支え合い、安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、地域福祉推進のため施策・事業を実践してまいりました。

このたび、第２期活動計画策定にあたっては、より実効性のある計画とするため、下野市が策定する行政計画の「地域福祉計画」との一体的な策定に取り組んでまいりました。そのことにより、両計画のつながりもさらに深まり、市と社協が密接に連携し同じ目標に向かっていくことが可能となります。今回の計画では「思いやりの心で互いに支え合い、いきいきと暮らせる　幸せ実感のまち　下野」を基本理念に定め、誰もが安心で充実した生活が送れる地域社会の実現を目指しております。今後５年間を計画期間として、市と社協が車の両輪の如く計画的・継続的に事業活動を展開し、互いに補完し合いながら様々な福祉課題の解決に尽力してまいります。

また、下野市社会福祉協議会としましては、地域福祉を推進する中核的な団体としての役割を自覚し、職員が一丸となって計画を推進していく所存でありますので、計画実現に向けまして、市民の皆様及び地域福祉に関わるあらゆる関係者の皆様の更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、計画策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました計画策定委員の皆様をはじめ、住民懇談会にご協力いただきました多くの市民の皆様、関係者・団体各位に心から感謝と御礼を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

平成２９年３月

社会福祉法人下野市社会福祉協議会

会　　長　　小　口　　舜

目　次

第１章　計画の策定にあたって……1

１　計画の背景……1
２　地域福祉計画及び地域福祉活動計画とは……2
３　計画の位置づけ……4
４　計画の期間……5
５　計画の策定方法……6

第２章　地域福祉をめぐる下野市の現状と課題……7

１　統計から見る市の現状……7
（１）人口や高齢化率の状況……7
（２）世帯数と世帯あたり人員の状況……10
（３）子どもをめぐる状況……11
（４）高齢者の状況……13
（５）障がいのある方の状況……14
（６）避難行動要支援者の状況……15
（７）生活保護世帯等の状況……16
（８）地域活動の状況……17
２　アンケート調査から見る市民意識の現状……20
（１）調査の概要……20
（２）調査結果の概要……20
３　住民懇談会から見る現状……32
４　団体ヒアリングから見る現状……34
５　第１期計画の推進状況……35
６　下野市の地域福祉をめぐる課題……40
（１）ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり……40
（２）安全・安心な暮らしやすいまちづくり……40
（３）地域福祉を推進するためのしくみづくり……41

第３章　基本理念と基本目標……43

１　プランの基本理念……43
２　プランの基本目標……44
３　プランの体系……45

第４章　重点事業……47

第５章　具体的取組 49
基本目標１　ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり 49
（１）現状と課題 49
（２）今後の取組 49
基本目標２　安全・安心な暮らしやすいまちづくり 56
（１）現状と課題 56
（２）今後の取組 57
基本目標３　地域福祉を推進するためのしくみづくり 67
（１）現状と課題 67
（２）今後の取組 67
重点事業一覧 77
第６章　プランの推進と進捗の管理 81
１　地域福祉の担い手と推進体制 81
２　プランの進捗を管理する体制 84
資料編 85
１　策定委員会設置要綱 85
２　第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 88
３　計画策定の経緯 89
４　国通知関係規定 90
５　用語集 91

第１章　計画の策定にあたって

１　計画の背景
２　地域福祉計画及び地域福祉活動計画とは
３　計画の位置付け
４　計画の期間
５　計画の策定方法

第１章　計画の策定にあたって

１　計画の背景

日本の総人口は、人口動態調査によると平成 18 年には増加傾向が一旦止まり、平成 22 年以降は本格的な人口減少傾向に入っています。「下野市人口ビジョン」では、今後の市の人口について、ゆるやかな減少傾向と高齢化率※1の上昇を予測しています。

また、市の家族形態についても、単身世帯及び核家族世帯は増加しており、特に高齢者の単身世帯は、平成 27 年の国勢調査では前回調査から大きな増加となりました。

こうした状況のもと、市では、将来像である「ともに築き　未来へつなぐ　幸せ実感都市」の実現に向け、「第二次下野市総合計画」を平成 28 年３月に策定しました。その施策大綱の目標１「保健福祉」においては、全ての市民が健康で安心して暮らすことのできるまちづくりを通じて、市民の幸福感が高まることを目指しています。

また、「下野市教育大綱」の策定を踏まえ「下野市教育振興計画」は、平成 27 年度から開始されている「子育て応援　しもつけっ子プラン」とともに、市の将来を担う次世代の人たちが心豊かに育つための布石としております。

更に、社会福祉協議会においては、公的な福祉サービスでは補うことのできないきめ細かな地域住民相互の支え合いの仕組として、市内のコミュニティ推進協議会を中心とした地区社会福祉協議会（地区社協）の組織化も開始され、地域における福祉活動の充実が図られようとしています。

本市においても地域の課題は多く種々様々ですが、市の将来像を見据えた総合計画を目標に、各福祉分野を支える個別計画を補完し、地域の生活課題や福祉課題にも対応することで、全ての市民の安全安心な生活を支える福祉施策推進計画として「下野市みんなで築く 地域の絆プラン（第２期下野市地域福祉計画及び下野市地域福祉活動計画）」を策定いたしました。

※1　総人口に占める 65 歳以上の老年人口の割合。

２　地域福祉計画及び地域福祉活動計画とは

市民誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしが続けられるようにするため、市民と福祉関係の事業者・団体と行政が力を合わせて地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。そのような取組を具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。

また、社会福祉協議会を中心に、市民や地域の福祉関係者が協働して作成するものが「地域福祉活動計画」です。

生活課題の解決の方法としては、自分や家族の力で解決を図る「自助」、友人や隣り近所、ボランティア等が地域の中で協力して解決し合う「互助」、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスである「共助」、そして行政や公的機関の福祉サービスでの解決「公助」があります。地域福祉計画と活動計画は、市民が中心となり地域の力で生活課題を解決するために「互助」を推進するための計画です。「自助」、「互助」、「共助」及び「公助」の関係は、以下の図で表すことができます。

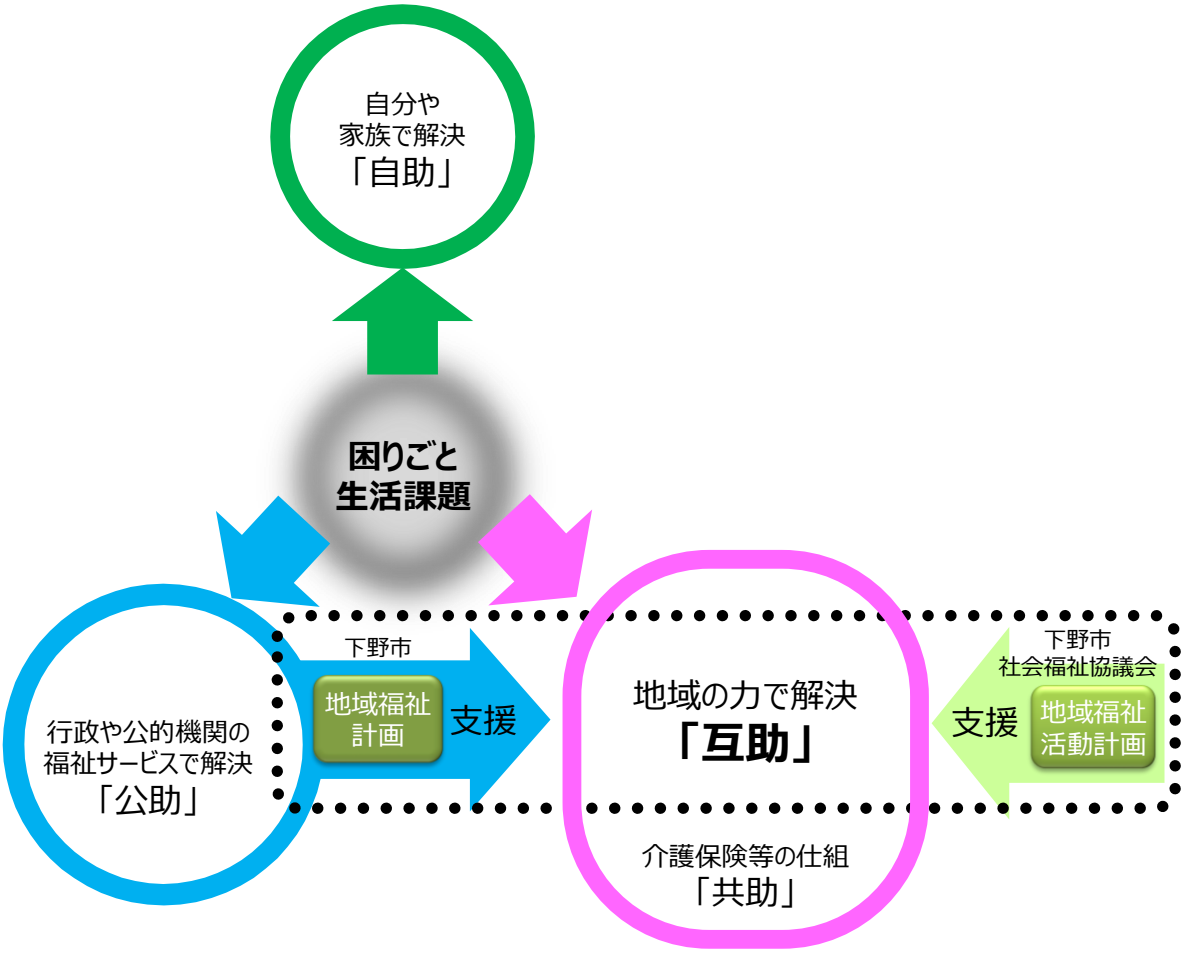

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に「市町村地域福祉計画」として規定されています。

社会福祉法

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

１　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

２　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

３　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条で規定された民間の福祉団体です。なお、事業の推進にあたっては、「地域福祉活動計画」の策定が求められています。

社会福祉法

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

１　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

２　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

３　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

４　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉計画では、市町村における地域福祉に関する全体的な仕組が総合的にまとめられ、地域福祉活動計画では、社会福祉協議会による地域福祉に関する具体的な取組が記述されます。市が策定する地域福祉計画と社協が策定する地域福祉活動計画は、車の両輪のように密接に連携し、一体的に地域福祉を推進していきます。

３　計画の位置づけ

「下野市みんなで築く 地域の絆プラン（第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画）」は、第二次下野市総合計画を上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える「地域福祉計画」と社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」を一体化したものです。

この一体化により、次のような効果があり計画の推進に大きなメリットがあります。

〇取組ごとに、市民の取組や支える仕組（行政の取組）と実施される事業（社会福祉協議会の取組）が併記されるため、相互の補完関係を直接的に確認しながらより効果的な事業の設定と推進が可能になること。

〇事業評価の段階において、得られた結果の要因分析を事業の視点と仕組の視点の双方からきめ細かに行え、事業改善に向けた情報が豊富に得られること。

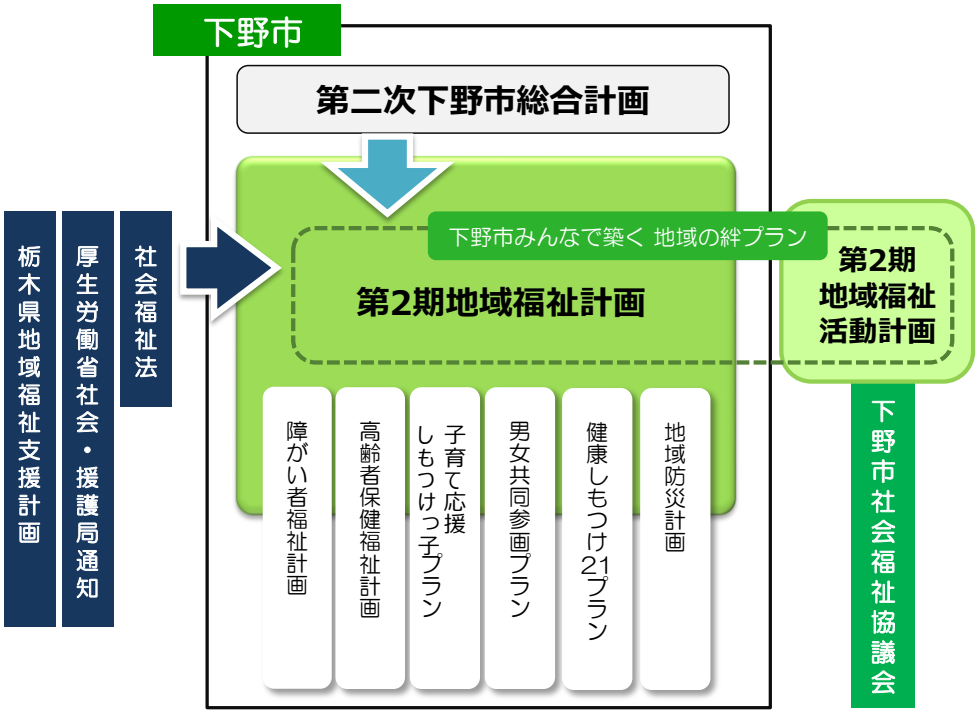

また、今回の計画は、少子高齢化の進展や度重なる自然災害の発生、経済の低迷等の社会情勢の変化を背景に、厚生労働省から発出された以下の通知も踏まえて策定されています。

- 平成19年「要援護者※2の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（厚生労働省社会・援護局　社援発第0810001号）
- 平成 22 年「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（同　社援地発 0813 第 1 号）
- 平成 26 年「生活困窮者※3自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（同　社援発 0327 第 13 号）

※2 要介護者や障がい者、妊婦、乳幼児など緊急時に周囲からの援助が必要な人。
※3 日常生活を送る上で、経済的な困難を抱えている人のこと。

４　計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から 33 年度までの５年間とします。この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度等に著しい変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

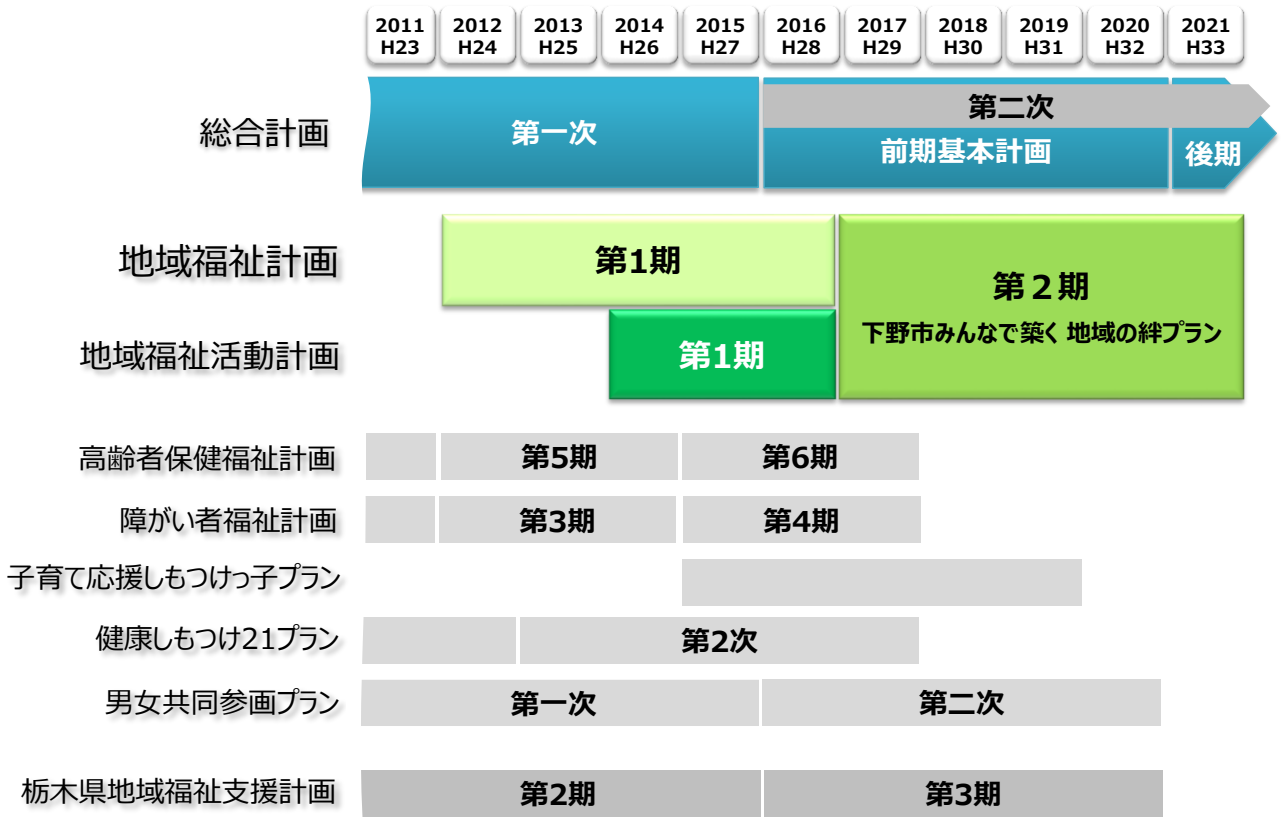

５　計画の策定方法

計画策定にあたっては、市民の意見を反映させるために市民アンケート調査、住民懇談会、団体ヒアリング及びパブリックコメントを実施し、計画策定のための基礎調査資料としました。

また「第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」並びに「第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定庁内検討部会」を設置し計画策定の各段階で協議を重ねました。

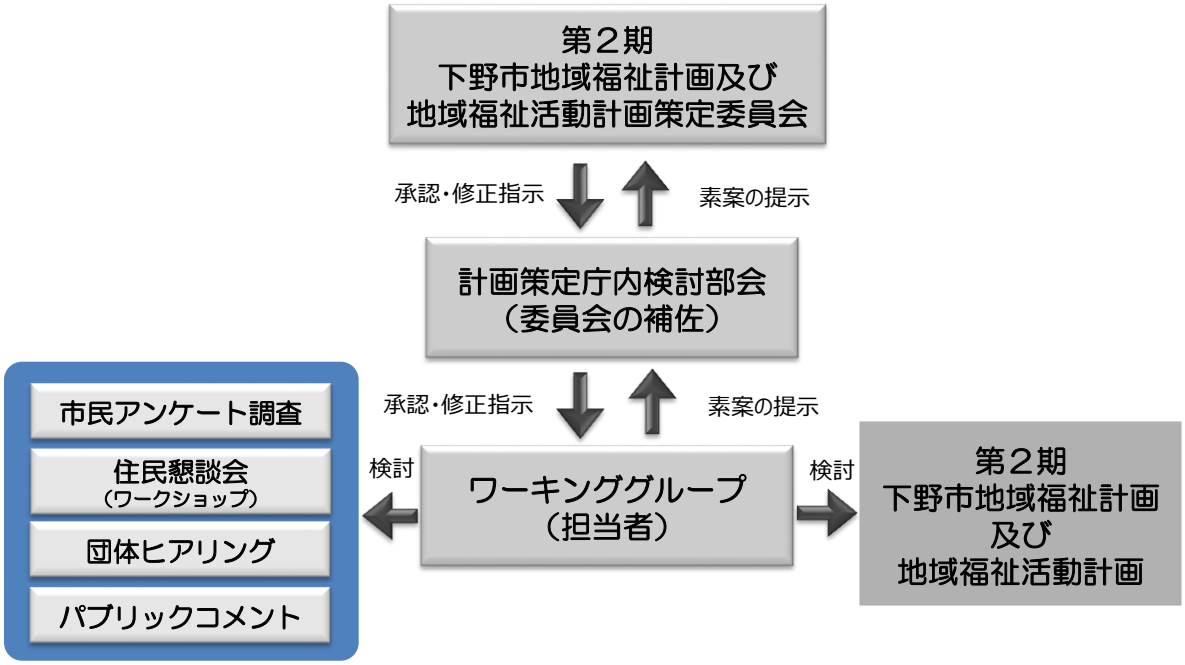

第２期地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会

第２章　地域福祉をめぐる下野市の現状と課題

１　統計から見る市の現状
２　アンケート調査から見る市民意識の現状
３　住民懇談会から見る現状
４　団体ヒアリングから見る現状
５　第１期計画の推進状況
６　下野市の地域福祉をめぐる課題

第２章　地域福祉をめぐる下野市の現状と課題

１　統計から見る市の現状

（１）人口や高齢化率の状況

総人口は、平成 25 年の 60,252 人をピークに、その後はゆるやかな減少傾向となっています。平成 28 年の総人口は 60,073 人でピーク時から 179 人減少しました。

年齢 3 区分別の人口比では、平成 24 年から平成 28 年にかけて 0～14 歳の人口比が 1.0 ポイント、15～64 歳の人口比が 2.2 ポイント減少する一方、65 歳以上の人口比（高齢化率）は 3.2 ポイント上昇しています。下野市は国や県の平均よりも高齢化率は低く県内でも若い市ですが、少子高齢化は確実に進んでいます。

■人口と年齢３区分別人口の推移

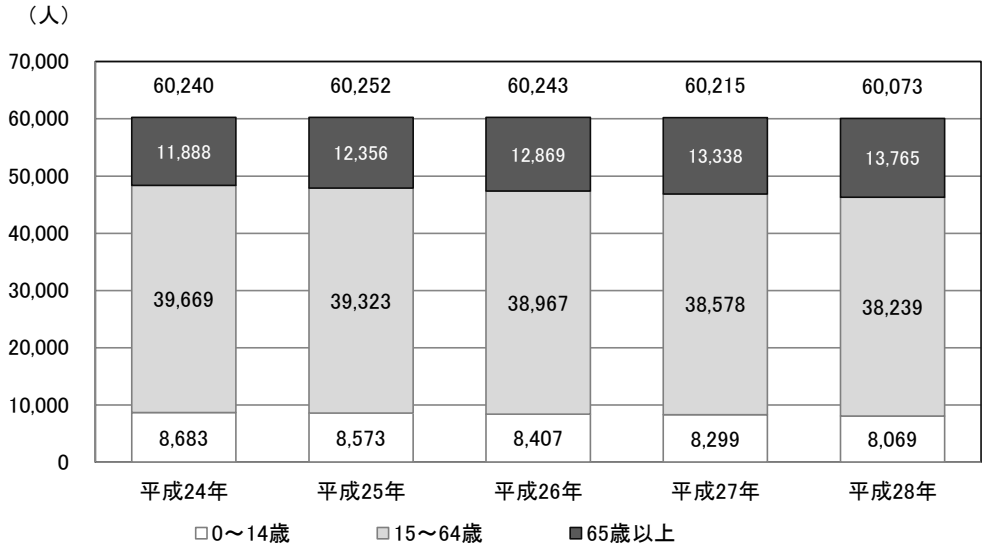

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

■年齢３区分別人口比の推移

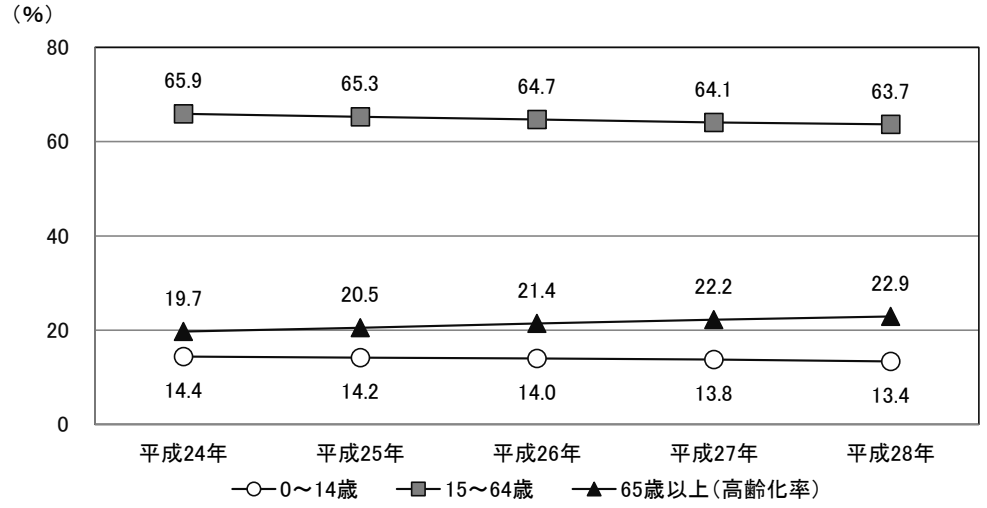

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

■国・県と比較した高齢化率の推移

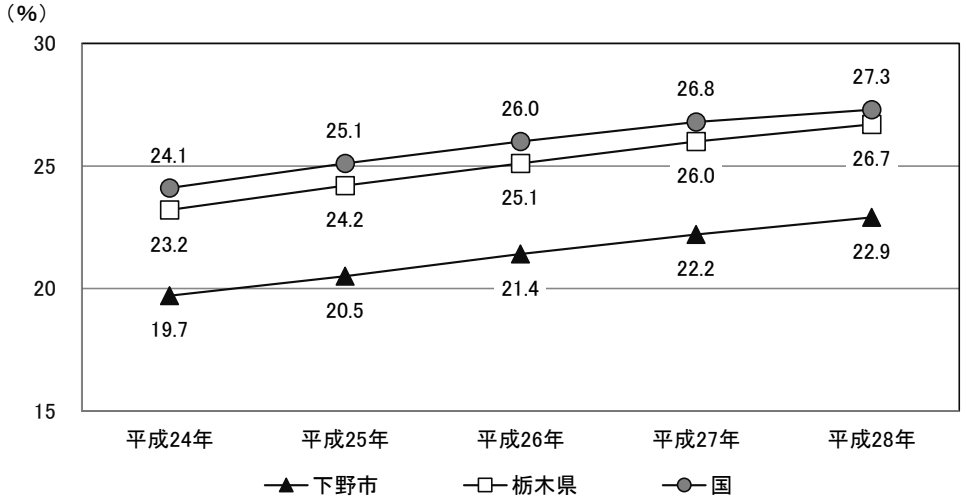

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

市内の４中学校区別に年齢３区分別人口比を見ると、南河内第二中学校区で 65 歳以上の人口比（高齢化率）が 16.4%で最も低く、最も高い南河内中学校区の 27.5%とは 11.1%の差があります。一方、平成 23 年時点でのその差は 14.0%であったことから年齢３区分別人口比における地域差は、平成23年からの５年間で縮小してきていることが分かります。

■地区別の人口構成

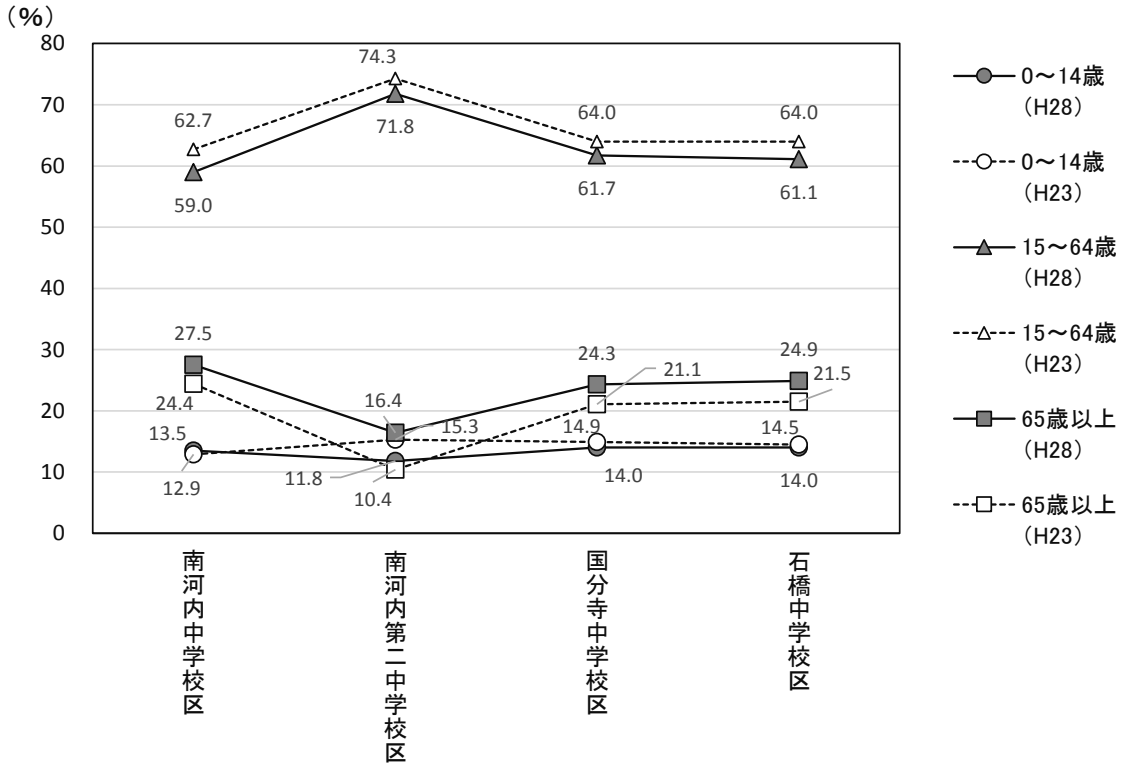

資料：住民基本台帳（平成 28 年９月 30 日現在）

高齢化率を自治会別に見ると、0%から 40%以上と様々で、市の中心部でも高齢化率の高い地域があったり、周辺部でも高齢化率の低い地域がみられたりします。

■下野市の自治会区域ごとの高齢化率

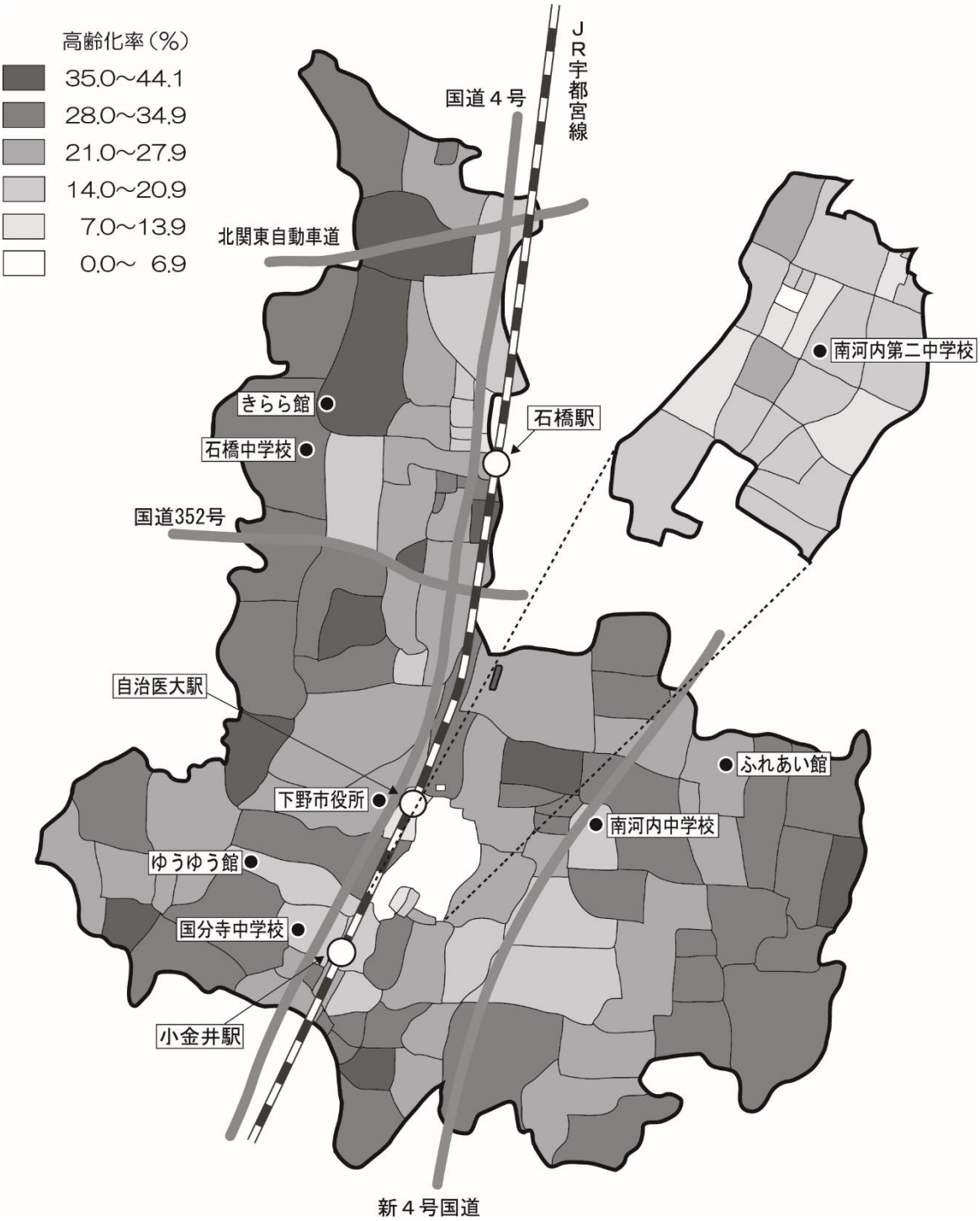

資料：生活支援コーディネーター※4
（平成 28 年８月 24 日時点）

※4 地域において、高齢者の生活支援や介護予防の基盤整備のための調整を果たす者。

（2）世帯数と世帯あたり人員の状況

世帯数は、年間で 300 世帯前後の増加が続いています。総人口は平成 25 年以降減少傾向となっているため、平成 28 年の世帯あたり人員は 2.59 人となっており平成 24 年の 2.74 人から 0.15 人減少しました。

■世帯数と世帯当たり人員の推移

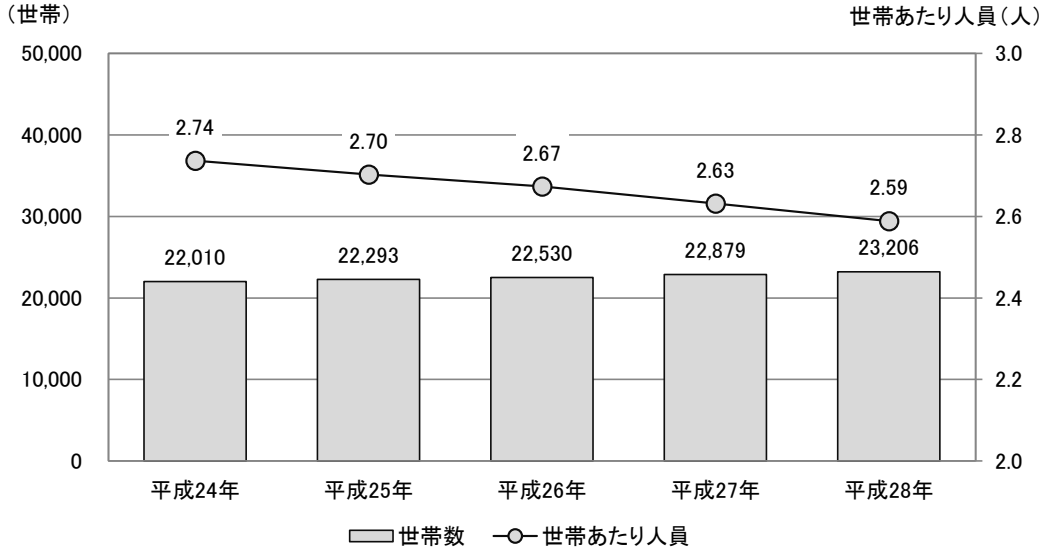

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（３）子どもをめぐる状況

平成 23 年から平成 25 年まで本市の合計特殊出生率※5は、県の出生率よりもわずかに低く推移する傾向を示していましたが、平成 26 年には対前年で 0.11 低下して 1.31 となり、平成 27 年も 1.32 と同水準であったため、ゆるやかな増加傾向にある県との差は広がっています。

■合計特殊出生率の推移

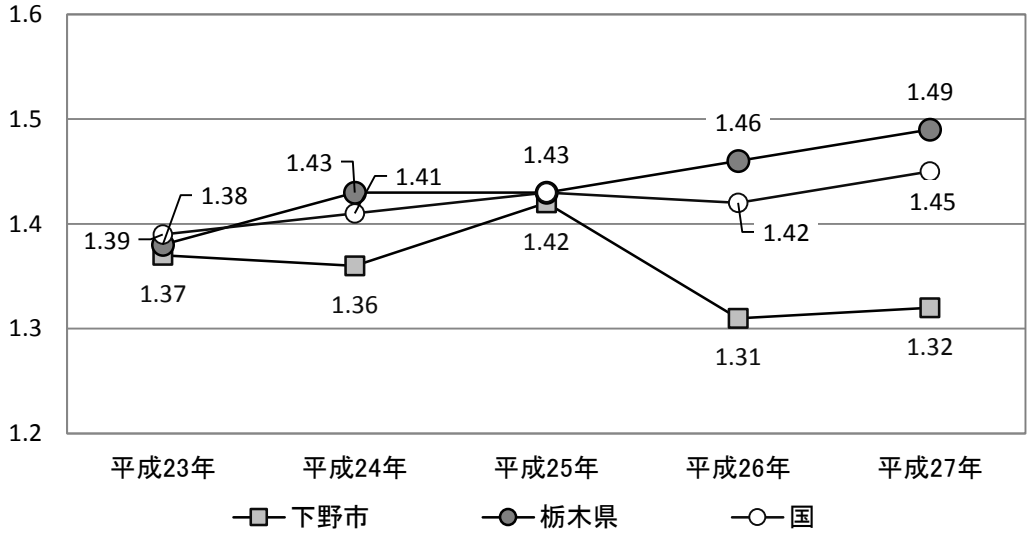

資料：栃木県人口動態総覧

※5 １人の女性が一生の間に生むと推計される子どもの数。

保育園、幼稚園及び認定こども園※6を合わせた園児数は、平成 24 年から徐々に増加傾向にあります。平成 28 年には、平成 24 年から 100 人増え 1,999 人となりました。

■保育園、幼稚園、認定こども園の園児数の推移

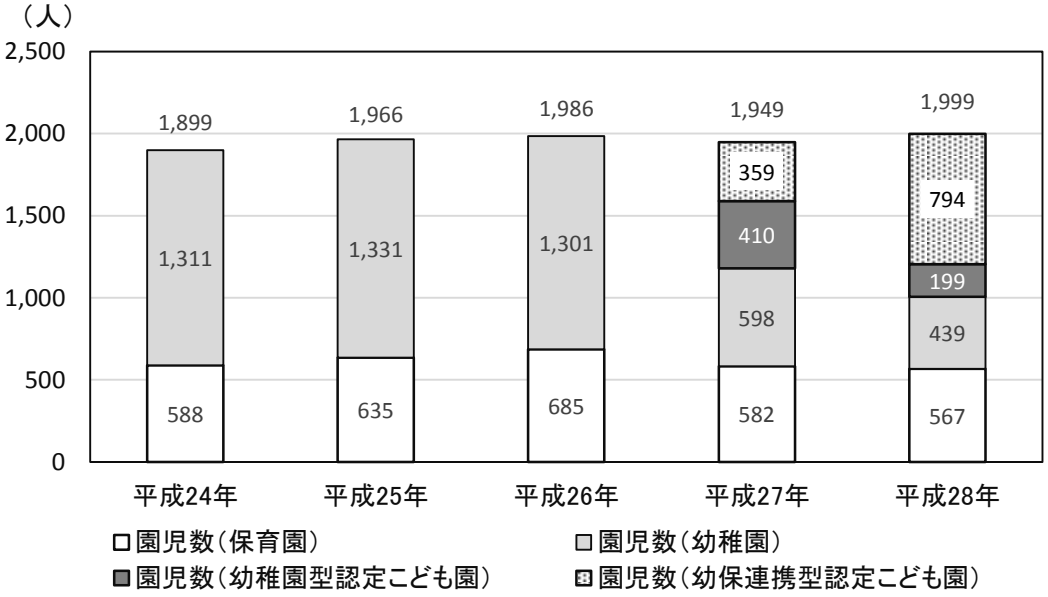

資料：保育行政調査（各年４月１日現在）
学校基本調査（各年５月１日現在）
保育所等早見表（各年４月１日現在）

保育園、幼稚園及び認定こども園の数は、15 から 17 箇所で推移しています。平成 27 年以降、保育園や幼稚園から認定こども園への移行が始まり、園の構成は徐々に変化しています。

■保育園、幼稚園、認定こども園の数の推移

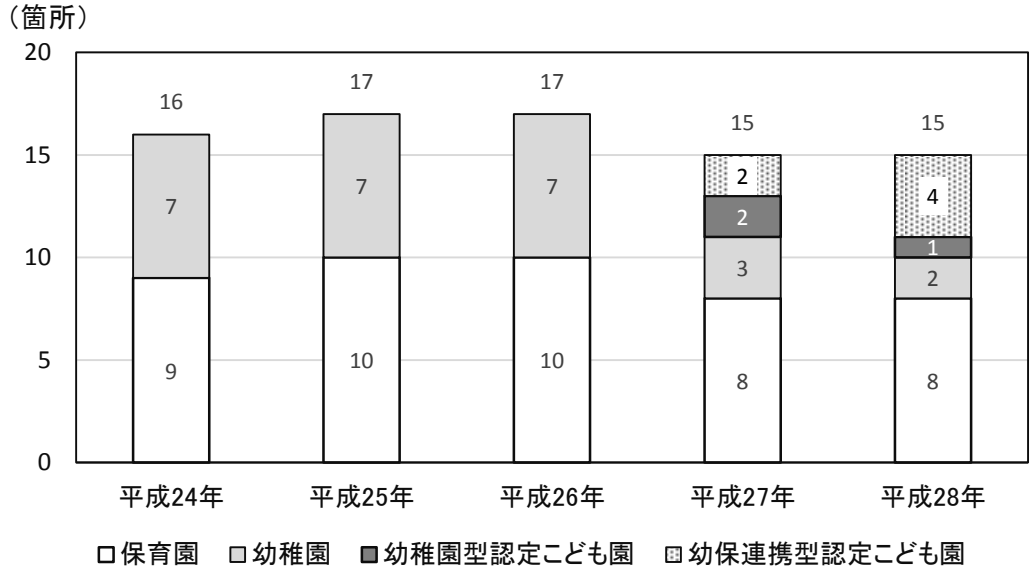

資料：保育行政調査（各年４月１日現在）
学校基本調査（各年５月１日現在）

※6 幼児教育と保育を一体的に実施する施設。

（４）高齢者の状況

高齢者の世帯状況を見ると平成 17 年からの 10 年間で高齢者の単身世帯は 1.9 倍、夫婦ともに 65 歳以上の高齢者夫婦世帯は 1.8 倍に増加しています。平成 27 年時点では、全世帯の約 14%は、高齢者の単身もしくは高齢者夫婦のみの世帯となっています。

■高齢者世帯状況の推移

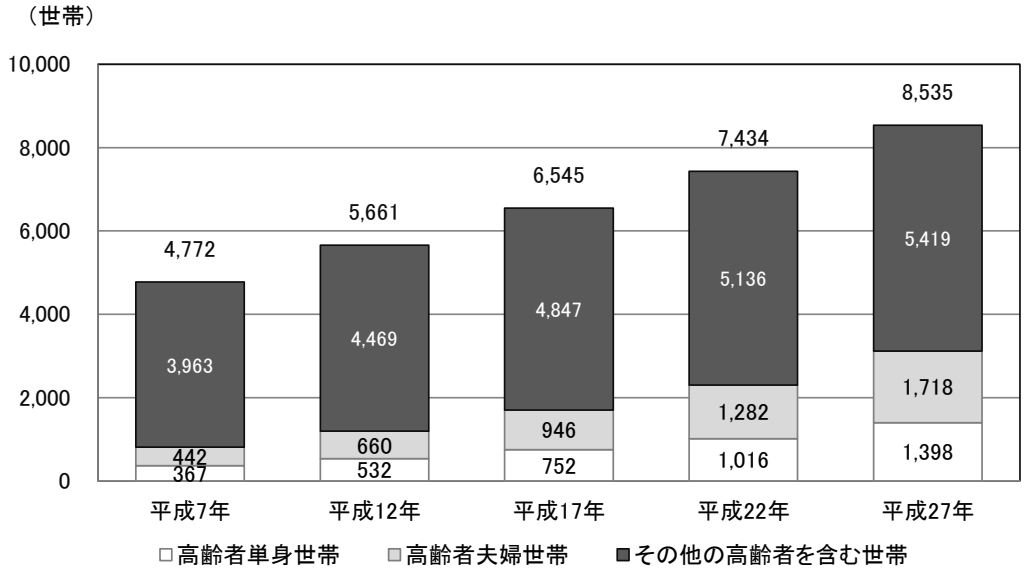

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

要介護認定者は年々増加しています。高齢者に占める認定者の割合（認定率）も上昇していることから、今後、高齢者人口の増加以上の割合で認定者の増加が予測されます。

■介護認定者数と認定率の推移

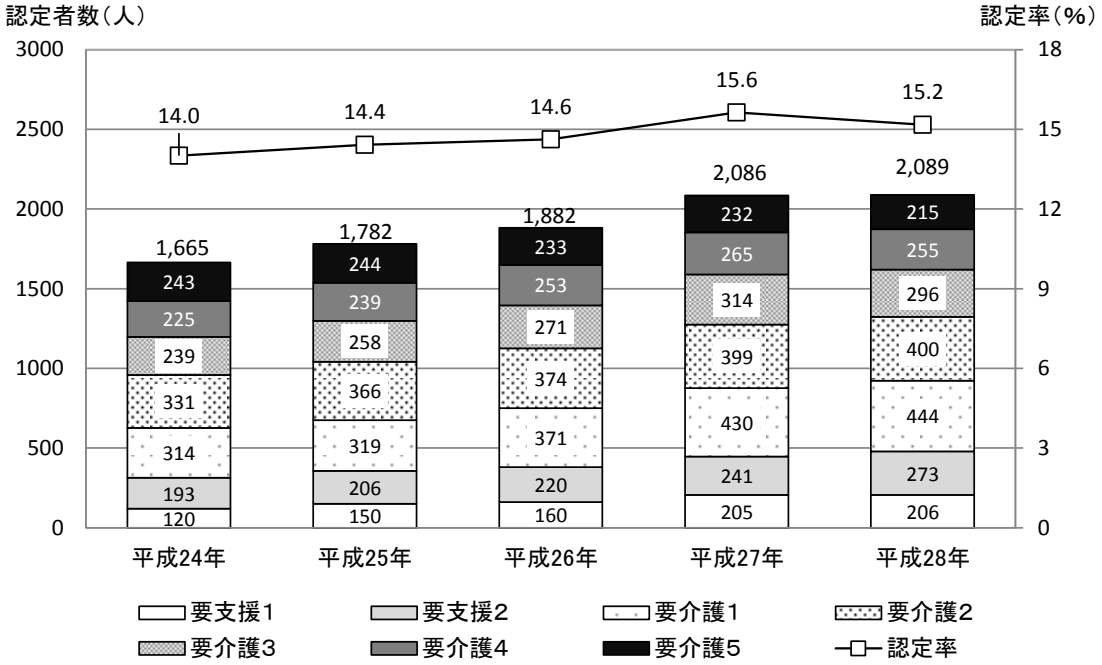

資料：介護保険事業状況報告（各年 4 月 30 日現在）

（５）障がいのある方の状況

障害者手帳所持者は、平成 24 年から平成 26 年まで年間１00 人前後増加していましたが、その後は平成 28 年まで同水準で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移

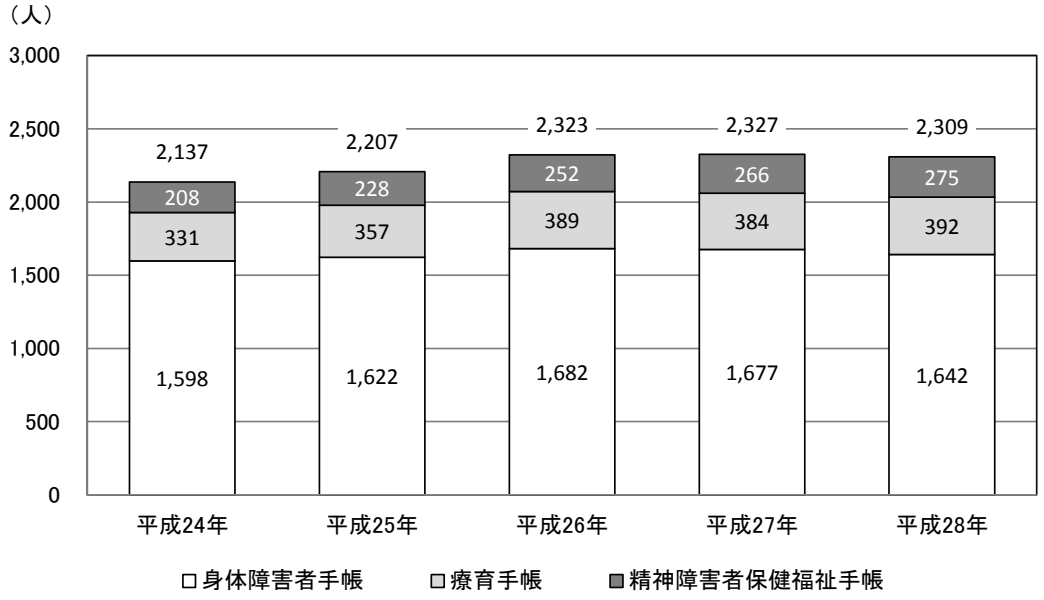

社会福祉課調べ（各年４月１日現在）

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、平成 25 年以降 530 人から 550 人台での推移となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

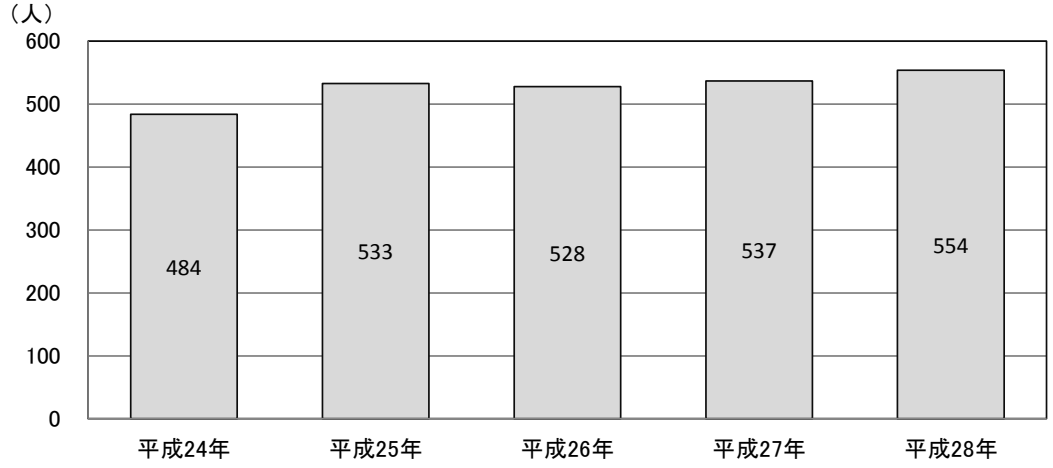

社会福祉課調べ（各年４月１日現在）

（６）避難行動要支援者※7の状況

避難行動要支援者名簿への登録者は、年々増加しています。平成 28 年を見ると高齢者の登録者は高齢者全体の 33%、障害者手帳保有者の 19%に相当しています。

■避難行動要支援者名簿登録者数の推移

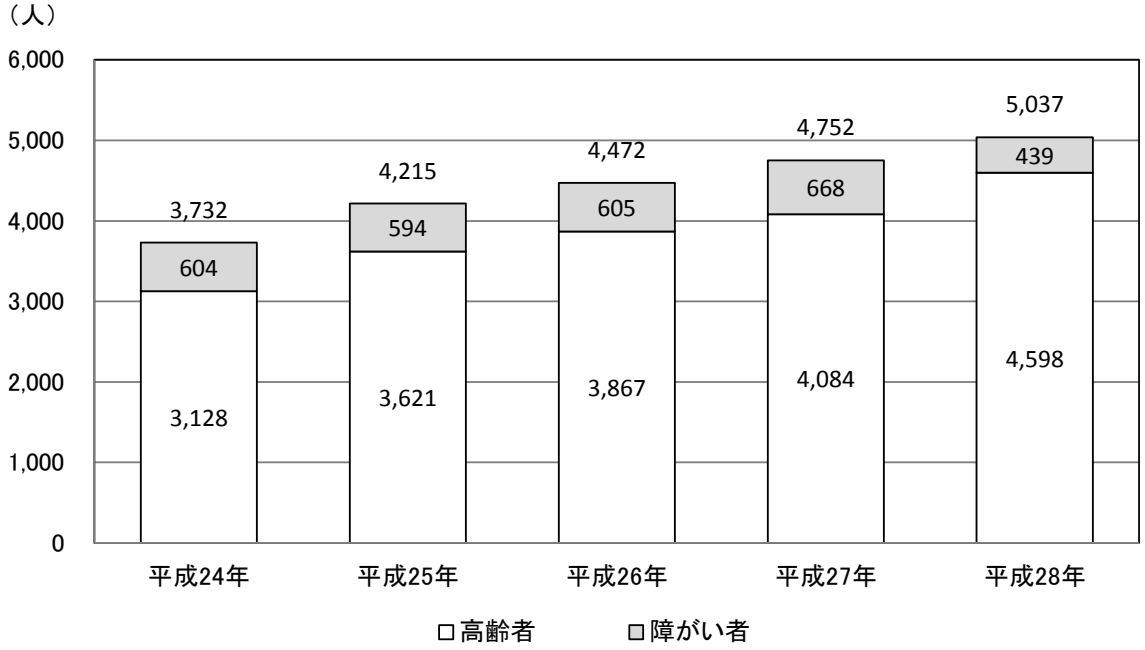

高齢福祉課・社会福祉課調べ（各年４月１日現在）

※7 高齢者・障がい者など、災害発生時に自ら避難することが困難な人のこと。

（7）生活保護世帯等の状況

生活保護世帯は平成 24 年からの２年間で 42 世帯増加し、平成 26 年には 312 世帯となりました。その後、ゆるやかですが依然として増加傾向にあります。

また、生活保護世帯全体に占める高齢者世帯及びその割合（高齢化率）は年々増加しており、平成 28 年には 46.1％と半数近くを占めるまでになっています。

新たな制度として、平成２７年度に開始された生活困窮者自立支援事業の初年度の実績は、生活困窮者相談件数が 81 件で就労件数が 14 件となっています。

■生活保護世帯数の推移

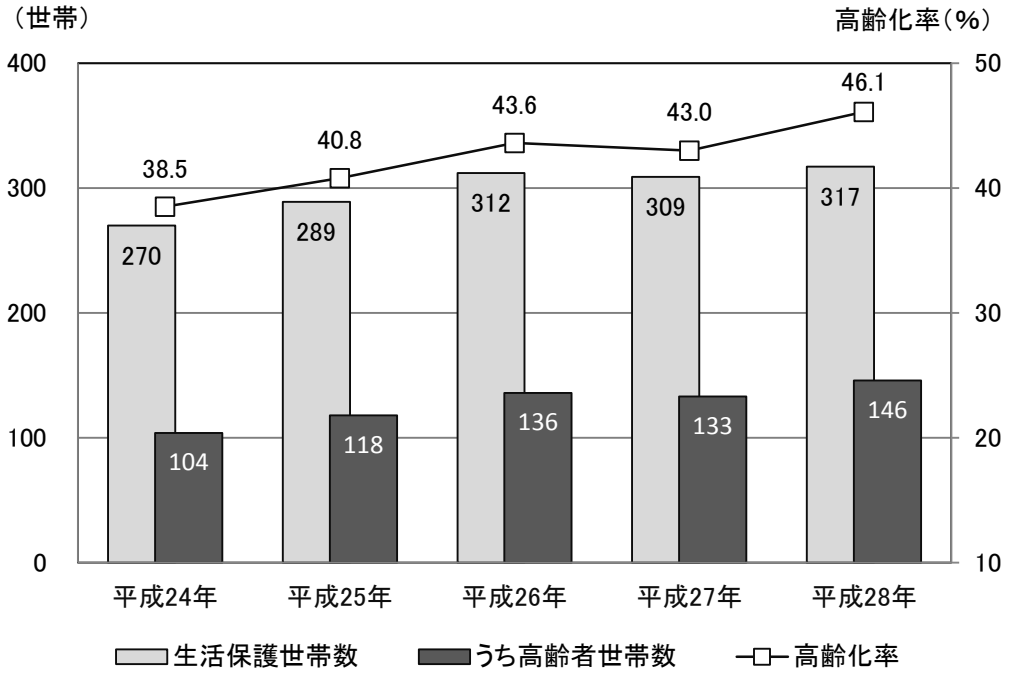

社会福祉課調べ（各年３月 31 日現在）

（８）地域活動の状況

各年度において自治会加入世帯数は 15,500 世帯前後ですが、加入率は年々減少する傾向が続いています。平成 28 年の加入率は 67.7%となっており平成 24 年から 4.4 ポイント低くなりました。

■自治会加入世帯数及び加入率の推移

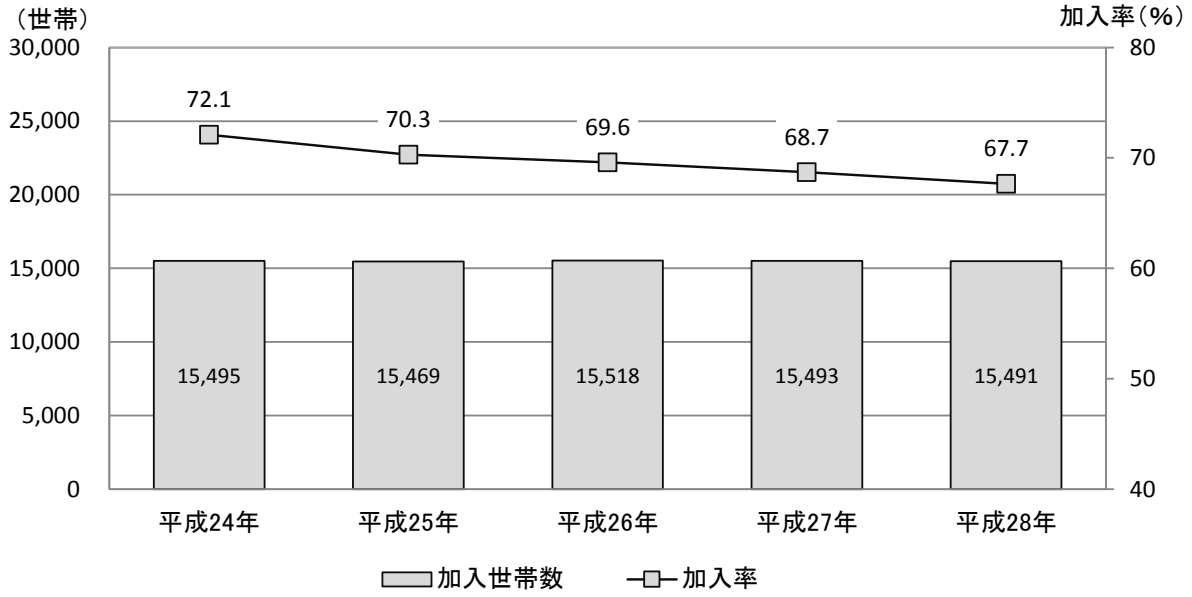

市民協働推進課調べ（各年４月１日現在）

老人クラブ※8については、クラブ数及び会員数とも減少傾向が続いています。

■老人クラブ会員数及びクラブ数の推移

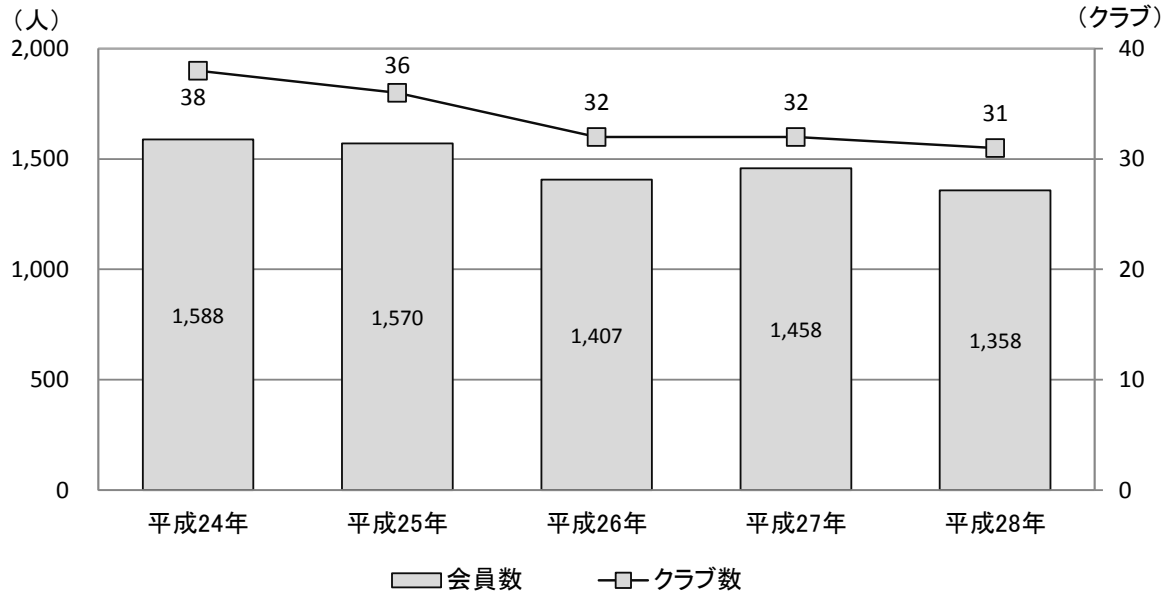

高齢福祉課調べ（各年３月 31 日現在）

※8 概ね 60 歳以上の高齢者が自主的に参加・運営し、地域貢献活動にも取り組んでいる組織。

平成 24 年以降、ボランティア登録団体数は 71 から 75 の間で推移していますが、登録者は平成 25 年から年々増加する傾向となっています。

■ボランティア登録者数及び登録団体数の推移

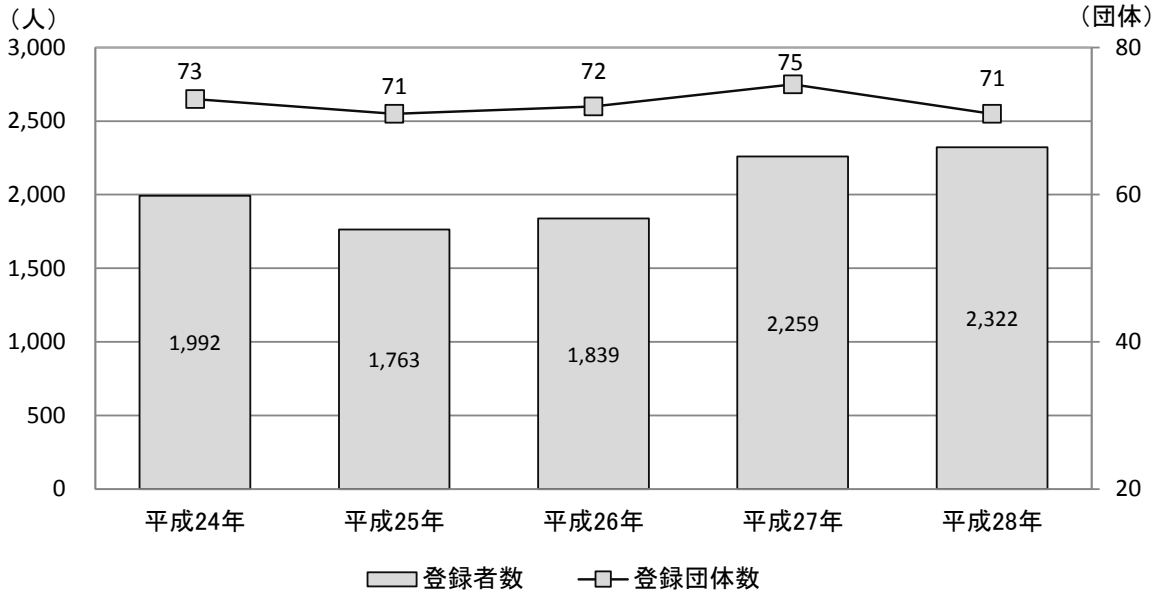

社会福祉協議会調べ（各年３月 31 日現在）

NPO 法人※9数は年々増加し、平成 28 年には 13 団体となり平成 24 年の法人数からほぼ倍に増加しました。

■NPO 法人数の推移

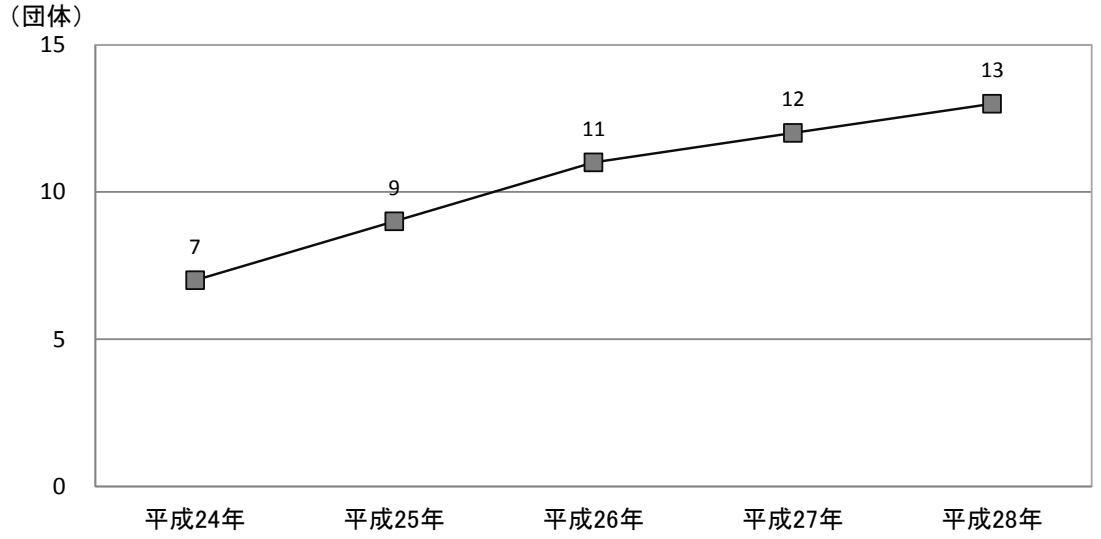

市民協働推進課調べ（各年４月１日現在）

※9 非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。

民生委員・児童委員※10の活動については、平成 24 年以降年間の活動日数、相談件数とも多い件数で推移しています。また、近年では複雑・多様な相談が増加しています。

■民生委員・児童委員活動の推移

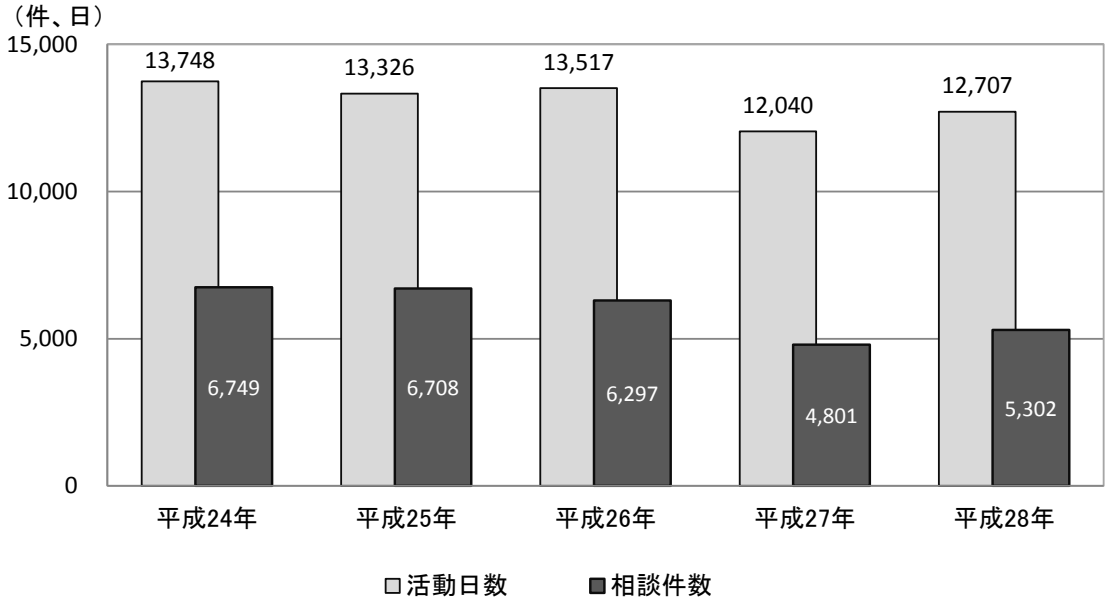

社会福祉課調べ（各年３月 31 日現在）

※10 民生委員法で規定された、市民の立場で社会福祉の増進に努める民間奉仕者。

２　アンケート調査から見る市民意識の現状

（１）調査の概要

本調査は、下野市に在住の 18 歳以上の市民 2,000 人の方を対象に実施しました。実施概要及び回収結果は以下のとおりです。

調査対象者数

区　分	調査対象者数	調査対象
18 歳以上の男女	2,000 人	年代別無作為抽出

実施概要

項　目	詳　細
調査対象地域	下野市全域
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	郵送配布・回収
調査時期	平成 28 年 8 月

回収結果

区　分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
18 歳以上の男女	2,000	832	41.6%

（２）調査結果の概要

●福祉に「とても関心がある」「ある程度関心がある」と答えた人が 76%います。

前回行った平成 22 年の調査では「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計は 80.6%でしたので、福祉に関心のある人の割合はやや少なくなっています。

■福祉への関心（単数回答、回答者数：平成 28 年 832 人、平成 22 年 777 人）

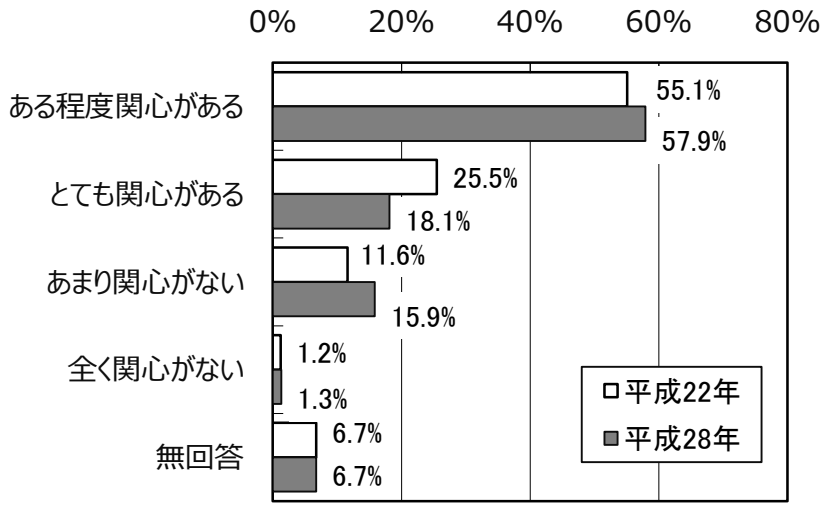

●「自治会」を「地域」と考える人が最も多く地域への愛着が「大いにある」「ある程度ある」と答えた人は 63.7%います。

「地域」と考える範囲を年代別に見ると 10～20 歳代では「下野市全域」が最も多くなっています。地域への愛着がある人の割合、前回調査の 69.2%からはやや低下しています。

■「地域」と考える範囲（単数回答、回答者数 832 人）

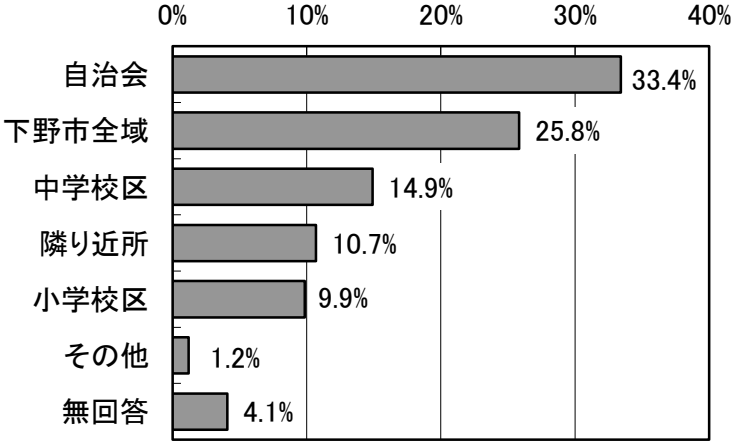

■地域と考える範囲（年代別）

上段：回答数 下段：%	合計	隣り近所	自治会	小学校区	中学校区	下野市全域	その他	無回答
10歳代	16	0	4	2	5	5	0	0
	100.0%	0.0%	25.0%	12.5%	31.3%	31.3%	0.0%	0.0%
20歳代	111	10	30	13	21	31	4	2
	100.0%	9.0%	27.0%	11.7%	18.9%	27.9%	3.6%	1.8%
30歳代	150	14	43	25	25	39	0	4
	100.0%	9.3%	28.7%	16.7%	16.7%	26.0%	0.0%	2.7%
40歳代	152	14	47	16	28	40	2	5
	100.0%	9.2%	30.9%	10.5%	18.4%	26.3%	1.3%	3.3%
50歳代	136	8	49	13	24	38	1	3
	100.0%	5.9%	36.0%	9.6%	17.6%	27.9%	0.7%	2.2%
60歳代	129	12	56	6	13	34	2	6
	100.0%	9.3%	43.4%	4.7%	10.1%	26.4%	1.6%	4.7%
70歳代	83	15	34	4	4	19	0	7
	100.0%	18.1%	41.0%	4.8%	4.8%	22.9%	0.0%	8.4%
80歳以上	50	15	15	3	2	9	1	5
	100.0%	30.0%	30.0%	6.0%	4.0%	18.0%	2.0%	10.0%

■地域への愛着（単数回答、回答者数：平成 28 年 832 人、平成 22 年 777 人）

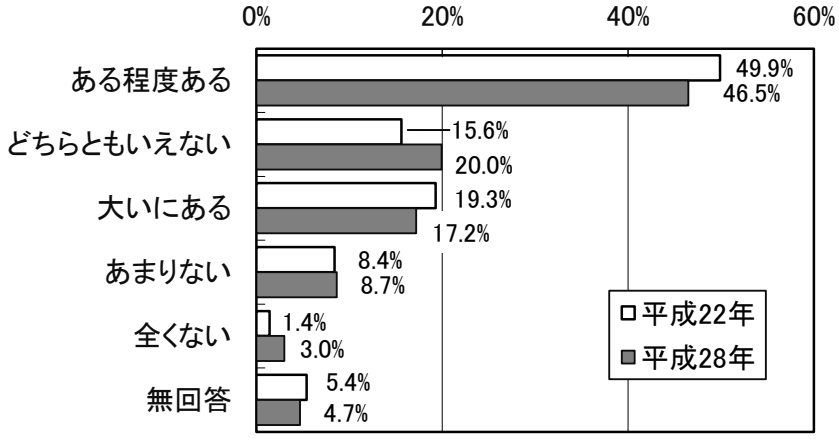

●普段の隣り近所との付き合いは「立ち話」や「あいさつ」をする程度が 62.6%です。

年代別で見ると年代の高まりとともに「常日頃から、家族ぐるみの付き合いがある」といった深い関係への回答が高くなっています。

■普段の隣り近所との付き合いの程度（単数回答、回答者数 832 人）

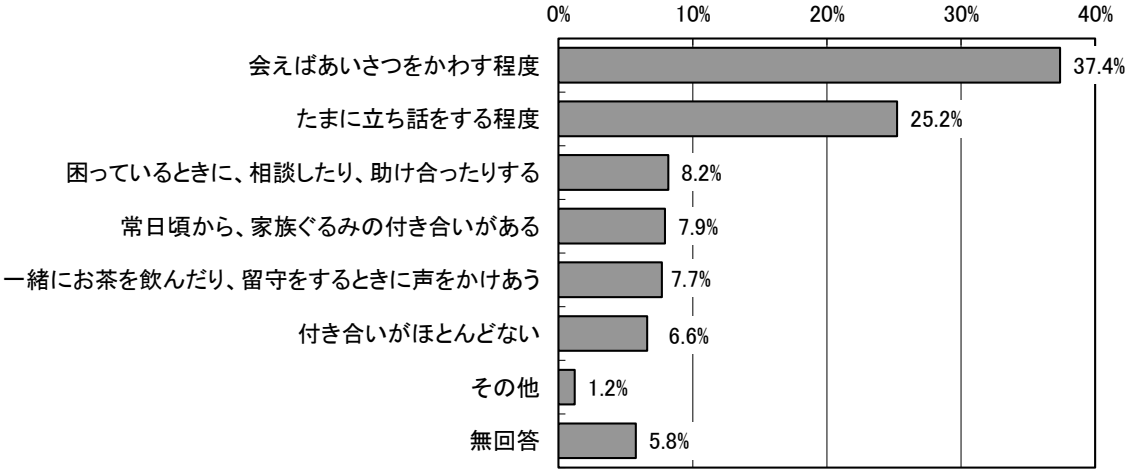

上段:回答数 下段:%	合計	常日頃から、家族ぐるみの付き合いがある	困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談したり、助け合ったりする	一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう	たまに立ち話をする程度	会えばあいさつをかわす程度	付き合いがほとんどない	その他	無回答
10歳代	16	3	1	0	2	8	0	2	0
	100.0%	18.8%	6.3%	0.0%	12.5%	50.0%	0.0%	12.5%	0.0%
20歳代	111	4	7	1	14	63	18	1	3
	100.0%	3.6%	6.3%	0.9%	12.6%	56.8%	16.2%	0.9%	2.7%
30歳代	150	14	5	6	37	69	15	0	4
	100.0%	9.3%	3.3%	4.0%	24.7%	46.0%	10.0%	0.0%	2.7%
40歳代	152	4	7	10	46	67	11	2	5
	100.0%	2.6%	4.6%	6.6%	30.3%	44.1%	7.2%	1.3%	3.3%
50歳代	136	6	12	17	41	49	3	1	7
	100.0%	4.4%	8.8%	12.5%	30.1%	36.0%	2.2%	0.7%	5.1%
60歳代	129	11	16	18	36	26	5	3	14
	100.0%	8.5%	12.4%	14.0%	27.9%	20.2%	3.9%	2.3%	10.9%
70歳代	83	14	15	6	23	18	0	0	7
	100.0%	16.9%	18.1%	7.2%	27.7%	21.7%	0.0%	0.0%	8.4%
80歳以上	50	9	4	6	10	10	2	1	8
	100.0%	18.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%	4.0%	2.0%	16.0%

●地域の問題点として約３割の人は「緊急時の対応体制がわからない」と回答しています。また、ほぼ４割の人は「防犯や防災など地域の安全を守ること」を地域住民が取り組むべきことと考えています。

地域の中での問題点では、世代間や隣り近所との交流といった「交流」についての回答も多くなっています。また、地域住民が取り組むべき課題では、高齢者に関することや子育て支援も多く上がっています。

■地域の問題点（複数回答、回答者数 832 人）

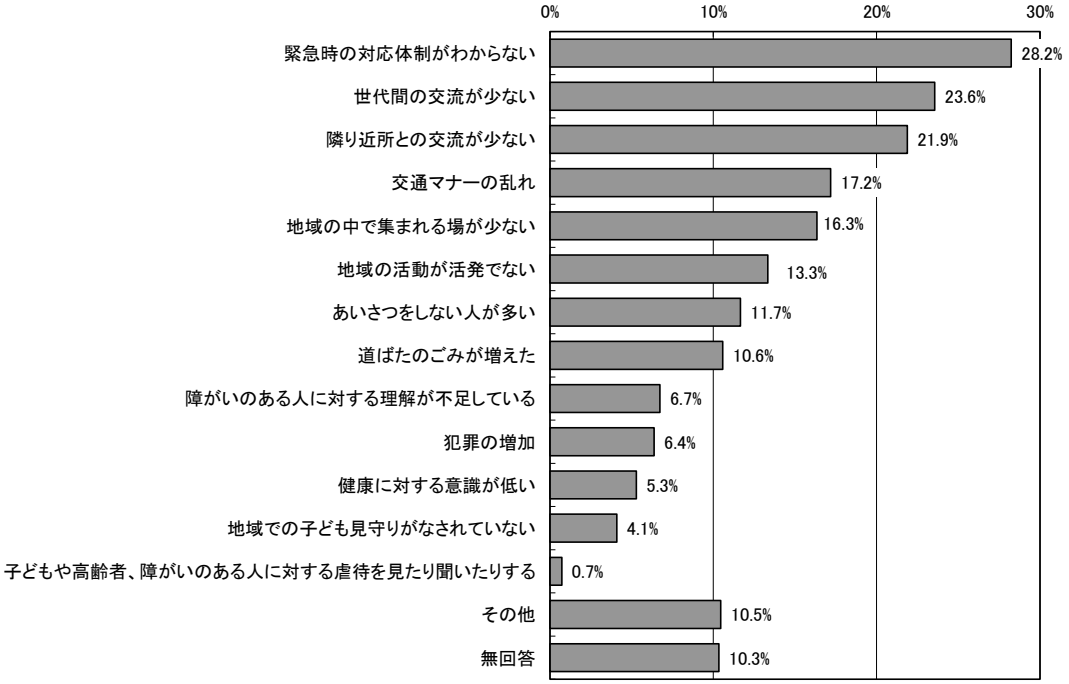

■地域住民が取り組むべき課題や問題（単数回答、回答者数 832 人）

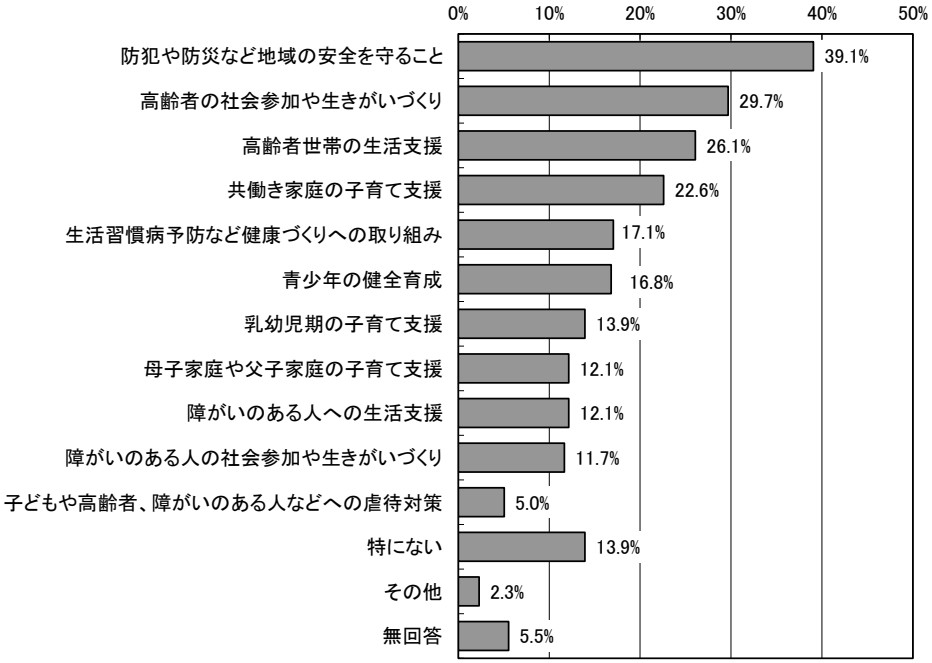

●日常生活で起こる問題の解決は「できるだけ住民同士で」が 45.8%で最も多い回答です。

ただし、前回調査結果の 47.7%からはやや低くなっており「地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちにまかせておきたい」が増えています。

■良いと思う日常生活の問題の解決法

（単数回答、回答者数：平成 28 年 832 人、平成 22 年 777 人）

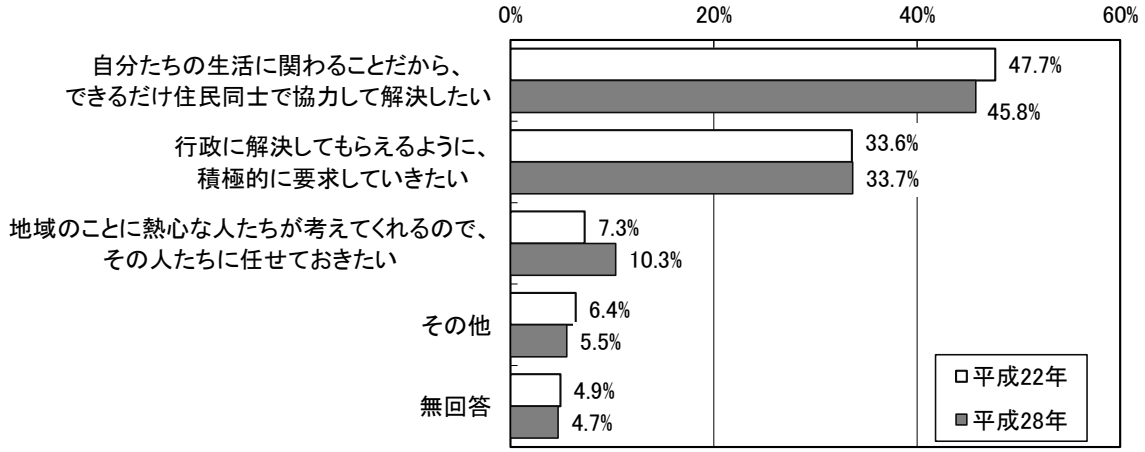

●「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」の認知度は、いずれも 10%前後です。

「下野市地域福祉計画」及び「下野市地域福祉活動計画」ともに一層の周知が必要です。

■下野市地域福祉計画の認知度

（単数回答、回答者数 832 人）

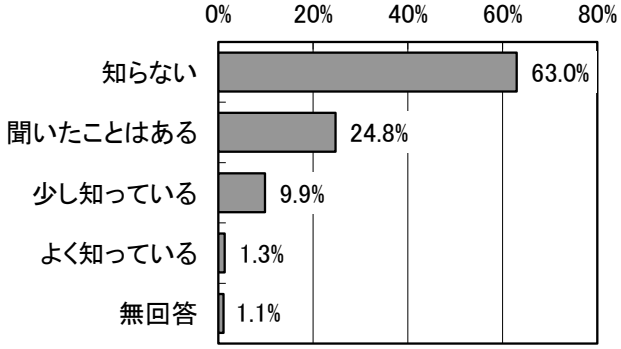

■下野市地域福祉活動計画の認知度

（単数回答、回答者数 832 人）

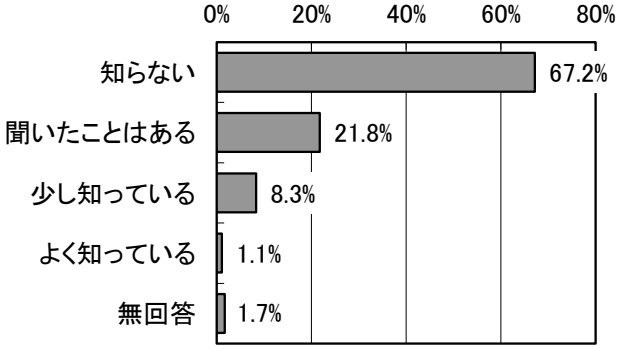

●地域活動やボランティア活動に取り組んだことのない人が４割以上いますが、今後、ボランティア活動に取り組んでもよいと考える人は７割近くいます。

■ボランティア活動に取り組んだ経験（単数回答、回答者数 832 人）

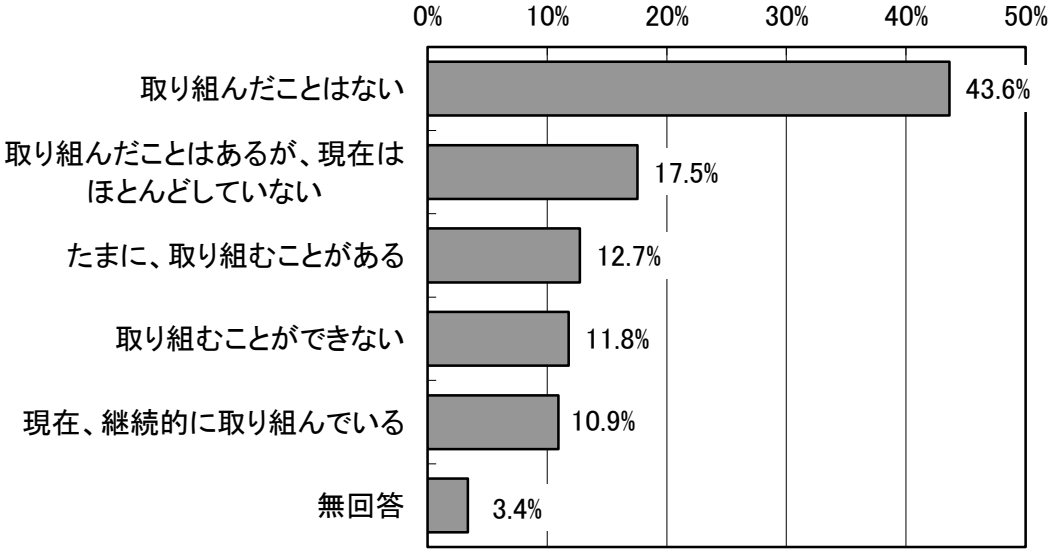

■今後のボランティア活動へ取り組む意向（単数回答、回答者数 832 人）

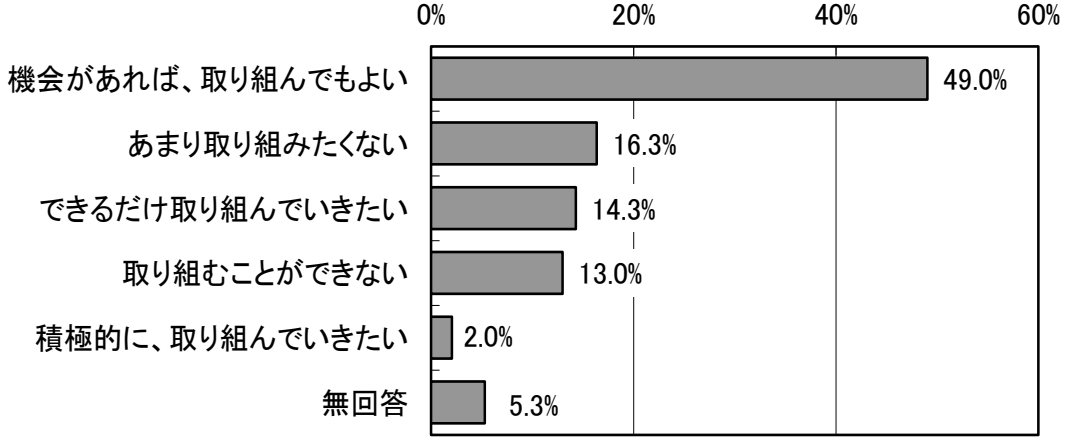

保有する専門的知識や技能別にボランティア活動への参加意向を見ると「積極的に取り組んでいきたい」と回答した人は「学習指導」や「スポーツ指導」の知識・技能を持っている人に多く「できるだけ取り組んでいきたい」と回答した人では「農業・園芸」の知識・技能を持っている人「機会があれば取り組んでもよい」と回答した人では「介護・看護」の知識・技能を持っている人が最も多くなっていました。

■ボランティアへの参加意向（保有する専門的知識や技能別）

＊各グラフ中のＮは回答者数を示しています

全体（N=832）

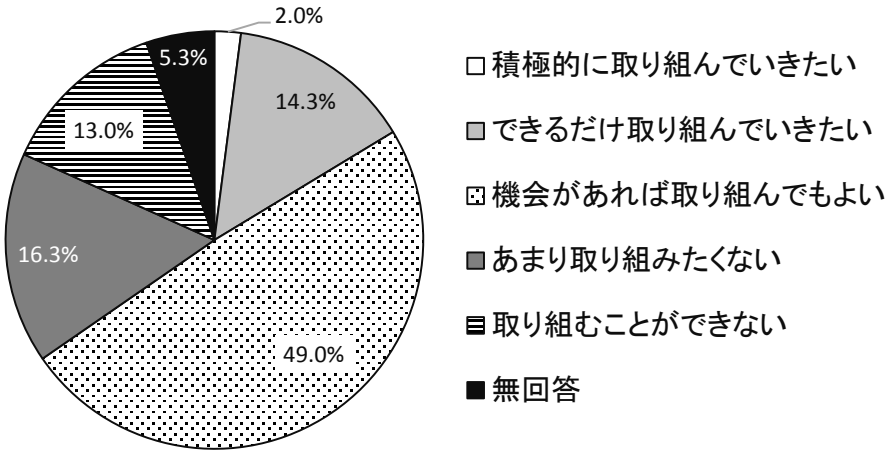

農業・園芸（N=64）

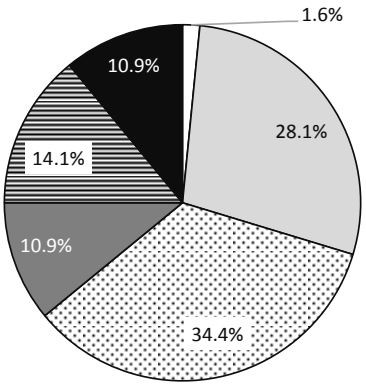

経理・会計（N=41）

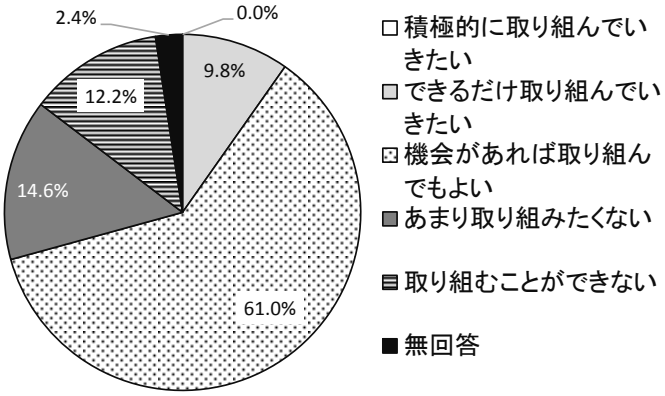

大工・リフォーム（N=20）

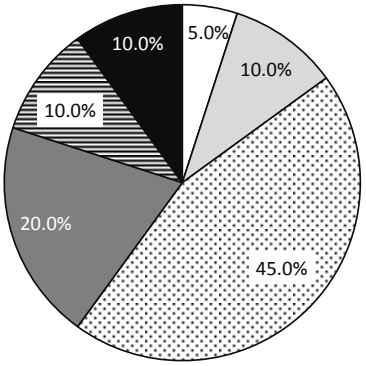

生産管理・品質管理（N=45）

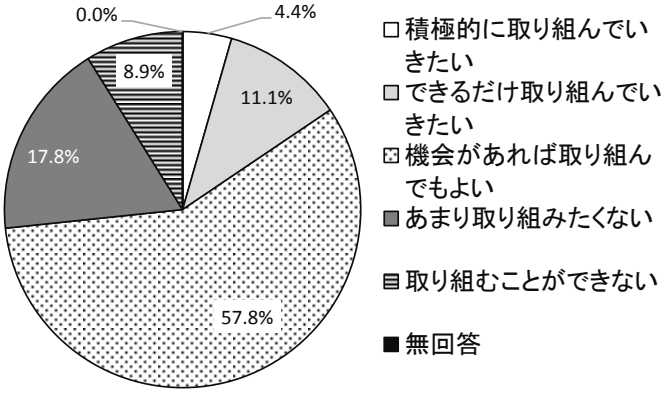

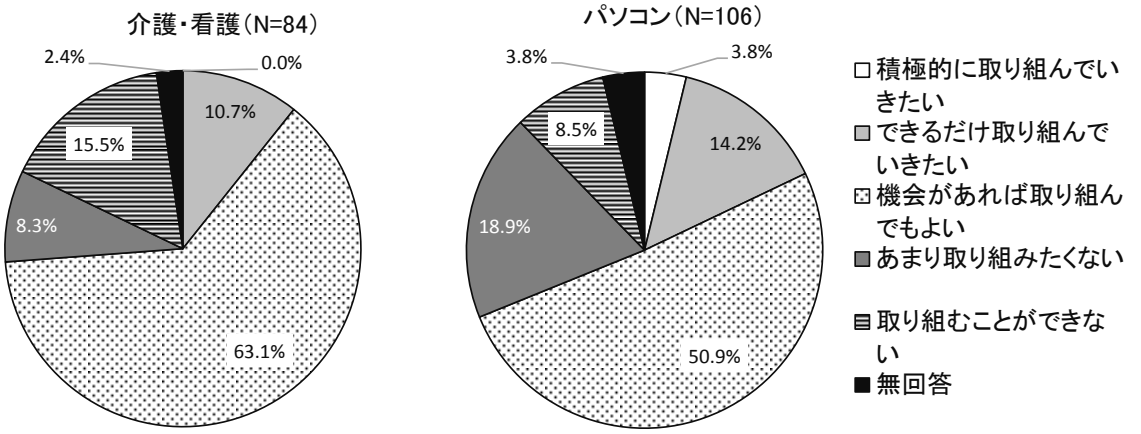
介護・看護（N=84）
2.4%
0.0%
10.7%
15.5%
8.3%
63.1%
パソコン（N=106）
3.8%
3.8%
14.2%
8.5%
18.9%
50.9%
積極的に取り組んでいきたい
できるだけ取り組んでいきたい
機会があれば取り組んでもよい
あまり取り組みたくない
取り組むことができない
無回答

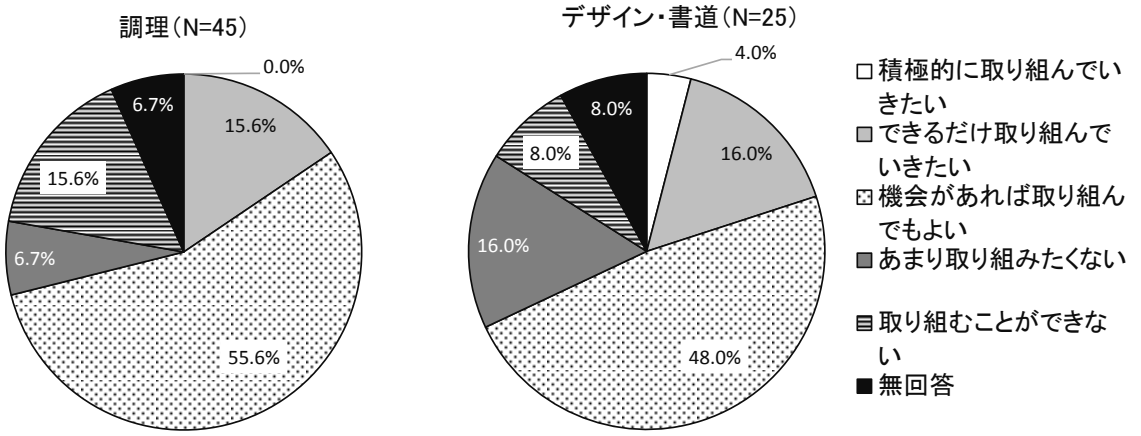
調理（N=45）
0.0%
6.7%
15.6%
15.6%
6.7%
55.6%
デザイン・書道（N=25）
4.0%
8.0%
16.0%
8.0%
16.0%
48.0%
積極的に取り組んでいきたい
できるだけ取り組んでいきたい
機会があれば取り組んでもよい
あまり取り組みたくない
取り組むことができない
無回答

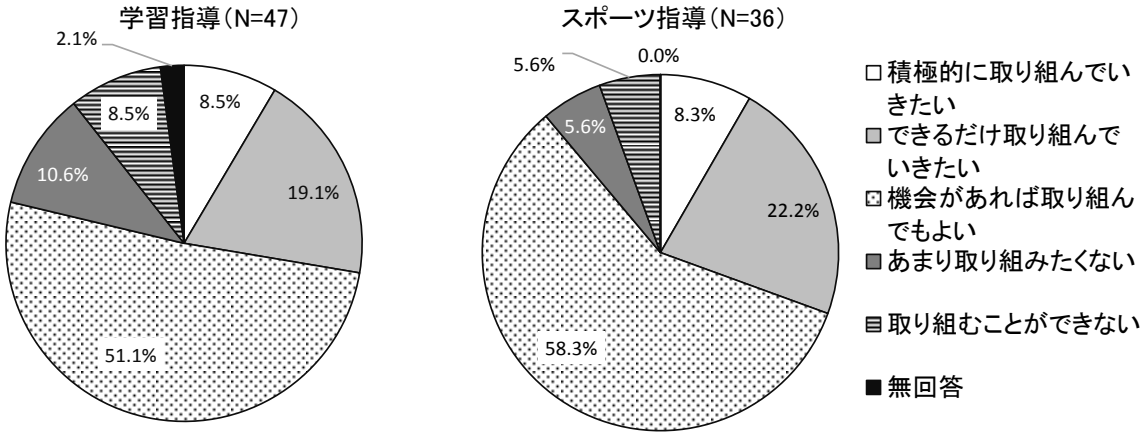
学習指導（N=47）
2.1%
8.5%
8.5%
10.6%
19.1%
51.1%
スポーツ指導（N=36）
5.6%
0.0%
8.3%
5.6%
22.2%
58.3%
積極的に取り組んでいきたい
できるだけ取り組んでいきたい
機会があれば取り組んでもよい
あまり取り組みたくない
取り組むことができない
無回答

●福祉サービスの情報を「十分入手できている」及び「十分ではないが入手できている」と回答した人と「ほとんど入手できていない」と回答した人が同じくらいいます。

入手できている人の７割以上が、福祉サービスに関する情報源として「市役所の窓口や広報紙」をあげています。また、情報の入手ができていない人のうちの約７割が「どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない」と回答しています。

■福祉サービス情報の入手状況（単数回答、回答者数 832 人）

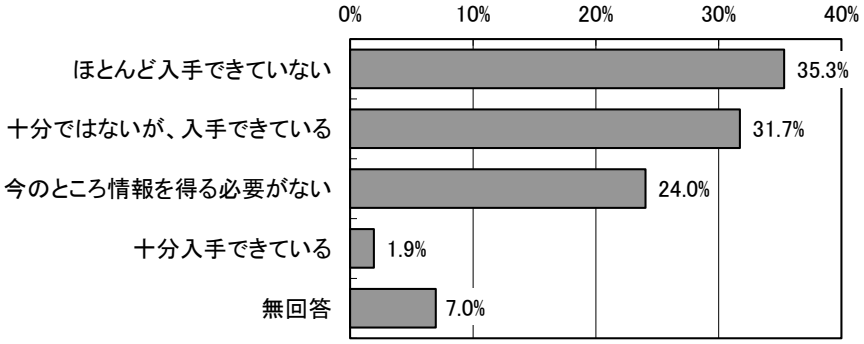

■福祉サービスについての情報源（複数回答、回答者数 832 人）

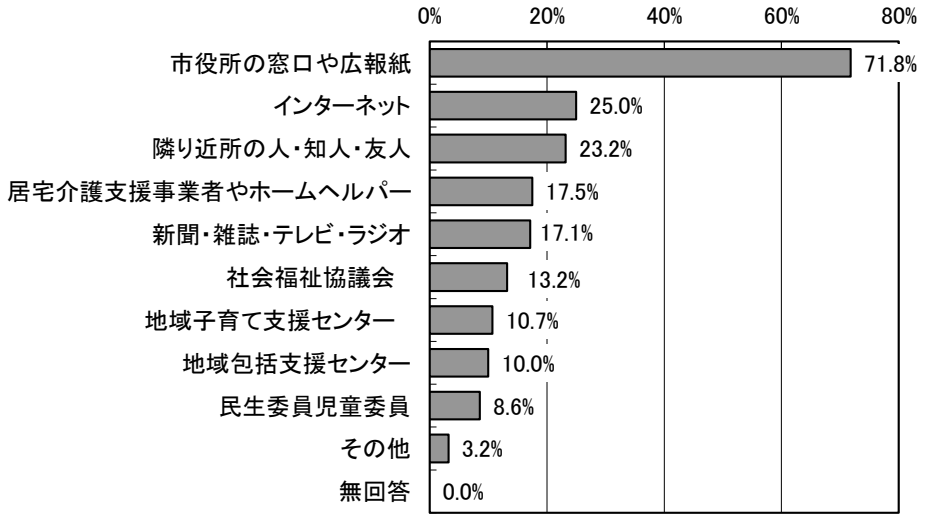

■情報が得られない理由（複数回答、回答者数 832 人）

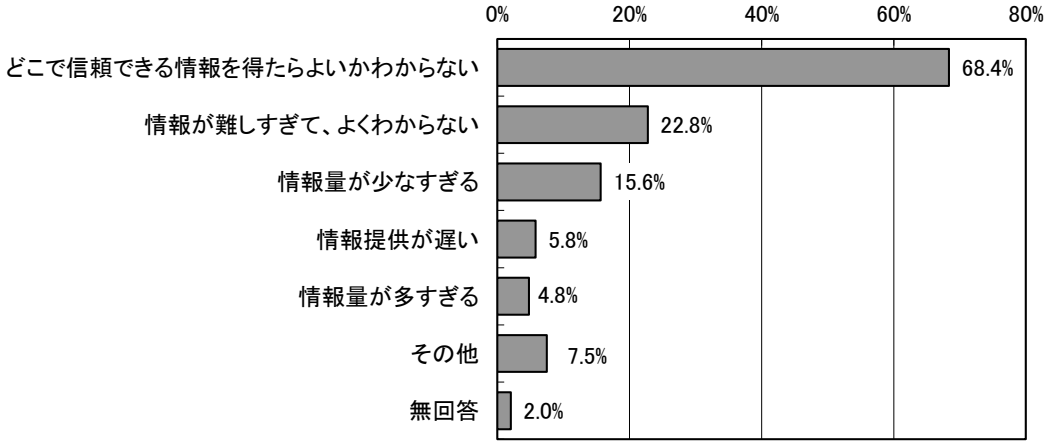

●成年後見制度※11及び生活困窮者自立支援制度ともに認知度は低い状況にあります。

成年後見制度では約２割、生活困窮者自立支援制度では４割弱の人が「言葉も聞いたことがないし、制度も全く知らない」と回答しています。

■成年後見制度の認知度（単数回答、回答者数 832 人）

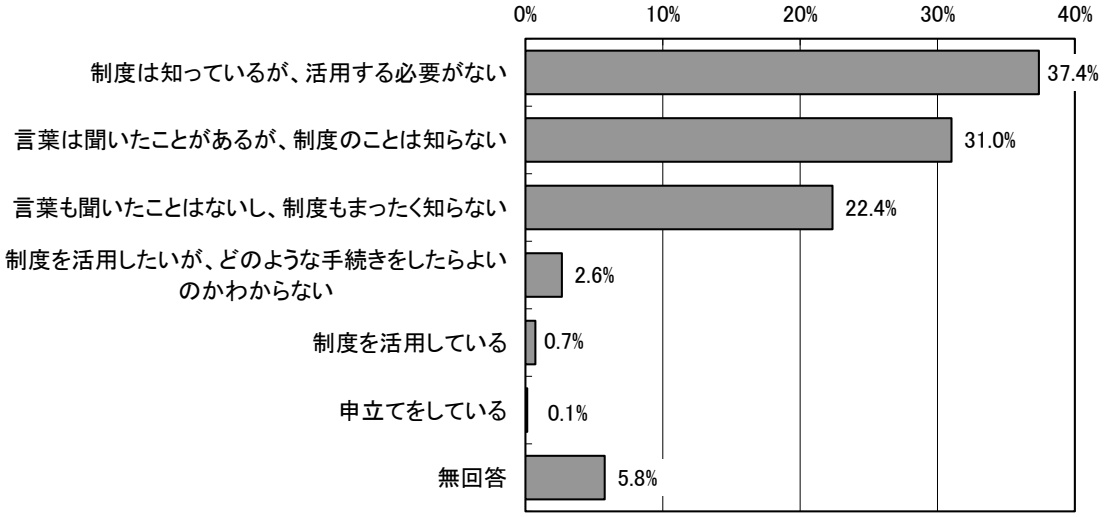

■生活困窮者自立支援制度の認知度（単数回答、回答者数 832 人）

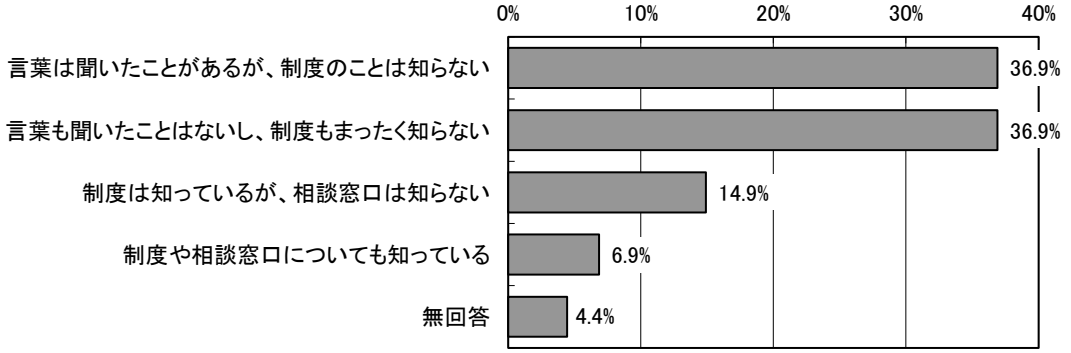

※11　認知症高齢者など、判断能力が不十分な人の財産管理などを代理人が行う制度。

●市の保健福祉施策（サービス）については、充実していると感じる人が増えています。

「とても充実している」「まあまあ充実している」を合わせた回答は６割を超え、前回調査から大きく上昇しました。

■市の保健福祉施策について

（単数回答、回答者数：平成 28 年 832 人、平成 22 年 777 人）

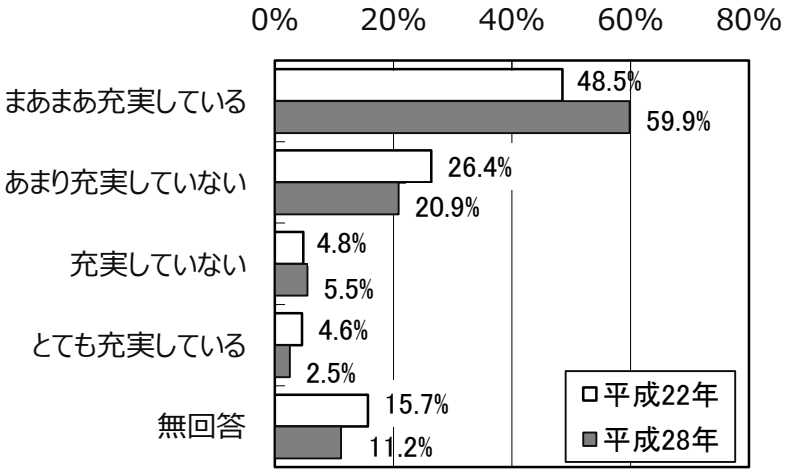

●市の保健福祉施策をより充実していくために重要と考える施策では「気軽に相談できる場の充実」「健康や福祉についての情報提供の充実」「子育て環境の充実」「交通の利便性の確保」が多く望まれています。

■市の保健福祉施策の充実のために重要な施策（３つまで選択、回答者数 832 人）

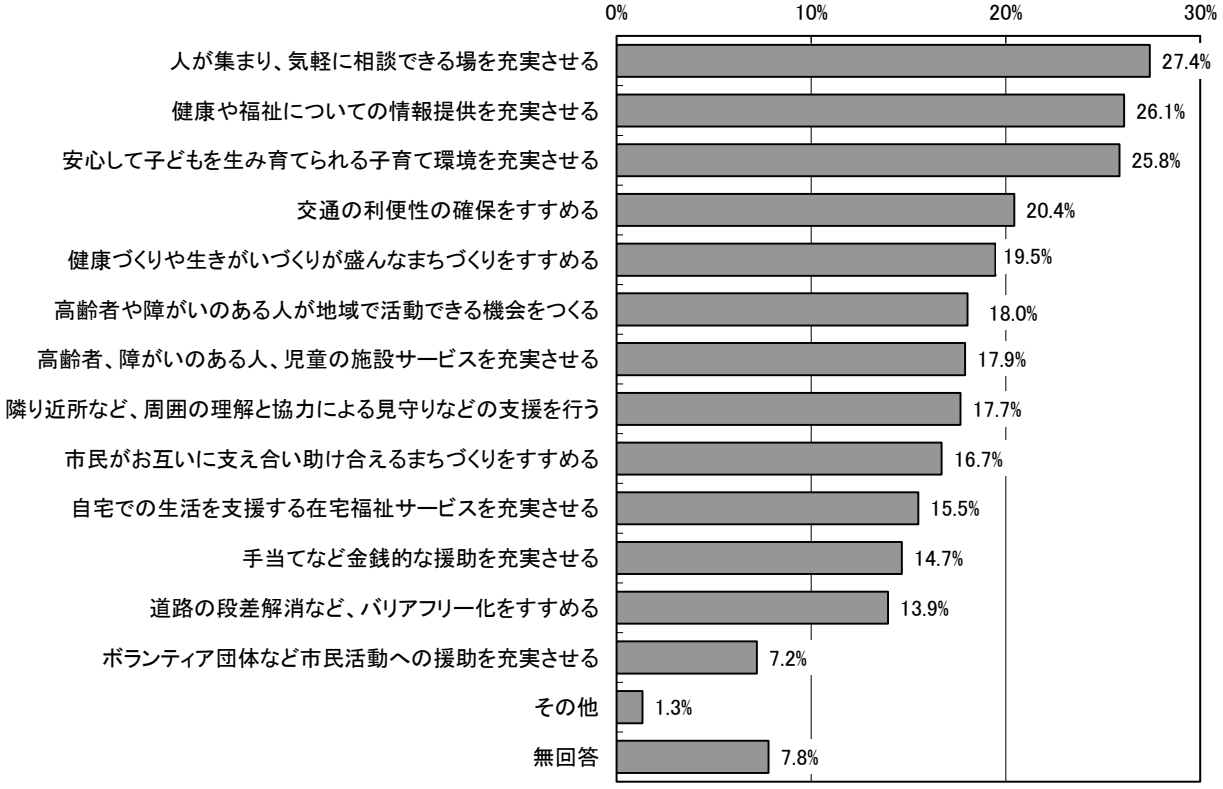

●地域との関わりの中で考える『幸福』として安心感や日ごろの関係をあげた人が多くいます。

「いざという時は、支えられるという安心感があること」がほぼ６割、次いで「地域の人と日常的にあいさつする関係があること」を５割の人があげています。安心感や日頃の関係に「幸福」を感じる人が多い結果と考えられます。

■地域との関わりの中で幸福と考えること（複数回答、回答者数 832 人）

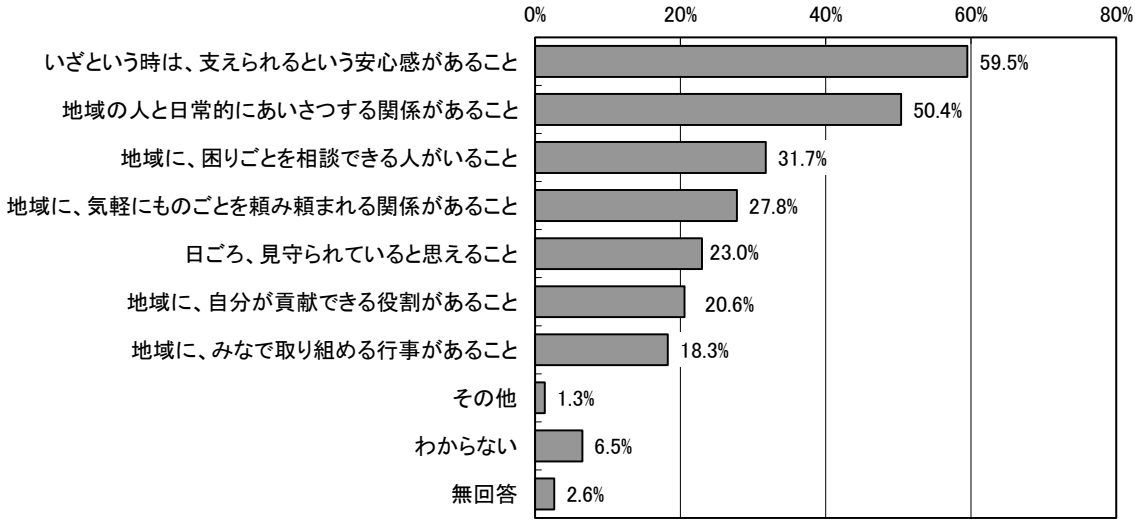

以上の結果から市民の地域への愛着意識や日常生活上の「互助」意識がやや希薄化していること、市民は「防犯や防災などから地域をまもること」を暮らしの安心のために最も大きな地域の課題と考えていること、具体的な福祉制度についての認知度は必ずしも高くないことが明らかとなりました。

そのため、第２期地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定にあたっては、以下の点に力を入れることが必要になります。

- 市民の互助意識高揚のために引き続き「地域づくり」の施策を推進すること
- 安全な暮らしを求める市民意識に応えるため、引き続き「まちづくり」の施策を推進すること
- 福祉サービスの更なる充実を図るとともに、サービス情報提供の仕組を充実すること

３　住民懇談会から見る現状

市民に地域福祉や地域福祉計画及び地域福祉活動計画について理解を深めていただくとともに、地域における福祉課題を把握し、「第２期地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定」に向け、基礎となる資料を得ることを目的としてワークショップ※12形式の住民懇談会を実施しました。

【日程・テーマ】

全３回開催。各回のテーマと狙いは以下のとおりです。

各回とも、下野市保健福祉センターゆうゆう館で実施しました。

	開 催 日 時	テーマ	狙　い
第１回	９月17日（土） 午前９時30分 ～正午	地域の良い点と課題について話し合いましょう。	改めて地域を見つめ、その良い点・改善したい点に関し思い思いにご意見を頂いたのち、それらを整理することで地域の課題について、クリアなイメージを持っていただくこと。
第２回	９月24日（土） 午前９時30分 ～正午	地域の課題に対して私たちが取り組めることを話し合いましょう。	第１回で整理された内容を素材として、その課題の解決の仕方について「地域福祉」の考え方を踏まえて検討していただくこと。
第３回	10月２日（日） 午前９時30分 ～正午	私たちのできる取組と、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の関係を考えてみましょう。	第２回で検討された課題解決の内容を、「下野市地域福祉計画」及び「下野市地域福祉活動計画」の事業・施策と関連付けながら検討していただき計画についての理解を深めていただくこと。

【結果のまとめ】

懇談会の結果から、第２期計画の施策につながる方向性が以下のとおり見えました。

■「地域づくり」に関して

子ども、高齢者、障がい者も含めた世代間交流の推進

地域のつながりが希薄化してきているという多くのご意見から、世代を越えて誰もが参加できるような行事などを増やすという方向性が示されました。

世代間交流などで市民の顔が見える地域づくりの醸成

自治会の中には、市民のことは全てわかるところから集合住宅や転出入が頻繁で隣り近所の顔が見えない地域まであります。地域の特性や市民のライフスタイルに配慮した交流の機会を広げ市民の顔の見える地域づくりにつながる取組が求められます。

※12　様々な立場の人が、自由に意見を出し合い、課題への提案をまとめ上げていく場や作業。

■「まちづくり」に関して

市民の知識や経験をまちづくりに活かす取組の推進

高齢者など、多くの知識や豊かな経験を持つ人の潜在力をまちづくりに活かす取組を検討していく必要があります。

地域で災害に備えるための話し合いや避難訓練の実施

万一に備えたまちづくりが求められており、地域での避難訓練や災害についての懇談会の実施、自主防災組織の立ち上げ等が必要とされました。

また、行政に対しては、災害に備え、地域住民が主体的に、かつ迅速に行動できるよう情報提供することが求められました。

■「しくみづくり」に関して

福祉人材の育成につながるボランティア講座の実施

地域における支え合い活動を推進するために重要な地域リーダーやボランティアの育成や確保に課題があるため、高齢者の経験や知識をボランティアに生かす取組やボランティア講座の開催が求められています。

ワークショップ形式の住民懇談会

４　団体ヒアリングから見る現状

「第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定のための基礎資料を得る目的で、市内介護保険施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉事業者及び福祉推進実践者を対象に現在の課題や施策等の状況を把握し今後の改善に向けた提案等についてヒアリングによる調査を実施しました。

【日程・調査の内容】

調査は平成 28 年 10 月に実施し以下の内容についてうかがいました。

項　目	主な調査内容
団体等について	団体名、活動期間、人数、活動の圏域、活動の目的、活動の対象 活動の内容、連携している団体
団体等の活動について	悩んでいる問題点・課題等、連携を図る上での課題 感じている地域の福祉課題、今後新たに取り組みたい活動 今後連携したいと考える団体と取り組みたいこと
ご意見・ご要望について	下野市社会福祉協議会や市へのご意見・ご要望・ご提案等 その他のご意見

【結果のまとめ】

団体の課題や地域の福祉課題、市や社協へのご要望やご提案から第２期計画の施策につながる方向性が以下のとおり見えました。

■「地域づくり」に関して

高齢者の状況に応じた働きかけ

一人暮らし高齢者が増加していますが過去につながりのなかった高齢者との向き合い方には配慮が必要です。また、行事への参加を実現するポイントとして、行事会場への交通手段の確保も同時に行う必要があります。

■「まちづくり」に関して

空き家の利活用の推進

地域で増えている空き家の利活用を進め、防犯対策にもつなげる必要があります。

活動拠点となる施設の充実

長期休みの際の子どもたちの居場所、重度障がい者の居場所、団体活動をする際の拠点など、今後のニーズの増大を見据えた施設の充実が求められています。

■「しくみづくり」に関して

団体リーダーの世代交代をスムーズに行うしくみの構築、若手人材の発掘と育成

多くの団体で、会員の高齢化や後継となる若手が不足して世代交代がうまく進まない現実があります。若手の人材を発掘して計画的に育て、リーダーの世代交代を進めるしくみが必要とされており、人材の発掘や育成については社会福祉協議会に期待が寄せられています。

５　第１期計画の推進状況

「下野市地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」（第１期計画）に盛り込まれた事業について、以下の達成度基準に従って、まず担当部門が自己評価を行い、その後に策定委員会の評価を受けました。

これからの計画づくりのため、可能な限り市民の視点を取り入れた評価に努めた結果、達成度Ａの事業はなく、ＢとＣの合計が地域福祉計画で 100.0%、地域福祉活動計画で 97.9%という結果となりました。

＜達成度基準＞
Ａ：目標を達成した施策・事業　　＊実績が設定目標に到達、又は超過した事業
Ｂ：目標に向けて向上した、もしくは継続している施策・事業
　　＊実績の内容に、策定時よりも改善が見られる事業
Ｃ：現状維持の施策・事業　　＊計画策定時から継続して推進している事業
Ｄ：後退した、廃止した施策・事業

【地域福祉計画】

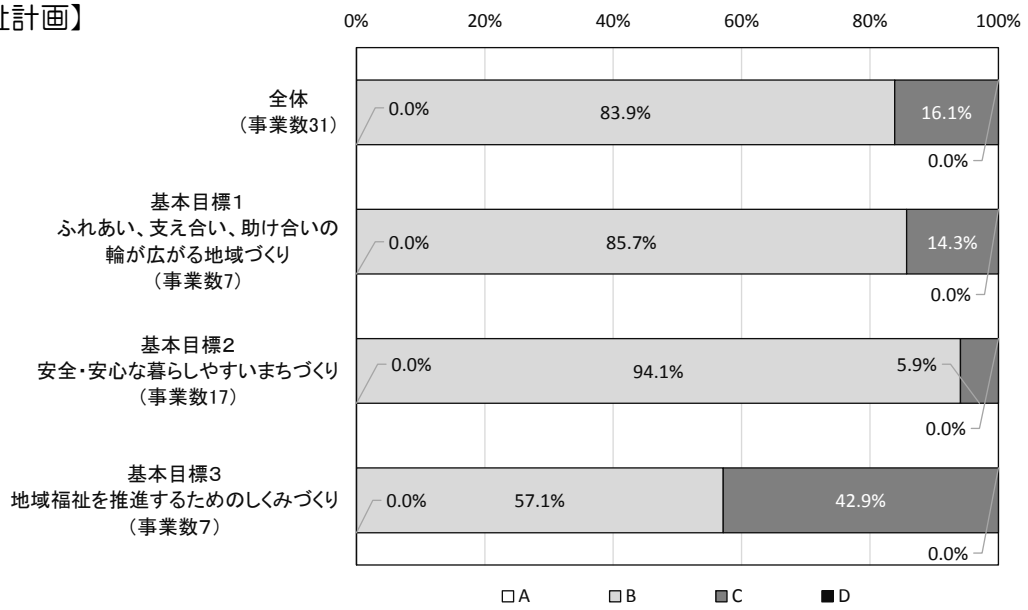

【地域福祉活動計画】

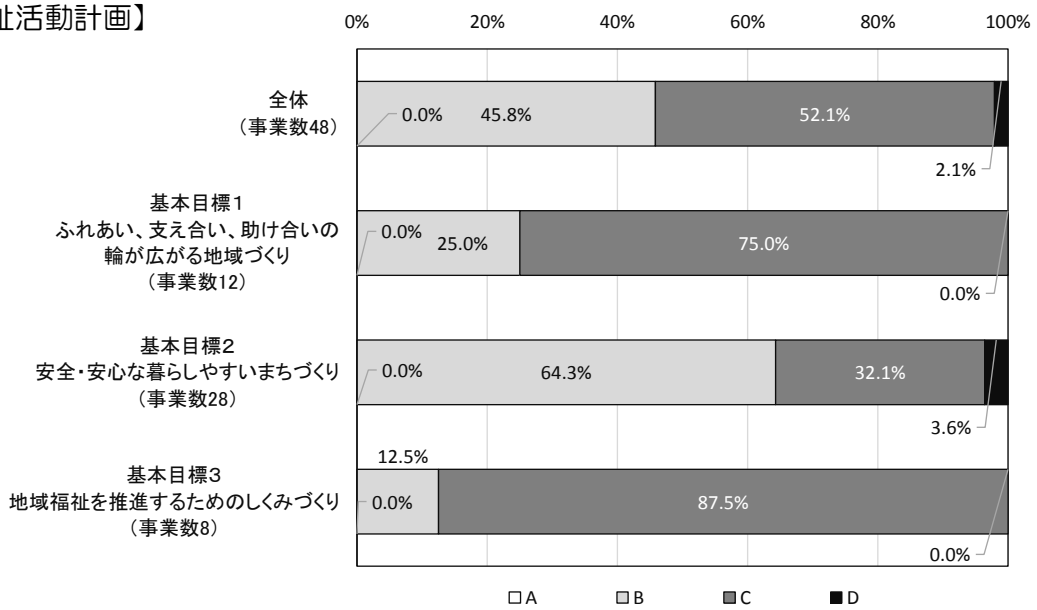

地域福祉計画では、基本目標３の事業に現状維持の施策・事業という達成度Ｃが多くなっており、具体的には広報・啓発活動や関係機関との連携等があります。

地域福祉活動計画では全体の 52.1%が「計画策定時から継続して推進している現状維持の事業」にあたる達成度 C の評価となっています。基本目標１では、地区社協に関係する拠点づくりと地域コミュニティとの連携や三世代交流事業、見守り活動等が、また、基本目標２では生きがいづくり、バリアフリー※13に関係する事業で達成度がＣとなっています。基本目標３では、福祉活動の助成や地域リーダー、ボランティアリーダーの育成、関係機関との連携に関するしくみづくりに関する事業が達成度Ｃとなりました。

事業の今後の方向性については、全体の 96.2%が「継続」となりました。第２期計画の策定にあたっては、その内容を精査した上で具体的取組へと反映させていきます。

【地域福祉計画】

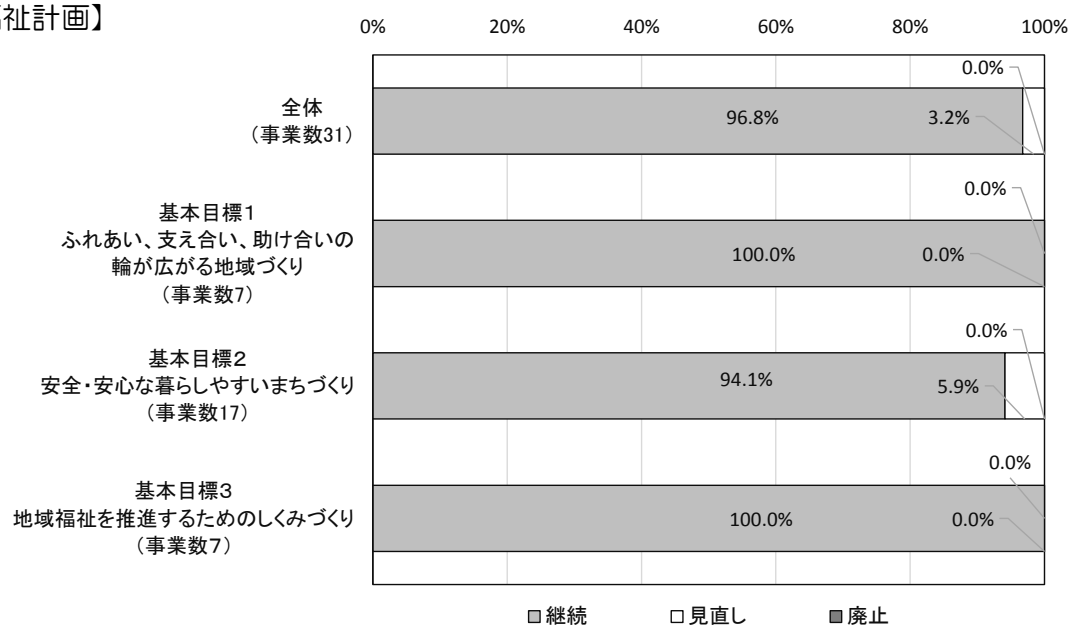

【地域福祉活動計画】

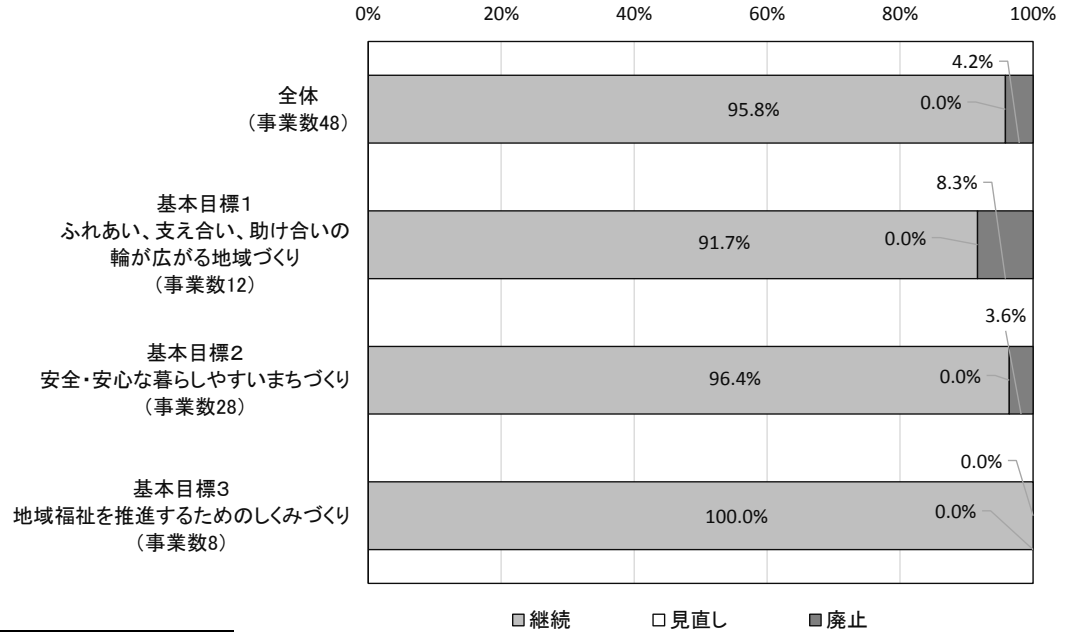

※13 ハンディキャップのある人にとっての、あらゆる障壁（バリア）が取り除かれた状態。

■第１期計画の事業一覧

地域福祉計画

基本目標	施策・事業	事業名	評価	今後
１ ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり	ふれあい交流の促進	地域ふれあいサロン※14事業	B	継続
	既存施設を活用した拠点づくり	公民館の管理運営	B	継続
		生涯学習情報センターの管理運営	B	継続
		ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館の管理運営	B	継続
	地域を支え、育むコミュニティづくり	コミュニティ推進協議会の支援	B	継続
		自治会公民館建設費補助	C	継続
	支え合いネットワークの構築	見守りネットワーク等の事業	B	継続
２ 安全・安心な暮らしやすいまちづくり	生きがいづくり	シルバー人材センター管理運営支援	B	継続
		老人クラブ活動の支援	C	継続
	健康づくり	スポーツを楽しむ機会の提供	B	継続
		健康づくり、健康診査、がん検診の推進	B	継続
	バリアフリーの推進	自治医大駅バリアフリー整備事業	B	継続
	生活環境の充実	廃棄物監視員の設置	B	継続
	防犯・防災体制の充実	自主防災組織の育成強化	B	継続
		災害時要援護者の支援体制整備	B	継続
		安否確認システム貸与事業	B	継続
		防犯灯の整備	B	継続
		交通指導員の配置	B	継続
		スクールガードへの支援	B	継続
	福祉サービスの充実	福祉タクシー等の事業	B	継続
	保健・医療・福祉の連携体制の強化	地域医療の体制強化等の事業	B	継続
	相談・情報提供体制の充実	地域包括支援センター※15の運営	B	継続
		地域情報化の推進	B	見直し
		障がい者相談支援センターの運営	B	継続
３ 地域福祉を推進するためのしくみづくり	福祉・人権教育の推進	人権擁護委員の設置と支援	C	継続
	広報・啓発活動	広報紙、ホームページを活用した情報提供等	C	継続
	地域リーダーの育成	セカンドステージ支援事業	B	継続
		しもつけまちづくり市民大学	B	継続
	ボランティアとボランティアコーディネーター機能の強化	ボランティア及びボランティアコーディネーターの育成	B	継続
	連携・協力体制の強化	関係機関との連携による地域福祉の向上	C	継続
	多様な活動主体の周知・PR	ふくしフェスタ等での周知・PR 事業	B	継続

※14　市民が主体で運営していく、新しい仲間づくり、ふれあい交流の場。
※15　高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的、継続的な支援を行う組織。

地域福祉活動計画

基本目標	施策・事業	事業名	評価	今後
１ ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり	ふれあい交流の促進	ふれあいふくし運動会の開催	B	継続
		ふれあいサロンの充実	C	継続
		出会いふれあいサービス事業の実施	C	廃止
		花まつり招待事業の開催	C	継続
		ふくしフェスタの開催	B	継続
		親子ふれあい事業の開催	B	継続
		障がい児者交流事業の開催	C	継続
		三世代交流事業の実施	C	継続
	既存施設を活用した拠点づくり	地区社協の整備を図るための拠点づくり	C	継続
	地域を支え、育むコミュティづくり	地区社協を主軸とした地域コミュニティとの連携	C	継続
	支え合いネットワークの構築	登下校時における子どもたちの見守り活動	C	継続
		ひとり暮らし高齢者の見守り活動	B	継続
２ 安全・安心な暮らしやすいまちづくり	生きがいづくり	市老人クラブ連合会※16の加入促進	C	継続
		高齢者サロン事業の支援	D	廃止
		障がい者スポーツ教室の実施	B	継続
	健康づくり	地域住民への健康講座の実施	B	継続
		一般向け筋力トレーニング事業の実施	B	継続
		市老人クラブ連合会を対象とした健康づくり事業	B	継続
	バリアフリー	福祉マップの作成	B	継続
		外出支援サービス（移送サービス事業）	C	継続
		手話講習会の開催	C	継続
		点字・音訳等による情報提供と育成	C	継続
	防犯・防災体制の充実	災害ボランティアマニュアルの作成	B	継続
		災害ボランティア養成講座の開催	B	継続
		安否確認システムの活用	B	継続
	福祉サービスの充実	介護保険事業（居宅・訪問・通所介護）の実施	B	継続
		障害者総合支援法（居宅介護等）事業の実施	B	継続
		日常生活自立支援事業※17における相談の実施	B	継続
		福祉バスの運行	C	継続
		手押し車の購入助成	B	継続
		就労継続支援Ｂ型事業の実施	B	継続
		福祉タクシー事業 （福祉タクシー事業の実施）	B	継続
		福祉用具等の貸出し事業	C	継続

※16　県老人クラブ連合会と連携を図り、老人クラブの活動の支援や地区活動を行う組織。
※17　判断能力が不十分で親族などの支援もない人の、在宅での自立生活を可能とする仕組。

基本目標	施策・事業	事業名	評価	今後
２ 安全・安心な暮らしやすいまちづくり	相談・情報提供体制の充実	心配ごと相談所の開設	B	継続
		無料法律相談事業の実施	B	継続
		地域包括支援センター事業の実施	B	継続
		生活福祉資金貸付事業	C	継続
		ボランティアセンター※18における相談・情報提供	C	継続
		社協だより・市広報紙・ホームページによる情報発信	B	継続
		小口資金貸付事業	C	継続
３ 地域福祉を推進するためのしくみづくり	福祉・人権教育の推進	ふくし移動講座の開催	B	継続
		福祉活動助成事業（小・中・高等学校）	C	継続
		安全帽子の給付事業（小学校新入生）	C	継続
	地域リーダーの育成	ボランティアリーダー育成の各種講座の開催	C	継続
	ボランティアとボランティアコーディネート機能の充実	ボランティアセンターにおけるコーディネート機能の充実	C	継続
		ボランティア活動保険の加入促進	C	継続
		ボランティア連絡協議会※19への支援	C	継続
	連携・協力体制の強化	関係機関との連携による地域福祉の向上	C	継続

※18 ボランティア活動に関する様々な相談を受け、情報提供や各種講座の開催などを行う組織。
※19 加入者に学習機会を提供し、ボランティア活動の発展と地域福祉の向上を目指す団体。

６　下野市の地域福祉をめぐる課題

下野市の状況やアンケート調査、住民懇談会、団体ヒアリング及び第１期計画の推進状況などから地域福祉に関する市の主要な課題が明らかになりました。これらの課題を、第１期計画の基本目標が示す分類である（１）地域づくり（２）まちづくり（３）しくみづくりに沿ってまとめます。

（1）ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり

下野市内中学校区ごとの市民意識の隔たりは、５年前の前回調査時よりも全般的に縮小してきていることがアンケート結果で示されています。

住民懇談会では、集合住宅に住む人や若い人との間に自治会への参加や地域での交流に関する意識の違いが指摘されており、そうした人との交流をいかに広げていくかが課題となっています。

地域において、高齢者の交流が減っているとの意見が懇談会で出されていることから、子どもから若者、障がい者や高齢者まで異なる世代の人が交流できる機会の創設と、参加者を集める工夫が求められます。

地域への愛着意識と日常生活上の課題解決をできるだけ住民同士で行う「互助」の意識が５年前の調査結果よりもやや低下している現状があることから、地域での交流の機会・イベント等を契機として、日常的な交流活動を地域に広げることが必要となっています。

（2）安全・安心な暮らしやすいまちづくり

地域住民が取り組むべき課題は「防犯や防災など地域の安全を守ること」と考える人が最も多い一方で、「緊急時の対応体制がわからない」という人も多く、安全で安心な暮らしを求める住民意識と現実が相反している状況が明らかになっています。

住民懇談会では、市民の取組として地域で災害についての話し合いや避難訓練、災害時に備えての備蓄をするなどの意見が出されましたが、行政にも地域の特性を踏まえて防災の地域懇談会を開催し、地域特性に沿った防災知識の周知を図ることが求められています。

更にアンケートでは、災害に備えて「下野市」としてのネットワークづくりを求める声もあがっています。また、増える空き家について、防犯や衛生の面から問題であると指摘がされています。

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりの点からは、元気な高齢者が活躍できる場の不足や、行動するために必要とする交通手段の確保の難しさ、利用のしづらさなどの問題があります。多くの知識や豊かな経験を持った高齢者の力をまちづくりに活かしていただくことは、ご自身の生きがいづくりにもつながるため、解決が急がれる問題です。

（３）地域福祉を推進するためのしくみづくり

市の保健福祉サービスが充実していると回答した人は、前回調査よりも大きく増加しました。しかし、必要な福祉サービスの情報をほとんど入手できていない人、成年後見制度や生活困窮者自立支援制度などを聞いたことがない人も多くいます。福祉サービスや制度を知らなかった人が情報を入手し新たにサービスの受益者となることにより、市民の満足度は更に高まる可能性があります。そのためには、情報の受け手の立場を考慮し広報の仕方を充実させることが求められます。

また、市の福祉施策をより充実させるために重要な施策として「気軽に相談できる場の充実」や「子育て環境の充実」があげられています。子育て環境の充実は、市の将来を担う次世代の育成の観点からも重要な課題です。

地域福祉を推進するためには地域リーダーやボランティアの役割が重要ですが、住民懇談会では、ボランティアの参加者が減っているとの意見が上がっています。その一方で、半数の人は、機会があればボランティアに取り組んでもよいと考えていること、また、専門的な知識や技能を持った人ほどボランティア活動への取組に積極的であることから、こうした市民の意識や意欲を活かし地域を支える人材となっていただくためのしくみづくりが求められています。

アンケート調査では、最後に「幸福感」をおたずねしそのイメージの具体化を試みました。回答には、「いざという時は、支えられるという安心感があること」や「地域の人と日常的にあいさつする関係があること」等が多くあげられましたが、このような幸福感が多い反面、地域での交流が減ってきていることや緊急時の対応に対する不安が多いこともアンケートや住民懇談会において示されています。

市民の幸福感を高めるためには、市民の「支えられる安心感」の醸成につながる地域づくりやまちづくりの施策、更には地域福祉を推進するためのしくみを重点的、総合的に推進していく必要があります。

第３章　基本理念と基本目標

１　プランの基本理念
２　プランの基本目標
３　プランの体系

第３章　基本理念と基本目標

１　プランの基本理念

第二次下野市総合計画においては、市の将来像を「ともに築き　未来へつなぐ　幸せ実感都市」と掲げ、その施策の展開方向として「市民の幸福感の向上」と「人や企業に選ばれる自治体」が示されています。

今や「福祉」は、市民一人ひとりの幸福実現に向けたものであることはもとより、外部の人にも注目され、自治体選択の際の目安にもなってきています。「下野市みんなで築く 地域の絆プラン」は、そうした市の方向性を福祉の面で支える個別計画であること、また一方で、市民の福祉への関心や地域への愛着が下がっているとの結果や、第１期計画の達成度など第１期計画が地域福祉計画、地域福祉活動計画いずれについても、その目標達成の観点において道半ばの状況であることを踏まえ、プランの基本理念は、第１期計画の理念を基本とし以下の通りとします。

（第１期計画）　思いやりの心で互いに支え合い、人にやさしいまち　下野

↓

〇第二次総合計画が示す市の将来像「ともに築き　未来へつなぐ　幸せ実感都市」

思いやりの心で互いに支え合い、いきいきと暮らせる　幸せ実感のまち　下野

なお、本市が誕生してから 10 年が経過し、アンケート調査の結果に見られる地域間の意識差は縮小していると見られることから、地域での課題を下野市全体の課題として計画を策定します。

市域全体の中で実践される小地域活動については、具体的な取組の中で記載していきます。

２　プランの基本目標

（１）ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり

こころ豊かに支え合う地域づくりを推進するために、子どもや成人、高齢者、障がいのある人ない人など地域に暮らす全ての市民が、ふれあい、交流できる機会の充実に努め、住民同士の支え合いにつながる地域づくりを推進します。

（２）安全・安心な暮らしやすいまちづくり

市民が住み慣れた地域で、安全・安心な暮らしを享受できるよう必要な福祉サービスの充実を図るとともに、サービスに関する情報が広く市民に行きわたるよう、その提供の仕方について工夫と改善に努めます。

また、災害や犯罪に備えたまちづくりを進め、安全・安心な暮らしの実現を図ります。

（３）地域福祉を推進するためのしくみづくり

地域福祉の実践には、市民が地域福祉活動に参加することを欠かすことはできません。ボランティア等で地域に貢献したいという市民の思いを組織化させるために、福祉情報の発信強化とともに福祉教育や人権教育を推進し、地域福祉に関わるボランティアやリーダーの育成に努めます。

また、福祉関係団体間のネットワークの強化・充実を推進します。

以上３つの基本目標とともに、「第二次下野市総合計画」が掲げる将来像「ともに築き　未来へつなぐ　幸せ実感都市」への歩みを地域福祉の面から進めるため、市民の「幸福感」の向上につながる施策を重点事業として、総合的・包括的に推進します。

重点事業　市民の「幸福感」向上をめざす

３　プランの体系

基本理念

思いやりの心で互いに支え合い、いきいきと暮らせる　幸せ実感のまち　下野

●基本目標１
ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり

基本的方向性

- 活発な世代間交流ができる場と機会のある地域
- 隣り近所と強い絆で結ばれた地域

取組

① ふれあい交流の促進
② 地域交流の場となる拠点づくり
③ 地域を支え、育むコミュニティづくり
④ 支え合いネットワークの充実

●基本目標２
安全・安心な暮らしやすいまちづくり

基本的方向性

- 市民が安心して暮らせると実感できるまち
- 防犯・防災に市民、団体、市が協働で取組むまち
- 市民の持つ経験や潜在力が活かされるまち

取組

① 福祉サービスの充実
② 健康づくりの推進
③ 防犯・防災体制の充実
④ バリアフリーの推進
⑤ 生きがいづくりの支援

●基本目標３
地域福祉を推進するためのしくみづくり

基本的方向性

- すべての市民が必要な福祉情報を手にできるしくみ
- 福祉の人材を計画的に育成するためのしくみ

取組

① 相談体制の充実
② 広報・啓発活動の強化
③ 福祉・人権教育の推進
④ 地域リーダーの育成
⑤ ボランティアの育成

重点事業

市民の「幸福感」向上をめざす

第４章　重点事業

第４章　重点事業

「重点事業　市民の『幸福感』向上をめざす」、は第二次下野市総合計画が示す「ともに築き　未来へつなぐ　幸せ実感都市」という市の将来像につながる目標となっています。

また、アンケート調査では「地域との関わりの中での市民が考える幸福感」について、以下のご意見が市民の方から多く示されました。

- いざという時は、支えられているという安心感があること
- 地域の人と日常的にあいさつする関係があること
- 地域に、困り事を相談できる人がいること
- 地域に、気軽にものごとを頼み頼まれる関係があること
- 日頃、見守られていると思えること
- 地域に、自分が貢献できる役割があること

これらは、基本目標１から３の中に盛り込まれる施策の総合的な推進により実現に近づくものであることから、それらの施策を網羅し重点事業として取り組んでいきます。

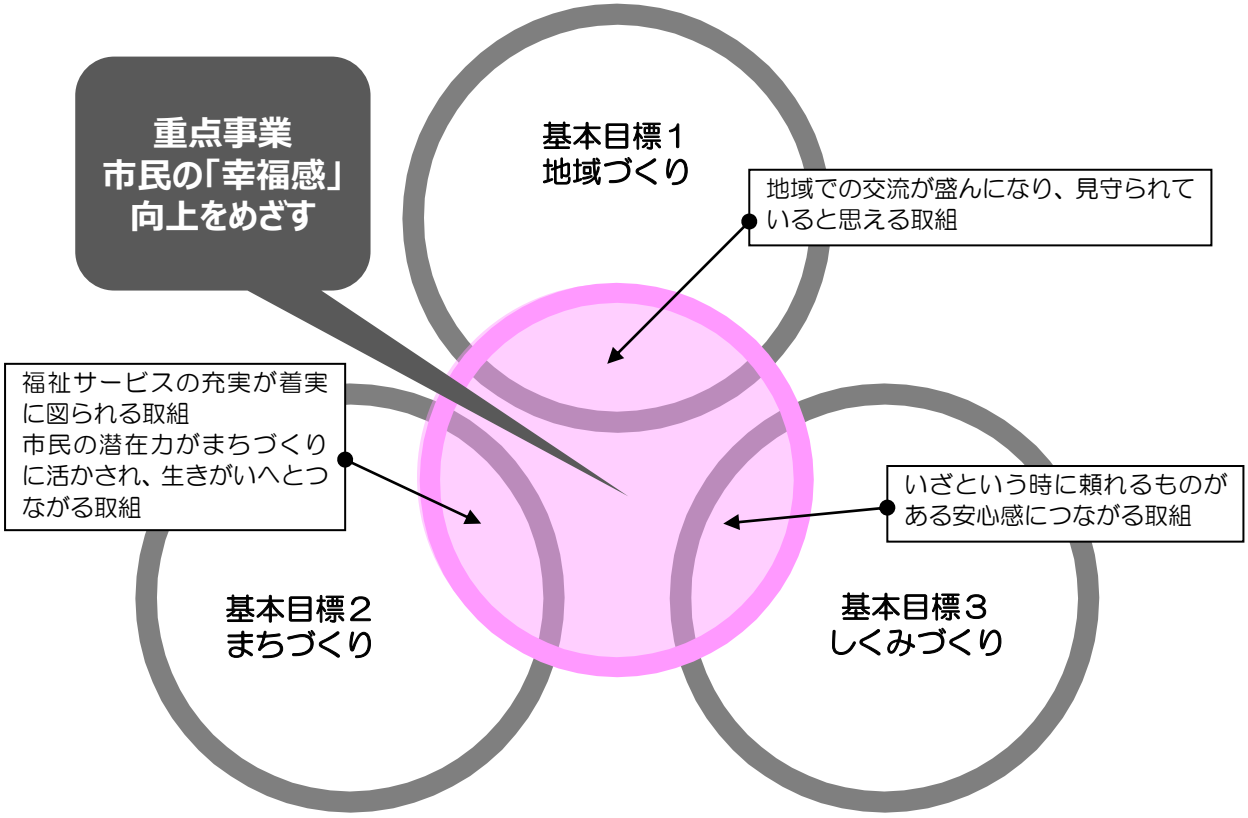

第５章　具体的取組

基本目標１　ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり

基本目標２　安全・安心な暮らしやすいまちづくり

基本目標３　地域福祉を推進するためのしくみづくり

重点事業一覧

第５章　具体的取組

基本目標１　ふれあい、支え合い、助け合いの輪が広がる地域づくり

基本的方向性

- 活発な世代間交流ができる場と機会のある地域
- 隣り近所と強い絆で結ばれた地域

（１）現状と課題

- 「地域」を「自治会」と捉える方が 33.4％で最も多くなっていますが、10～20 歳代の若い世代では、「下野市全域」を地域と捉える方が最も多く、世代による違いが現れています。地域での交流を考える際には、世代間の意識の差も考慮する必要があります。
- 今住んでいる地域に愛着が「ある程度ある」「大いにある」との回答は 63.7％に達していますが、前回調査からはやや少なくなっています。愛着を感じる理由として最も多い「安心して住めるから」の市民意識が更に高まる地域づくりが求められます。
- 住民懇談会では、地域づくりに関して、子ども、高齢者、障がい者も含めた世代間交流を推進することが必要とのご意見とともに、交流の場がない地域があること、場があっても参加者が少ないとの指摘もされています。参加対象となる人の目線に立った交流の機会づくりが重要となっています。

（２）今後の取組

① ふれあい交流の促進

私たちが取り組むこと
○一人ひとりが進んであいさつをしましょう。 ○「ありがとう」などの言葉があふれるまちにしましょう。 ○世代間交流の機会を地域で積極的にもちましょう。 ○地域で開催されるふれあい交流イベントに積極的に参加しましょう。 ○ふれあいサロン、ミニサロンのボランティアに参加しましょう。 ○すべての市民が下野市を創る主人公になりましょう。

市が取り組むこと
○自治基本条例に基づく「市民が主役のまちづくり」の推進 ○世代間の交流活動活発化のための支援 ○世代間交流を通じた地域の活動の場づくりと地域で開催される交流活動への支援 ○高齢者が気軽に集まれるふれあいサロンの増設及び運営のボランティア活動の推進 ○スポーツを通じた交流の推進

社会福祉協議会が取り組むこと

■身近な地域で住民同士が気兼ねなくお互いの人間関係を深めることができるよう、地域のイベントや行事等への参加を促進することで、活発な交流活動の展開を推進します。

【具体的事業】
〇ふれあいふくし運動会の開催（市共催事業）
〇ふれあいサロンの充実
〇ミニサロン事業の推進（新規事業）（市受託事業）
〇花まつり招待事業の開催（市観光協会共催）
〇しもつけふくしフェスタの開催　★重点事業
〇親子ふれあい事業の開催
〇障がい児者交流事業の開催
〇三世代交流事業の実施　★重点事業
〇障がい者スポーツ教室の実施

◎事業概要と目標の内容

事業名	ふれあいふくし運動会の開催（市共催事業）					
事業概要	子どもや高齢者、障がいのある方たちが一緒にスポーツを楽しみ、健康維持と地域社会との親睦・交流を深めるため、老人クラブ・身体障害者福祉会・心身障がい児者父母の会・園児などが参加して運動会を開催します。					
目標の内容 ＊年度ごとの数値は参加者数です。	基準値	目標値				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	1,260 名	1,300 名	1,340 名	1,380 名	1,420 名	1,460 名
	《継続実施》 参加者数の拡大についても検討しながら、事業内容の更なる充実を図ります。					

事業名	ふれあいサロンの充実
事業概要	地域サロンの新規開設につながるよう、地域の担い手になるボランティアの育成に努めます。
目標の内容	《継続実施》 ボランティア活動者の確保に努め、事業内容の更なる充実を図ります。

事業名	ミニサロン事業の推進（新規事業）（市受託事業）
事業概要	高齢者が介護を必要とする状態になることを予防し、健康で生き生きとした生活が送れるよう支援します。
目標の内容	《新規実施》 サロン活動を通し、参加者の健康づくりや仲間づくりを応援します。

事業名	花まつり招待事業の開催（市観光協会共催）
事業概要	民生委員・児童委員や花まつり出店会の協力を得て、市内の福祉施設利用者を天平の花まつりに招待し、地域との交流と親睦を図ります。
目標の内容	《継続実施》 市観光協会と連携し、事業内容の更なる充実を図ります。

事業名	しもつけふくしフェスタの開催　★重点事業					
事業概要	市民の地域福祉に対する理解を深めるため、人と人とのふれあいの場を提供し、あたたかいまちづくりを目指して「しもつけふくしフェスタ」を開催し、ボランティア活動や社協事業等の PR を行うとともに下野市の地域福祉活動のより一層の充実を図ります。					
目標の内容 ＊年度ごとの数値は参加協力団体数です。	基準値	目標値				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	20 団体	21 団体	22 団体	23 団体	24 団体	25 団体
	《継続実施》 しもつけふくしフェスタ検討委員会で協議を深め、内容の充実や見直しを図りながら、参加者の満足度の向上を目指し魅力あるイベントとします。 また、子どもからお年寄りまでの世代間交流や障がいを持つ人たちとの心のふれあいを通じ、地域福祉に関する市民意識の高揚と思いやりの心の醸成を図ります。					

事業名	親子ふれあい事業の開催
事業概要	親子や仲間が互いに協力し、イベントを通して福祉を身近に感じることで、相手を思いやる心を育てることを目的に実施します。
目標の内容	《継続実施》 親子で楽しく体験しながら、福祉について学ぶ機会を提供します。

事業名	障がい児者交流事業の開催
事業概要	障がい児者（身体・知的・精神）とその家族を対象に、レクリエーション・ゲーム等を通じて交流と親睦を深めることを目的に実施します。
目標の内容	《継続実施》 障がいのある方たちの情報交換や交流の場を提供します。

事業名	三世代交流事業の実施　★重点事業					
事業概要	地域住民がふれあいや交流の場を通して、日頃から顔見知りになり、お互いを支え合える地域づくりを進めます。					
目標の内容 ＊年度ごとの数値は実施地区社協数です（累計値）。	基準値	目標値				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	３３年度
	0	1 か所		2 か所		3 か所
	《継続実施》 平成 29 年度以降に設置を目指す地区社協の事業の一環として、世代を超えた心の交流を図り、地域においていざという時に助け合い、支え合うきっかけづくりを進めます。					

事業名	障がい者スポーツ教室の実施
事業概要	障がい（身体・知的）のある方の健康と体力の維持と、障がい者向けのスポーツの普及・啓発を目的に実施します。
目標の内容	《継続実施》 スポーツを通した参加者の健康づくりと交流促進を図ります。

② 地域交流の場となる拠点づくり

私たちが取り組むこと
○コミュニティセンター※20、公民館などの地域資源を有効に使いましょう。 ○自治会活動や地区で行われるお祭りや行事に楽しみながら参加しましょう。 ○お互いにお茶飲みにいけるような隣り近所の関係をつくりましょう。 ○既存の施設を活用して交流のできる集いや行事を企画しましょう。 ○交流の機会に参加してよかったことや感想を多くの人に伝えましょう。

市が取り組むこと
○地域の実情や状況に応じた公共施設の開放と有効活用の推進 ○施設利用手続きの平易化・簡素化による利用の促進 ○相談支援センターや地域活動支援センターなどの障がい者施設の整備と支援体制の強化 ○コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの運営支援を通じたコミュニティ活動の振興

社会福祉協議会が取り組むこと

■市民誰もが気軽に集まり活動することができるよう既存施設等を市民の活動拠点として有効活用していきます。

【具体的事業】
○市民活動の拠点づくり

◎事業概要と目標の内容

事業名	市民活動の拠点づくり
事業概要	市民主体によるきめ細かな地域福祉活動を推進するための拠点として、既存施設等を活用していきます。
目標の内容	《継続実施》 市の遊休施設等の活用について、市と連携しながら進めます。

しもつけふくしフェスタ

※20 地域において、市民活動やボランティア活動などを促進するための拠点となる施設。

③ 地域を支え、育むコミュニティづくり

私たちが取り組むこと

〇自治会の活動に関心をもち自治会に加入しましょう。
〇自治会の行事や会合に積極的に参加し、地域について考える機会を持ちましょう。
〇地域をみつめ直す機会を持ち、近所の人と「まちづくり」について話してみましょう。
〇地域の課題や困りごとを解決に向けて仲間と一緒に取り組みましょう。
〇子どもや若者に地域の自慢や歴史、伝統行事を伝えていきましょう。
〇コミュニティ推進協議会及び地区社会福祉協議会の組織づくりに参画しましょう。

市が取り組むこと

〇自治基本条例に定める「協働によるまちづくり」の推進
〇自治会との連携強化と自治会の意義の PR
〇地域情報のきめ細やかな提供
〇転入者に対する市の窓口やホームページを活用した自治会等の地域活動を行う組織の紹介や情報提供
〇コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの運営支援を通じたコミュニティ活動の振興
〇地区社協を主軸とする社会福祉協議会活動の後方支援

社会福祉協議会が取り組むこと

■住み慣れた地域でより安心して住み続けるため、地域住民による支え合いのしくみづくりを構築し、地区社協を主軸とする市民の地域活動を支援します。

【具体的事業】
〇地区社協を主軸とした地域コミュニティとの連携　★重点事業

◎事業概要と目標の内容

事業名	地区社協を主軸とした地域コミュニティとの連携　★重点事業					
事業概要	地域住民が主体となる地域福祉活動の推進を図る基礎組織である地区社協を整備し、地域の生活・福祉課題に対応できるしくみづくりを図るため、地域コミュニティを中心とした地区社協の設置を推進します。					
目標の内容 ＊年度ごとの数値は設置地区社協数です（累計値）。	基準値	目標値				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	0	1 か所		2 か所		3 か所
	《継続実施》 市民による自主的な福祉活動を推進するため、地域コミュニティと連携しながら、現在は未整備である地区社協を５年の計画期間で南河内・石橋・国分寺の３地区に１か所ずつ設置を目指します。					

④ 支え合いネットワークの充実

私たちが取り組むこと
○大人が子どもや若者に関心をもち、大人から「あいさつ」をしましょう。 ○向こう三軒両隣の関係づくりをすすめましょう。 ○「お互い様」の気持ちを持って、地域の見守り活動をしましょう。 ○支援が必要な人がいる時には、自分は何ができるか考えて行動しましょう。 ○高齢者や障がい者などを理解する研修会や行事に参加しましょう。

市が取り組むこと
○「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の推進 ○地域包括ケアシステム※21の構築 ○生活支援コーディネーターの活動支援と生活支援体制整備事業の充実 ○ひとり暮らし高齢者への「安否確認システム」の貸与や、ごみ出しが困難な高齢者等の見守りを兼ねたごみ出しの実施 ○地域社会全体で高齢者を見守るためのネットワークづくりと拡大 ○自治会や民生委員・児童委員、関係機関等と連携した支援を必要とする人の把握

※21 高齢者の在宅生活の維持に必要な医療、介護、生活支援などを一体的に提供する仕組。

社会福祉協議会が取り組むこと

■地域での支え合いネットワークを構築し、地域住民がお互いに支え合い、助け合う地域づくりを目指します。

【具体的事業】
〇登下校時における子どもたちの見守り活動の実施
〇地域包括支援センター事業の実施（市受託事業）
〇地域支援事業※22への取組（新規事業）（市受託事業）★重点事業

◎事業概要と目標の内容

事業名	登下校時における子どもたちの見守り活動の実施
事業概要	児童の交通安全や犯罪防止活動の一環として、関係機関・団体と連携し、地域ぐるみの通学路等の見守り活動を推進します。
目標の内容	《継続実施》 ボランティア活動者の確保に努め、事業内容の更なる充実を図ります。

事業名	地域包括支援センター事業の実施（市受託事業）
事業概要	地域で暮らす高齢者が安心して在宅生活が送れるよう支援するため、総合的な相談や助言、関係機関との連絡調整を行います。
目標の内容	《継続実施》 地域での活動を通して広報啓発に努めるとともに、様々な関係者と密接な連携を図っていきます。

事業名	地域支援事業への取組（新規事業）（市受託事業）　★重点事業
事業概要	地域包括ケアシステムの構築に向け、行政・関係機関との連携を図りながら、市民が主体となり地域福祉活動が展開できるよう組織づくりを推進するなど、地域で支え合える体制の整備に向けた取組を始めます。
目標の内容	《新規実施》 市と綿密な連絡調整を行いながら、円滑な事業実施を図ります。

※22 介護保険制度で、被保険者が要介護状態などになることを予防するために市町村が行う事業。

基本目標２　安全・安心な暮らしやすいまちづくり

基本的方向性

- 市民が安心して暮らせると実感できるまち
- 防犯・防災に市民、団体、市が協働で取り組むまち
- 市民の持つ経験や潜在力が活かされるまち

（１）現状と課題

- 約３割の人は「緊急時の対応体制がわからない」ことを地域の問題点としてあげています。その一方、ほぼ４割の人は「防犯や防災など地域の安全を守ること」は地域住民が取り組むべき課題であると考え、懇談会では地域での避難訓練や自主防災組織の立ち上げも必要であるとの意見が出されました。防犯・防災に関して、当事者としての意識を具体的な活動へつなげるための取組が求められます。
- 高齢者など、豊かな知識や経験を持つ人にまちづくりで活躍いただくことが、住民懇談会で提起されています。高齢者が活躍できる場をつくる際には、取り組むための移動手段の確保についても同時に配慮することが必要とされます。
- 地域活動やボランティア活動に積極的に取り組んでいる人とたまに取り組むことがある人は、合わせても市民の２割強に留まっていますが、ほぼ５割の人は、機会があればボランティア活動に取り組んでもよいと考えています。そうした人が地域活動やボランティア活動に無理なく入っていけるきっかけづくりが必要です。

（２）今後の取組

① 福祉サービスの充実

私たちが取り組むこと
○どんな福祉サービスがあるのか関心を持って地域社会をみつめてみましょう。 ○地域のなかで困っている人の相談にのり、関係者や関係機関を紹介しましょう。 ○どうしたら福祉サービスがよりよいものになるか、みんなで話し合ってみましょう。 ○「人として生きる権利」は平等であるという人権意識をお互いに認識しましょう。 ○家庭で「福祉」について話し合う機会をつくりましょう。

市が取り組むこと
○介護保険事業の円滑な推進 ○地域包括ケアシステムの構築 ○地域社会全体で高齢者を見守るためのネットワークづくりと拡充 ○障がい者の地域での自立生活の推進を図るための生活サポート事業の実施 ○子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭等への医療費の助成 ○安心した子育てのための地域子ども・子育て支援事業の推進 ○生活困窮者への情報提供と助言を通じた自立支援

介護保険事業所
（デイサービスセンター）

社会福祉協議会が取り組むこと

■地域住民が適切な福祉サービスの利用、活動へ参加ができるようサービスの提供体制づくりを推進します。

【具体的事業】
〇介護保険事業（居宅・訪問・通所介護）の実施
〇障害者総合支援法※23（居宅介護等）事業の実施
〇日常生活自立支援事業（あすてらす）における相談の実施
〇就労継続支援Ｂ型事業の実施
〇生活福祉資金貸付事業の実施
〇小口資金貸付事業の実施
〇福祉用具等の貸出し事業の実施
〇手押し車の購入助成

◎事業概要と目標の内容

事業名	介護保険事業（居宅・訪問・通所介護）の実施
事業概要	居宅介護支援・訪問介護・通所介護事業運営を行い、在宅福祉サービスを実施します。
目標の内容	《継続実施》 住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、一人ひとりのニーズに応じた良質なサービスの提供に努めます。

事業名	障害者総合支援法（居宅介護等）事業の実施
事業概要	訪問介護としてヘルパーが障がい者の家庭を訪問し、身体介護や家事援助、外出時の移動支援を行い、地域福祉の向上を図ります。
目標の内容	《継続実施》 住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、一人ひとりのニーズに応じた良質なサービスの提供に努めます。

事業名	日常生活自立支援事業（あすてらす）における相談の実施
事業概要	高齢・障がい等により判断能力が低下した人に対して、日常的な金銭管理を代行することにより在宅での安心な生活を提供します。また、契約型の福祉サービスにおいて利用者に不利益が生じないように、情報提供や、サポート、書類等の管理サービスを行います。
目標の内容	《継続実施》 更なる事業の普及や利用の促進を図ります。

事業名	就労継続支援Ｂ型事業の実施
事業概要	心身の障がいにより一般就労することが困難な在宅の障がい者に通所による生活・作業訓練を行い、創作活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流や地域生活支援の促進を図ります。
目標の内容	《継続実施》 利用者一人ひとりが意欲と達成感を感じられるよう支援を行うとともに、利用者の拡充に努めます。

※23　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための法律。

事業名	生活福祉資金貸付事業の実施
事業概要	低所得者世帯等の経済的自立と生活意欲の向上を支援するため、各種資金の貸付を行います。
目標の内容	《継続実施》 生活困窮者の自立の促進を目指し支援します。

事業名	小口資金貸付事業の実施
事業概要	緊急に生計の維持が困難になった下野市内の世帯に対し、小口資金（上限３万円）を貸し付けることにより、経済的自立及び生活の安定を目指した支援を行います。
目標の内容	《継続実施》 生活困窮者の自立の促進を目指し支援します。

事業名	福祉用具等の貸出し事業の実施
事業概要	社協が保有する福祉用具や備品を地域交流や福祉推進に有効活用してもらうため貸出しを実施します。
目標の内容	《継続実施》 更なる事業の普及や利用の促進を図ります。

事業名	手押し車の購入助成
事業概要	高齢者の日常生活の便宜を図るとともに健康管理の増進に寄与することを目的に、手押し車の購入費の一部を助成します。
目標の内容	《継続実施》 更なる事業の普及や利用の促進を図ります。

就労継続支援Ｂ型事業所

② 健康づくりの推進

私たちが取り組むこと
○定期的に健康診断を受け、自分の健康状態を確認しておきましょう。 ○健康づくりに関心を持ち、講演会や健康講座、体育行事に参加しましょう。 ○症状や状態に応じて、適切な医療機関を受診するようにしましょう。 ○かかりつけ医※24、家庭医をもちましょう。 ○手洗い、うがいの励行、予防接種を積極的に受け感染症予防に努めましょう。

市が取り組むこと
○充実した医療環境を活かした市民一人ひとりが健康に暮らせるまちづくりの推進 ○健康増進事業の充実 ○母子保健事業・母子支援事業の充実 ○適正受診のあり方やかかりつけ医の必要性について啓発 ○感染症予防のための、予防接種事業の充実 ○健康維持メディカルトレーニング施設の充実

※24 患者の初期症状の治療や、家族ぐるみの日常的な健康管理にあたっている医師のこと。

社会福祉協議会が取り組むこと

■市民が生涯を元気で過ごすために体力づくりや健康維持のための講座を開催し、健康づくりを推進します。

【具体的事業】
〇地域住民への健康講座の実施（市委託事業）

◎事業概要と目標の内容

事業名	地域住民への健康講座の実施（市委託事業）					
事業概要	地域包括支援センターと連携し、介護予防の一環として、高齢者等を対象に元気になる食事やストレッチ、認知症サポーター養成講座※25等の健康講座を地域に出向き開催します。					
目標の内容 ＊年度ごとの数値は受講者数です。	基準値	目標値				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	2,500 名	2,600 名	2,700 名	2,800 名	2,900 名	3,000 名
	《継続実施》 地域ぐるみの健康・体力づくりを支援します。					

健康講座（認知症予防）

健康講座（元気はつらつ体操）

※25　認知症の知識を身につけ地域の認知症患者をサポートする人を養成するための講座。

③ 防犯・防災体制の充実

私たちが取り組むこと
○地域のつながりを大切にし、普段から顔見知りの関係をつくりましょう。 ○防犯や防災について関心を持ち、室内の安全確保、家具の固定などをしましょう。 ○緊急通報先や避難場所など、万が一の場合の体制について家庭で話し合いましょう。 ○非常用持ち出し袋、非常食や非常用物資などを備蓄し、準備しておきましょう。 ○地域や自治会などで危険な場所の点検などを行い、関係機関に連絡をとりましょう。 ○防災訓練に積極的に参加しましょう。 ○災害ボランティア養成講座や災害ボランティア活動などに積極的に参加しましょう。 ○避難行動要支援者の避難がスムーズに行えるように支援しましょう。 ○災害発生時には地域に対し労力提供や物資提供などを進んでしましょう。

市が取り組むこと
○緊急医療体制の充実 ○避難行動要支援者名簿への登録の推進と民生委員・児童委員への情報提供の強化 ○自主防災組織設置への支援を通じた地域の防災力の強化 ○防災団体・関係機関との連携の強化 ○防犯・防災意識の高揚のための啓発活動の推進 ○地域ぐるみの学校安全体制の推進 ○地域で活動する団体の活動内容の把握と活動の支援並びに関係機関との連携の強化

市総合防災訓練

社会福祉協議会が取り組むこと

■平常時から災害・緊急時に備えるとともに、住民同士が助け合えるような仕組・関係を構築します。

【具体的事業】
〇災害時対応マニュアルの実践
〇災害ボランティア養成講座の開催
〇災害ボランティアセンターの設置・運営　★重点事業
〇災害時の支援体制づくり

◎事業概要と目標の内容

事業名	災害時対応マニュアルの実践
事業概要	災害時にボランティア団体と連携し、迅速かつ十分な福祉救助活動・ボランティア活動支援を行うことができるよう、災害時対応マニュアルの実践と継続的な見直しを行います。
目標の内容	《継続実施》 災害時に、迅速かつ十分な福祉救援活動やボランティア支援活動ができるよう、２年毎にマニュアルの見直しを行います。

事業名	災害ボランティア養成講座の開催					
事業概要	災害時におけるボランティア活動の基礎的な知識と役割を学び、災害ボランティアについて理解を深め、地域での災害時に備え助け合いの意識を高めることを目的に開催します。					
目標の内容 ＊年度ごとの数値は延べ受講者数です。	基準値	目標値				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	180 名	200 名	220 名	240 名	260 名	280 名
	《継続事業》 ボランティア活動者の確保と育成に努めます。					

事業名	災害ボランティアセンターの設置・運営　★重点事業
事業概要	災害発生時に市災害対策本部及び関係機関・団体と連携し、被災者の支援ニーズとボランティア活動者を調整する中心的役割を担います。
目標の内容	《継続事業》 災害発生時に関係機関と連携・協力のもと災害ボランティアセンターを設置し、集まったボランティアを被災者のニーズに的確かつスピーディーに結び付け、災害ボランティアの支援体制の充実を図るとともに、より迅速かつ効果的に支援活動を展開し、市民の一刻も早い日常生活復帰を目指します。

事業名	災害時の支援体制づくり
事業概要	市防災訓練に参加し、関係機関や各マニュアルとの連携を深め、迅速な支援体制づくりを推進します。
目標の内容	《継続実施》 関係機関と連携し、災害時の支援体制の充実を図ります。 避難行動要支援者支援対応マニュアルや福祉避難所設置・運営マニュアルとも連携を図っていきます。

④ バリアフリーの推進

私たちが取り組むこと
○支援が必要な高齢者や障がい者への理解を深め、街なかの「バリア」を点検してみましょう。 ○支援が必要な高齢者や障がい者への共感の気持ちを持ち、ボランティア活動に参加しましょう。 ○様々な障がいへの理解を深め、障がい者と健常者との心のバリアフリーを考えてみましょう。

市が取り組むこと
○栃木県「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいた公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化の推進 ○高齢者や障がいのある人の移動手段の充実 ○障がいのある人についてのパンフレット等の作成・配布による心のバリアフリーに関する啓発 ○バリアフリーに関する学習の機会や情報の提供などの支援の実施

デマンドバス

社会福祉協議会が取り組むこと

■誰もが安心して生活できるように福祉の観点からバリアフリーを推進し、安全な生活環境を整えます。

【具体的事業】
〇福祉マップの活用・マップの再検討と見直し
〇外出支援サービス（移送サービス事業）
〇点字・音訳による情報提供
〇福祉バスの運行

◎事業概要と目標の内容

事業名	福祉マップの活用・マップの再検討と見直し					
事業概要	高齢者・障がい者等の外出機会を促進し、誰もが安全・安心に生活するため、地域のバリアフリー情報等を掲載した福祉マップを積極的に周知するとともに、定期的な情報の更新に努め、マップの効果的な活用を図ります。					
目標の内容	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
		再検討・改訂版の発行			再検討・改訂版の発行	
	《継続事業》 福祉マップの積極的な PR と活用を図るとともに、適宜内容の再検討を行いながら改訂版を発行し、掲載内容の充実等に努めます。					

事業名	外出支援サービス（移送サービス事業）					
事業概要	交通機関を利用するのが困難な方に対し、居宅と市内の医療機関の送迎を行い、在宅福祉における利便性の向上を図ります。					
目標の内容 ＊年度ごとの数値は延べ利用者数です。	基準値	目標値				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	88 名	90 名	92 名	94 名	96 名	98 名
	《継続事業》 移動に困難を抱える人を支援します。					

事業名	点字・音訳による情報提供
事業概要	視覚障がい者に対して、社会生活上必要な情報を点字図書、音訳 CD 及びデイジー※26により提供します。
目標の内容	《継続事業》 視覚障がい者の社会参加を促すため、必要な情報の発信に努めます。

事業名	福祉バスの運行
事業概要	社会福祉協議会の活動と関係団体の福祉の向上を図ることを目的として、福祉バスの運行を行います。
目標の内容	《継続事業》 移動が困難な方の身近な移動手段の確保に努めます。

※26 視覚障がい者などに向け、音声で録音された図書などを作成するための規格。

⑤ 生きがいづくりの支援

私たちが取り組むこと
○「生涯現役」の視点にたって、自分のできることを社会に活かしましょう。 ○職場での経験を活かして社会貢献活動をしてみましょう。 ○地域のなかで積極的にリーダーとなり、地域づくりをすすめましょう。 ○人材バンクやシルバー人材センターなどに積極的に登録しましょう。 ○地域の仲間と趣味やスポーツなどを楽しみましょう。

市が取り組むこと
○老人クラブなど地域で活動する団体の育成支援 ○生涯にわたり学べる機会づくりの推進 ○市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくりの推進

社会福祉協議会が取り組むこと
■市民誰もが高齢になっても地域でいきいきと暮らすために、地域社会とかかわりを持ち続けることなど、生きがいづくりを推進します。 【具体的事業】 ○老人クラブの加入促進 ◎事業概要と目標の内容

事業名	老人クラブの加入促進
事業概要	老人クラブの活性化を図るため、市と連携しながら自治会等の関係機関に協力を依頼し、新規会員の加入促進に取り組みます。
目標の内容	《継続事業》 会員の確保に努めるとともに、老人クラブ活動の促進を図ります。

ふらっと福まるマップ

基本目標３　地域福祉を推進するためのしくみづくり

基本的方向性

- すべての市民が必要な福祉情報を手にできるしくみ
- 福祉の人材を計画的に育成するためのしくみ

（１）現状と課題

・市の福祉サービスが「とても充実している」、又は「まあまあ充実している」と評価する人は６割以上で、前回の調査から大きく上昇しました。しかし、福祉サービスの情報を入手できている人は、「十分ではないが、入手できている」を合わせても３割程度しかいません。情報の入手ができていない理由として７割近くの人があげた、「どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない」との意見にしっかりと応える情報提供のしくみづくりが必要です。

・多くの福祉団体で会員の高齢化や若手の後継者不足が問題となっています。住民懇談会においても、地域のリーダーやボランティアの役割の重要性とともに、その育成に課題があることが指摘されました。地域福祉を推進するために、人材の発掘や育成を組織的、計画的に行うしくみづくりが重要となっています。

（２）今後の取組

① 相談体制の充実

私たちが取り組むこと
○地域にある相談機関の役割や機能などに関心をもちましょう。 ○地域の相談役(自治会長、自治会役員、民生委員・児童委員)に相談しましょう。 ○民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員など、地域の相談員を把握しましょう。 ○困ったときはお互い様と考え、近くの人に相談しましょう。

市が取り組むこと
○地域における相談窓口の周知と相談から適切なサービス利用に結びつく相談体制の充実 ○民生委員・児童委員の活動促進と地域での情報提供・相談体制の強化 ○生活困窮者自立支援事業の周知と相談支援体制の充実 ○高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターの周知と相談体制の充実

社会福祉協議会が取り組むこと

■地域の中で誰もが必要な福祉サービス等を安心して利用できるよう、相談活動や情報提供の充実を図ります。

【具体的事業】

〇心配ごと相談所の開設（市受託事業）
〇無料法律相談事業の実施（市受託事業）
〇ボランティアセンターにおける相談・情報提供
〇生活困窮者自立支援事業の実施（市受託事業）★重点事業
〇地域包括支援センター事業の実施（市受託事業）（再掲）

◎事業概要と目標の内容

事業名	心配ごと相談所の開設（市受託事業）
事業概要	市民の日常生活上の心配ごとの相談に応じ、その問題の解決に努め、市民の福祉の増進を図ることを目的に実施します。
目標の内容	《継続事業》 更なる事業の普及や利用の促進を図るとともに、相談者が安心して利用できるような環境づくりに努めます。

事業名	無料法律相談事業の実施（市受託事業）
事業概要	市民の法律相談に応じ、その問題の解決に努めることにより市民の福祉の増進を図ることを目的に実施します。日常生活の様々な問題・トラブルについて、弁護士が相談に応じ助言等を行います。
目標の内容	《継続事業》 更なる事業の普及や利用の促進を図るとともに、相談者が安心して利用できるような環境づくりに努めます。

事業名	ボランティアセンターにおける相談・情報提供
事業概要	ボランティア活動に関する相談・活動紹介・情報提供を行い、地域住民の参加や活動を促進・支援していきます。
目標の内容	《継続事業》 ボランティアに関する情報提供や広報啓発活動に努めます。

事業名	生活困窮者自立支援事業の実施（市受託事業）★重点事業					
事業概要	複合的な課題を抱える生活困窮者の相談を受け、本人の状態に応じた自立支援を行うことで、困窮からの脱却を目指していきます。					
目標の内容 ＊年度ごとの数値は相談利用者数です。	基準値	目標値				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	75 名	80 名	85 名	90 名	95 名	100 名
	《継続事業》 生活をする上での様々な問題を抱えた生活困窮者を生活保護に至る前の段階から早期に支援するため、本人の状態に応じた包括的・継続的な自立相談支援と家計相談支援を行います。相談員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行っていきます。					

事業名	地域包括支援センター事業の実施（市受託事業）（再掲）
事業概要	地域で暮らす高齢者が安心して在宅生活が送れるよう支援するため、総合的な相談や助言、関係機関との連絡調整を行います。
目標の内容	《継続実施》 地域での活動を通して広報啓発に努めるとともに、様々な関係者と密接な連携を図っていきます。

② 広報・啓発活動の強化

私たちが取り組むこと
○市、社協ホームページや広報紙、回覧板、その他の情報に目を通し、地域の「情報通」になりましょう。 ○地域の情報が届いていない人に、正確で役に立つ情報を伝えましょう。 ○井戸端会議の機会を多くつくりましょう。 ○個人情報の保護について関心をもち、権利を守りましょう。 ○地域のすばらしい情報を SNS などで発信しましょう。 ○地域の団体の活動や情報を関係のある人へ届けましょう。 ○様々な活動について、市民芸術文化祭やしもつけふくしフェスタなどの機会で PR しましょう。

市が取り組むこと
○市ホームページや広報紙を通じた福祉に関する情報のわかりやすい提供 ○市民に見やすい、読みやすい紙面づくりの推進 ○市ホームページや広報紙の内容の充実 ○テレビや新聞、インターネットなどの情報媒体の積極的な活用

下野市ホームページ

広報しもつけ

社会福祉協議会が取り組むこと

■より多くの市民が地域活動に参加できるよう、様々な方法で地域活動に関する広報・啓発活動を行います。

【具体的事業】
〇社協だより、ホームページによる情報発信
〇点字・音訳による情報提供（再掲）
〇しもつけふくしフェスタの開催（再掲）

◎事業概要と目標の内容

事業名	社協だより、ホームページによる情報発信
事業概要	市民の地域福祉事業に対する理解や福祉活動への参加を得るため、積極的な広報・啓発活動を実施します。
目標の内容	《継続事業》 わかりやすい紙面づくり、魅力ある広報づくりに努め、地域福祉に関する更なる情報提供に努めます。

事業名	点字・音訳による情報提供（再掲）
事業概要	視覚障がい者に対して、社会生活上必要な情報を点字図書、音訳ＣＤ及びデイジーにより提供します。
目標の内容	《継続事業》 視覚障がい者の社会参加を促すため、必要な情報の発信に努めます。

事業名	しもつけふくしフェスタの開催（再掲）
事業概要	市民の地域福祉に対する理解を深め、人と人とのふれあいの場を提供し、あたたかいまちづくりを目指して「しもつけふくしフェスタ」を開催し、ボランティア活動や社協事業等の PR を行います。
目標の内容	《継続事業》 イベント内容の充実や見直しを図りながら継続実施し、各種団体や市民に対し地域福祉への理解をより一層深めていきます。

下野市社会福祉協議会ホームページ

社協だより

③ 福祉・人権教育の推進

私たちが取り組むこと
○権利擁護※27や福祉啓発講演会などに参加し、学習しましょう。 ○虐待防止法※28や成年後見制度、日常生活自立支援事業などの仕組を学習しましょう。 ○虐待には社会的な背景もあることから、早期発見の仕組をつくりましょう。

市が取り組むこと
○人権講演会、講座の開催と周知・PR ○福祉意識の醸成を図るための効果的な意識啓発や広報活動の推進 ○福祉に関する学習機会の提供

ふくし移動講座（高齢者疑似体験）

ふくし移動講座（手話体験）

※27 障がい者や認知症高齢者など、判断能力が十分でない人をサポートし守るための制度。
※28 児童や高齢者、障がい者への虐待防止を目的とした法律。

社会福祉協議会が取り組むこと

■市民が福祉や権利擁護について正しい知識を持ち福祉活動への参加意識を高められるよう、福祉・人権教育の推進を図ります。

【具体的事業】
〇ふくし移動講座の開催
〇福祉活動助成事業（小・中・高等学校）
〇安全帽子の給付事業（小学校新入生）

◎事業概要と目標の内容

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="6">ふくし移動講座の開催</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">身近な地域や学校・企業等を対象に、地域福祉の理解や関心を高めるために福祉学習プログラムを提供します。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">目標の内容
＊年度ごとの数値は講座実施回数です。</td><td>基準値</td><td colspan="5">目標値</td></tr>
<tr><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>31 年度</td><td>32 年度</td><td>33 年度</td></tr>
<tr><td>50 回</td><td>55 回</td><td>58 回</td><td>61 回</td><td>64 回</td><td>67 回</td></tr>
<tr><td colspan="6">《継続事業》
福祉への理解を深めてもらうため、講座内容の一層の充実と周知に努めます。</td></tr>
</table>

事業名	福祉活動助成事業（小・中・高等学校）
事業概要	小・中学校と高等学校を対象に、福祉・ボランティア活動費を助成し、ボランティア活動の促進や福祉教育の推進を図ります。
目標の内容	《継続事業》 市内の全小・中・高等学校に助成を実施し、児童・生徒に対する福祉教育の充実を図ります。

事業名	安全帽子の給付事業（小学校新入生）
事業概要	市立小学校の新入学生を対象に、児童の交通安全・事故防止を目的として学校指定の安全帽子購入費用の助成を行います。
目標の内容	《継続事業》 新入学児童へ安全帽子を支給し、将来を担う子どもたちの交通安全対策と健全育成の推進に寄与します。

④ 地域リーダーの育成

私たちが取り組むこと
○地域のなかで積極的にリーダーになって、地域づくりをすすめましょう。 ○地域の様々な組織や団体の役員になって、地域づくりをすすめましょう。 ○地域行事や伝統行事などに参加し、地域づくりをすすめましょう。 ○コミュニティ推進協議会・地区社会福祉協議会の組織づくりに参画しましょう。 ○地域のことに関心を持ち、どうしたらよいか常に考え、話し合いましょう。

市が取り組むこと
○リーダーの養成・研修機会の拡充 ○地域福祉を推進するリーダーの育成

社会福祉協議会が取り組むこと

■住み慣れた地域でより安心して住み続けるため、地域住民が支え合う力を高めるために、地区社協組織における事業を展開し、地域活動の担い手とリーダーの発掘を推進します。

【具体的事業】

○地区社協組織と地縁組織を活かしたリーダーの育成　★重点事業

◎事業概要と目標の内容

事業名	地区社協組織と地縁組織を活かしたリーダーの育成　★重点事業					
事業概要	きめ細やかな地域福祉活動が展開できるよう、地区社協の整備に取り組むとともに、様々な地域福祉活動の研修や実践を行い、地域リーダーとなる担い手の育成を推進します。					
目標の内容 ＊年度ごとの数値は延べ受講者数です。	基準値	目標値				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	20 名	40 名	60 名	80 名	100 名	120 名
	《継続実施》 各種研修会等を実施し、適任者の発掘と養成を行っていきます。					

⑤ ボランティアの育成

私たちが取り組むこと
○ボランティア養成講座などに積極的に参加しましょう。 ○ボランティアセンターに相談するとともに、必要な活動情報の提供を受けましょう。 ○地域社会の課題や問題について関心をもちましょう。 ○地域課題や問題がどうしたら解決できるか、多くの人と話し合いましょう。 ○地域課題や問題に対して、私たちができることは何かを考えましょう。 ○ボランティア活動として多くの仲間を募り、地域をつくっていきましょう。 ○活動の必要性をできるだけ多くの人に伝えましょう。

市が取り組むこと
○ボランティア及びボランティアコーディネーター※29の育成強化 ○地域におけるボランティアコーディネーターの社会的役割の認知に向けた周知活動の推進 ○市民の生涯にわたる学習活動を総合的支援のためボランティア入門講座や各種指導者養成講座、スキルアップ講座などの学習機会の提供

ボランティア養成講座

※29 ボランティアをしたい人と受けたい人とをつなぐ役割を担っている人材。

社会福祉協議会が取り組むこと

■ボランティアを身近に感じる体制づくりや、ボランティアセンター機能を強化するとともに、地域活動のけん引役となるボランティアへの支援と活動の中心となるボランティアリーダーの育成に努めます。

【具体的事業】
〇ボランティアセンター機能の充実　★重点事業
〇ボランティアの育成事業の実施
〇各種ボランティアリーダー育成講座の開催
〇ボランティア活動保険の加入促進
〇ボランティア連絡協議会への支援

◎事業概要と目標の内容

事業名	ボランティアセンター機能の充実　★重点事業
事業概要	各種ボランティアの育成を目的とした研修・講座の開催や、ボランティア活動の支援、情報収集、広報啓発活動などを実施し、ボランティア活動を推進していきます。
目標の内容	《継続事業》 ボランティアに関する情報を発信するとともに、ボランティアの発掘や養成を推進し、ボランティアセンター機能の更なる充実を図ります。

事業名	ボランティアの育成事業の実施
事業概要	生涯学習情報センターと連携しながら、ボランティア活動、社会貢献活動の推進に努めます。
目標の内容	《継続事業》 地域で活動するボランティアの養成と支援に取り組みます。

事業名	各種ボランティアリーダー育成講座の開催
事業概要	様々なニーズに応じて、地域で主体となり活動できるボランティアリーダーの育成を目的とした各種講座を開催し、地域福祉の担い手を育成します。
目標の内容	《継続事業》 ボランティアリーダーの確保と育成に努めます。

事業名	ボランティア活動保険の加入促進
事業概要	ボランティア活動の際の思わぬ事故によるケガや損害賠償責任から活動者を守るため、ボランティア活動保険の加入を勧め、安心して活動ができるよう支援します。
目標の内容	《継続事業》 ホームページや広報紙で周知を図り、活動中の事故に備えた保険の加入を促進します。

事業名	ボランティア連絡協議会への支援					
事業概要	団体相互の連携と親睦を図り、地域福祉の発展に協力する協議会の支援を行います。					
目標の内容 ＊年度ごとの数値は延べ登録団体数です。	基準値	目標値				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	15 団体	16 団体	17 団体	18 団体	19 団体	20 団体
	《継続実施》 団体間の連携・協働を深め、ボランティア活動の促進を図ります					

ボランティアビギナー講座

傾聴ボランティア講座

重点事業一覧　☆市民の『幸福感』向上をめざす

○しもつけふくしフェスタの開催

<table>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">市民の地域福祉に対する理解を深めるため、人と人とのふれあいの場を提供し、あたたかいまちづくりを目指して「しもつけふくしフェスタ」を開催し、ボランティア活動や社協事業等の PR を行うとともに下野市の地域福祉活動のより一層の充実を図ります。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">目標の内容
＊年度ごとの数値は参加協力団体数です。</td><td>基準値</td><td colspan="5">目標値</td></tr>
<tr><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>31 年度</td><td>32 年度</td><td>33 年度</td></tr>
<tr><td>20 団体</td><td>21 団体</td><td>22 団体</td><td>23 団体</td><td>24 団体</td><td>25 団体</td></tr>
<tr><td colspan="6">《継続実施》
しもつけふくしフェスタ検討委員会で協議を深め、内容の充実や見直しを図りながら、参加者の満足度の向上を目指し魅力あるイベントとします。また、子どもからお年寄りまでの世代間交流や障がいを持つ人たちとの心のふれあいを通じ、地域福祉に関する市民意識の高揚と思いやりの心の醸成を図ります。</td></tr>
</table>

○三世代交流事業の実施

<table>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">地域住民がふれあいや交流の場を通して、日頃から顔見知りになり、お互いを支え合える地域づくりを進めます。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">目標の内容
＊年度ごとの数値は実施地区社協数です（累計値）。</td><td>基準値</td><td colspan="5">目標値</td></tr>
<tr><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>31 年度</td><td>32 年度</td><td>33 年度</td></tr>
<tr><td>0</td><td>1 か所</td><td></td><td>2 か所</td><td></td><td>3 か所</td></tr>
<tr><td colspan="6">《継続実施》
平成 29 年度以降に設置を目指す地区社協の事業の一環として、世代を超えた心の交流を図り、地域においていざという時に助け合い、支え合うきっかけづくりを進めます。</td></tr>
</table>

○地区社協を主軸とした地域コミュニティとの連携

<table>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">地域住民が主体となる地域福祉活動の推進を図る基礎組織である地区社協を整備し、地域の生活・福祉課題に対応できるしくみづくりを図るため、地域コミュニティを中心とした地区社協の設置を推進します。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">目標の内容
＊年度ごとの数値は設置地区社協数です（累計値）。</td><td>基準値</td><td colspan="5">目標値</td></tr>
<tr><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>31 年度</td><td>32 年度</td><td>33 年度</td></tr>
<tr><td>0</td><td>1 か所</td><td></td><td>2 か所</td><td></td><td>3 か所</td></tr>
<tr><td colspan="6">《継続実施》
市民による自主的な福祉活動を推進するため、地域コミュニティと連携しながら、現在は未整備である地区社協を５年の計画期間で南河内・石橋・国分寺の３地区に１か所ずつ設置を目指します。</td></tr>
</table>

○地域支援事業への取組（新規、市受託事業）

事業概要	地域包括ケアシステムの構築に向け、行政・関係機関との連携を図りながら、市民が主体となり地域福祉活動が展開できるよう組織づくりを推進するなど、地域で支え合える体制の整備に向けた取組を始めます。
目標の内容	《新規実施》 市と綿密な連絡調整を行いながら、円滑な事業実施を図ります。

○災害ボランティアセンターの設置・運営

事業概要	災害発生時に市災害対策本部及び関係機関・団体と連携し、被災者の支援ニーズとボランティア活動者を調整する中心的役割を担います。
目標の内容	《継続事業》 災害発生時に関係機関と連携・協力のもと災害ボランティアセンターを設置し、集まったボランティアを被災者のニーズに的確かつスピーディーに結び付け、災害ボランティアの支援体制の充実を図るとともに、より迅速かつ効果的に支援活動を展開し、市民の一刻も早い日常生活復帰を目指します。

○生活困窮者自立支援事業の実施（市受託事業）

事業概要	複合的な課題を抱える生活困窮者の相談を受け、本人の状態に応じた自立支援を行うことで、困窮からの脱却を目指していきます。					
目標の内容 ＊年度ごとの数値は相談利用者数です。	基準値	目標値				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	75 名	80 名	85 名	90 名	95 名	100 名
	《継続事業》 生活をする上での様々な問題を抱えた生活困窮者を生活保護に至る前の段階から早期に支援するため、本人の状態に応じた包括的・継続的な自立相談支援と家計相談支援を行います。相談員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行っていきます。					

○地区社協組織と地縁組織を活かしたリーダーの育成

<table>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">きめ細やかな地域福祉活動が展開できるよう、地区社協の整備に取り組むとともに、様々な地域福祉活動の研修や実践を行い、地域リーダーとなる担い手の育成を推進します。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">目標の内容
＊年度ごとの数値は延べ受講者数です。</td><td>基準値</td><td colspan="5">目標値</td></tr>
<tr><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>31 年度</td><td>32 年度</td><td>33 年度</td></tr>
<tr><td>20 名</td><td>40 名</td><td>60 名</td><td>80 名</td><td>100 名</td><td>120 名</td></tr>
<tr><td colspan="6">《継続実施》
各種研修会等を実施し、適任者の発掘と養成を行っていきます。</td></tr>
</table>

○ボランティアセンター機能の充実

事業概要	各種ボランティアの育成を目的とした研修・講座の開催や、ボランティア活動の支援、情報収集、広報啓発活動などを実施し、ボランティア活動を推進していきます。
目標の内容	《継続事業》 ボランティアに関する情報を発信するとともに、ボランティアの発掘や養成を推進し、ボランティアセンター機能の更なる充実を図ります。

災害ボランティアセンター設置訓練

第６章　プランの推進と進捗の管理

１　地域福祉の担い手と推進体制
２　プランの進捗を管理する体制

第６章　プランの推進と進捗の管理

１　地域福祉の担い手と推進体制

安心した暮らしができる地域社会を実現するためには、地域福祉活動の主役となる市民をはじめ、自治会、地域で活動する福祉団体、更には企業・商店など、以下の図にある多くの組織や団体が地域福祉の重要な担い手となって、市や市社会福祉協議会の支援を受けながら、互いに連携をとり協働して役割を果たすことが重要です。

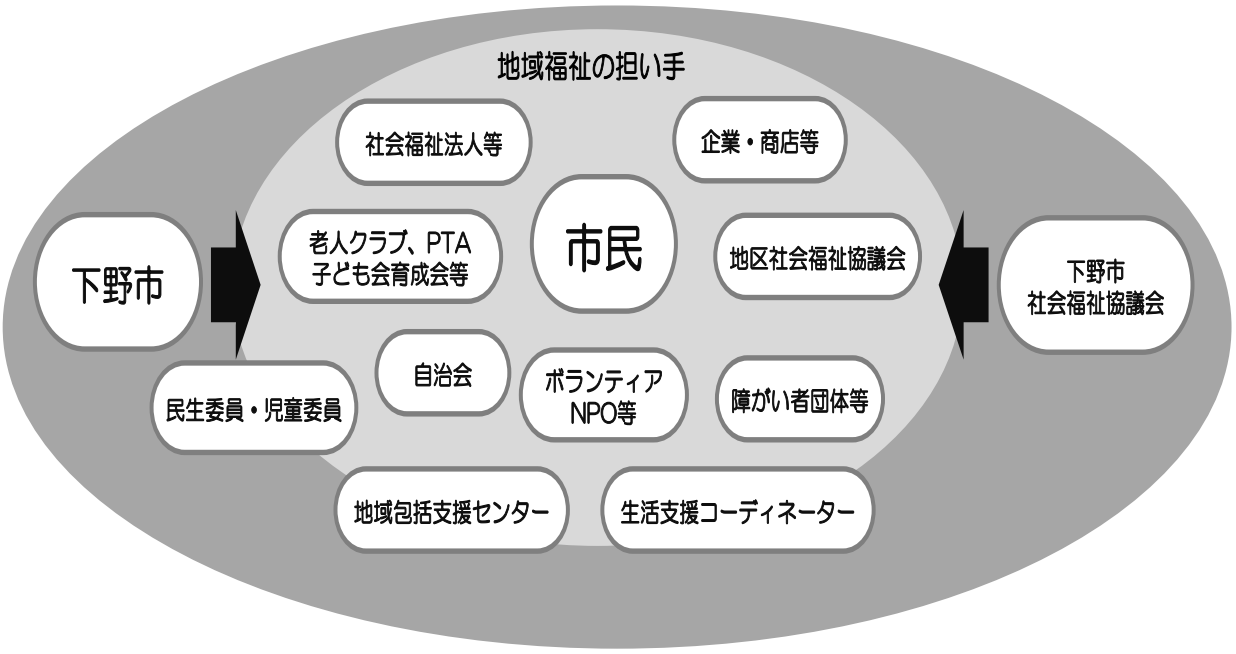

■市民

地域福祉を推進するためには、市民が地域社会の一員としての自覚を持ち、自分たちの地域について考え、手を携え、地域の行事に取り組んでいくことが第一歩となります。日頃から、あいさつや身近な交流を実践し、コミュニケーションを図り、困ったときに助け合える関係をつくっていくことが必要です。

■下野市

地域福祉の推進にあたり、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する役割・責務があります。そのため、市民や地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、地域福祉への市民参加を促すため、参加機会の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備、情報提供の充実などを図ります。

■下野市社会福祉協議会

社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置付けられており、市や関係機関・団体と連携し、市域全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組を推進する役割があります。

■地区社会福祉協議会

市内におけるコミュニティ推進協議会を中心として組織化される地区社会福祉協議会は、地域の特色を踏まえ、地域の各種団体や福祉施設、市民とともに協力し助け合いながら地域課題の解決を図る組織として期待されています。

■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるため、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が配置されている組織です。地域包括支援センターには介護、福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える活動を行い、地域包括ケアを実現していくことが求められています。

■生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

生活支援コーディネーターは、地域の実情に応じて配置され、地域包括支援センター及び生活支援サービスに関する事業者等と連携しながら、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発やサービス提供者間のネットワークの構築を行い、高齢者の日常生活上の支援体制の強化・充実に努めています。

■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。また、全ての民生委員は「児童委員」も兼ねており、子育ての不安に関する相談・支援など様々な活動に取り組んでいます。

■自治会

アンケート調査において、最も多くの市民が「地域」と考える自治会は、一定の地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくために協力して自主的な独自の取組を展開しています。また、地域の見守り活動や災害時の協力活動等においても、ますます大きな役割を担うことが期待されます。

■企業・商店等

企業や商店等は、地域社会の一員として、自らの社会的責任の一つである地域貢献のあり方を確立させるとともに、地域における福祉ニーズを営業活動に結びつけた、有償、無償のサービスを提供することが求められています。また、高齢者や障がい者等の生きがいや社会参加意欲の創出のための雇用主としても期待されています。

■社会福祉法人等

地域における社会福祉法人等は、その施設利用者への福祉サービスの提供とともに、地域への貢献の使命を帯びています。施設の交流スペースの地域への開放や、福祉避難所としての機能の役割、更に社会福祉事業及び公益事業を行うにあたり、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することも責務とされています。

■ボランティア、NPO 等

市民活動に対する市民の関心が高まり、ボランティアや NPO 等の各種活動も広がりを見せています。地域に根ざした活動はもとより、広く市域を対象とした地域福祉活動の担い手としても大きな活躍が期待されます。

■障がい者団体等

身体障害者福祉会、心身障がい児者父母の会、母子寡婦福祉会などは、関係機関や団体、行政等と連携を図りながら、当事者同士の福祉の向上のために大きな役割を果たしています。

■老人クラブ、PTA、子ども会育成会等

老人クラブ、PTA、子ども会育成会等の地域の団体は、それぞれの目的の達成のために活動を展開しています。その活動には社会貢献活動も含まれ、地域福祉の活性化に大きな活躍が期待されます。

２　プランの進捗を管理する体制

本プランの進捗管理は、第１期計画と同様に、計画の策定（P：Plan）、施策の推進（D：Do）、進捗の評価（C：Check）、見直し・改善（A：Action）という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高めるPDCAサイクルで行います。

サイクルのポイントとなるＣのステップでは、施策の実施状況の点検と必要な改善に関する協議を行い、次のＡのステップにつなげていきます。

本プランにおいては、計画策定委員会を母体とした「（仮称）計画評価推進委員会」を市と社会福祉協議会が一体となって設置し、この委員会を主体として施策・事業の評価を実施します。

＜PDCAサイクル＞

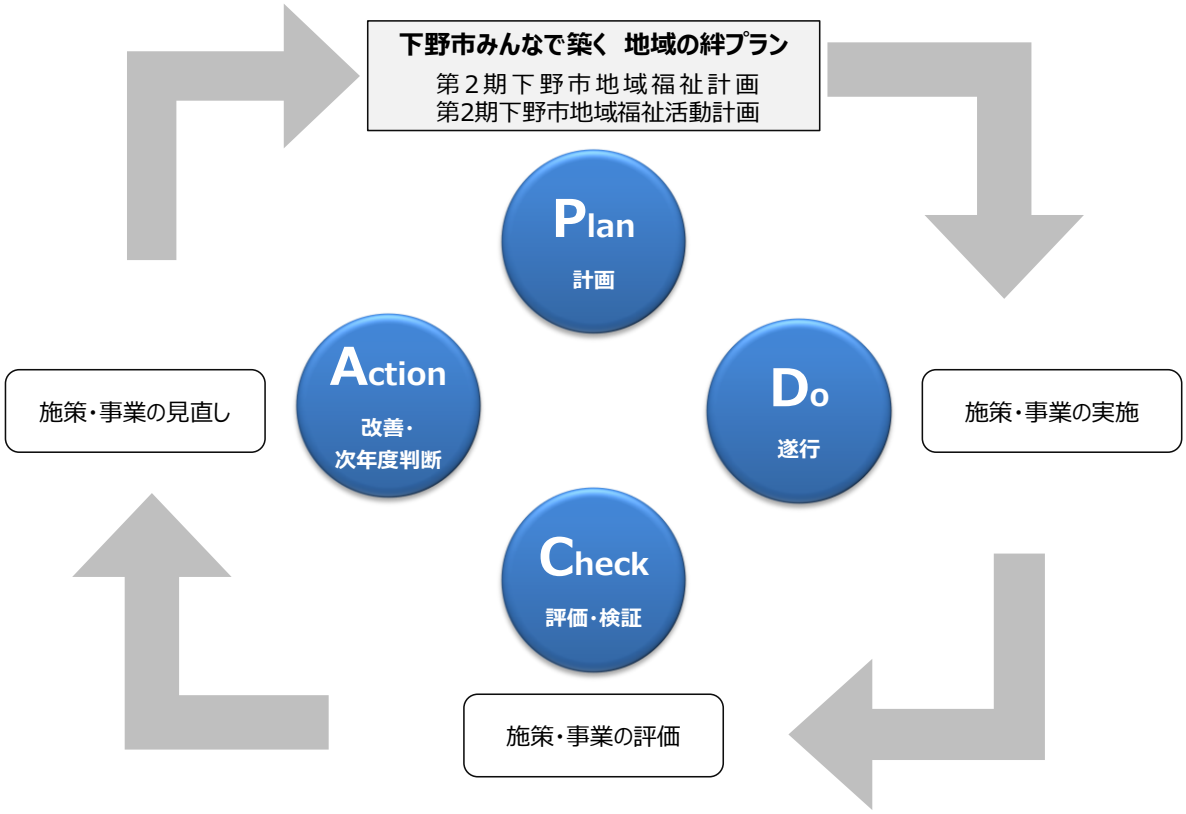

資料編

１　策定委員会設置要綱
２　第２期下野市地域福祉計画及び活動計画
　　策定委員会委員名簿
３　計画策定の経緯
４　国通知関係規定
５　用語集

資料編

１　策定委員会設置要綱

〇下野市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成２３年１月４日
告示第１号

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条に規定する下野市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、計画案を検討するため、下野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

（組織）

第３条　委員会は、委員２５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　関係機関又は団体の推薦を受けた者

（３）　公募による者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から第２条に規定する報告を終えたときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（検討部会）

第７条　委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に検討部会を置く。

２　検討部会の部会員は、健康福祉部長及び社会福祉課長のほか、別表に掲げる課に所属する職員のうちから、その長が指名する者をもって構成する。

３　検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には健康福祉部長、副部会長には社会福祉課長をもって充てる。

４　検討部会は、部会長が招集し、その議長となる。
５　検討部会は、必要に応じ、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この告示は、平成２３年１月４日から施行する。

附　則（平成２３年２月３日告示第１９号）

この告示は、平成２３年２月３日から施行する。

附　則（平成２３年３月３１日告示第６１号）

この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月１７日告示第３６号）

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年４月１日告示第７５号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年８月１８日告示第１２８号）

この告示は、平成２７年８月１８日から施行する。

別表（第７条関係）

（平２３告示１９・追加、平２３告示６１・平２６告示３６・平２７告示７５・平２７告示１２８・一部改正）

総合政策課、市民協働推進課、安全安心課、社会福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、健康増進課、学校教育課、生涯学習文化課

○第２期下野市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　下野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う住民主体の地域活動の指針となる地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を本会の会長に報告する。

（１）計画の策定に関すること。

（２）その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、２５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

（１）学識経験を有する者

（２）関係機関又は団体の推薦を受けた者

（３）公募による者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から第２条に規定する報告を終えたときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、本会において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までとする。

この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、会長が招集する。

２　第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：平成 28 年５月 23 日～平成 29 年３月 31 日

選任区分	団体名及び役職名	氏名	役職
学識経験者	国際医療福祉大学　医療福祉学部　准教授	林　　和美	委員長
市民団体	下野市自治会連絡協議会　会長	百武　　亘	
	下野市自治会連絡協議会　副会長	川俣　一由	副委員長
	下野市自治会連絡協議会　副会長	滝澤　芳夫	
	下野市人権擁護委員	津野田 久江	
福祉団体	下野市民生委員児童委員協議会　監事	軽部　益子	
	下野市民生委員児童委員協議会　会計	佐藤とよ子	
	下野市民生委員児童委員協議会　理事	伊澤　正代	
	下野市老人クラブ連合会　会長	山田　　博	
	下野市身体障害者福祉会　会長	金島　亀夫	
	下野市地域自立支援協議会　会長	鱒渕　泰子	
医療関係	訪問看護ステーションつばさ	岡　麻紀子	
ボランティア団体	下野市ボランティア連絡協議会　会長	海老原 新子	
	下野市ボランティア連絡協議会　副会長	平出　文子	
NPO 団体	特定非営利活動法人プラネット　代表	梶井　真弓	
	栃木県中途失聴・難聴者協会　会長	青柳　俊三	
教育団体	下野市教育委員会　委員	石嶋　和夫	
	下野市子ども会育成会連絡協議会　専門委員	藤沢　修一	
公募委員		長谷川　清	
		鶴見　利夫	
		曽我　祐久	

３　計画策定の経緯

年　月　日	事　項	内　容
平成 28 年５月 23 日	第１回「第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定委員会	・計画の概要と基本的考え方について ・今後のスケジュールについて
平成 28 年７月 14 日	第１回「第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定庁内検討部会	・計画策定の概要について ・第１期計画の評価について ・アンケート調査及び調査の内容について ・計画の構成について
平成 28 年７月 26 日	第２回「第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定委員会	・第１期計画の評価について ・アンケート調査及び調査の内容について
平成 28 年８月	アンケート調査の実施	
平成 28 年９月	住民懇談会の実施	
平成 28 年 10 月	団体ヒアリングの実施	
平成 28 年 10 月 21 日	第２回「第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定庁内検討部会	・アンケート調査及び調査結果について ・住民懇談会の結果について ・計画骨子案について
平成 28 年 11 月 11 日	第３回「第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定委員会	・アンケート調査及び調査結果について ・住民懇談会の結果について ・団体ヒアリング調査の結果について ・計画骨子案について
平成 28 年 11 月 21 日	第１回計画策定ワーキング会議	
平成 28 年 12 月５日	第２回計画策定ワーキング会議	
平成 28 年 12 月 16 日	第３回「第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定庁内検討部会	・計画案について ・パブリックコメントについて
平成 28 年 12 月 26 日	第４回「第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定委員会	・計画案について ・パブリックコメントについて
平成 29 年２月 15 日～３月７日	パブリックコメントの実施	
平成 29 年３月 23 日	第５回「第２期下野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」策定委員会	

４　国通知関係規定

平成 19 年国通知関係規定　　社援発第 0810001 号
「市町村地域福祉計画の策定について」（抜粋）
「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
１　要援護者の把握に関する事項
２　要援護者情報の共有に関する事項
（１）関係機関間の情報共有方法
（２）情報の更新
３　要援護者の支援に関する事項
（１）日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
（２）緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

平成 22 年国通知関係規定　　社援地発 0813 第 1 号
「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」
（抜粋）
１．市町村地域福祉計画の策定等について
（２）市町村地域福祉計画を策定済みの市町村について
既に市町村地域福祉計画を策定済みの市町村については、当該計画の内容について、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかけをお願いする。

平成 26 年国通知関係規定　　社援発 0327 第 13 号
「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（抜粋）
１．生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
２．生活困窮者の把握等に関する事項
３．生活困窮者の自立支援に関する事項
（１）生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施
（２）生活困窮者支援を通じた地域づくり

平成 27 年国通知関係規定　　社援地発 0327 第 14 号
「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」（抜粋）
１．社会福祉協議会との連携
２．民生委員・児童委員活動との連携
３．寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携
４．地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業との連携

５　用語集

あ行

○NPO 法人

「Non-profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、広義では非営利団体を指す。本計画の中では、非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

か行

○かかりつけ医

主に地域の診療所や医院で、患者の初期症状の治療や、家族ぐるみの日常的な健康管理にあたっている医師のこと。いわゆるホームドクターで、家族の健康問題等を的確に把握していて、必要な時に適切な指示を出してくれる医師のこと。

○虐待防止法

虐待防止に関する国や市町村、国民などの責務を定めた法律。「児童虐待防止法」「高齢者虐待防止法」と平成 24 年に施行された「障害者虐待防止法」がある。

○権利擁護

自分のことは自分で決める自己決定の権利や、人生を主体的に生きる自己実現の権利を守ること。障がい者や認知症高齢者など、判断能力が十分でない人を守るための制度。

○合計特殊出生率

その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

○高齢化率

一般に、総人口に占める 65 歳以上の老年人口の割合。7%以上を高齢化社会、14%以上を高齢社会、21%以上を超高齢社会という。

○コミュニティセンター

地域において、市民のコミュニティを形成するための活動やボランティア活動などを促進するための拠点となる施設。

さ行

○就労継続支援

通常の事業所に雇用されること（一般就労）が困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこと。雇用契約を結び利用する「A 型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B 型」の 2 種類がある。

○障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための法律。

○生活困窮者

日常生活を送る上で、経済的な困難を抱えている人のこと。生活困窮者自立支援法においては、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう」と定義されている。

○生活支援コーディネーター

地域支えあい推進員とも呼ばれ、高齢者の生活支援や介護予防の基盤を整備するため、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた調整機能を果たす者。

○成年後見制度

認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が困難な者に対して、代理人が財産管理や契約の締結などを行う制度。

た行

○地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態及び要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援をするために市町村が行う事業。

○地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、地域の包括的な支援・サービス提供体制のことで、保険者が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築することが重要となってくる。

○地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるため、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されている組織。地域包括支援センターには介護、福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える活動を行い、地域包括ケアを実現していくことが求められている。

○デイジー（DAISY）

DAISY とは Digital Accessible information System の頭文字。録音された図書をつくるための国際標準規格。音声録音図書は視覚障がい者向けだけでなく、文字を読むことが苦手な発達障害者向けに利用が広がってきている。

な行

○日常生活自立支援事業（あすてらす）

認知症の高齢者や知的又は精神的に障がいのある人など、判断能力が十分でなく、かつ親族などの支援が得られない人に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理援助及び書類等の預かりの代行などを行い、在宅での自立した生活が送れるようする仕組。

○認知症サポーター養成講座

「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業」における認知症サポーター（認知症に関する知識を身につけて、地域の認知症患者をサポートする人）を養成するための講座。

○認定こども園

幼児教育と保育を一体的に実施する施設で、特に低年齢児の多様化する保育ニーズに対応した保育機能の整備が全国的に急務となっている。

は行

○バリアフリー

心身の障がいなどでハンディキャップのある人にとって障壁（バリア）となる、物理的（建物構造・交通機関など）、制度的（障がいを欠格条項とし、資格取得に制限があるなど）、文化・情報面（点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備など）、意識（偏見や先入観など）などの事物が取り除かれた状態のことを指す言葉。

○避難行動要支援者

高齢者・障がい者など、災害発生時に自ら避難することが困難な人のこと。平成 25 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、名簿は災害発生時の避難支援などを実施する際の基礎とされる。

○ふれあいサロン

地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に、ごく身近な地域を拠点として、参加する人とボランティアとが一緒になって企画をし、内容を決め市民が主体で運営していく新しい仲間づくり、ふれあい交流の場。

○ボランティアセンター

ボランティア活動に関する様々な相談を受け、ボランティアに関する情報提供や各種ボランティア講座の開催などを行う。また、福祉教育への協力や活動保険の加入手続きを行い、ボランティア団体や個人の活動支援を行っている。下野市では、社会福祉協議会に事務局を置いている。

○ボランティアコーディネーター

ボランティアをしたい人と支援してほしい人とをつなぐ仕事が主な業務で、ニーズキャッチとマッチングを日々行っている。一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にする「ボランティアコーディネーション」の役割を仕事として担っている人材。

○ボランティア連絡協議会

協議会に加入する団体及び個人相互の連絡調整を図り、学習機会を提供することにより、ボランティア活動の発展と地域福祉の向上を目指す団体。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員法により「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」と規定される各市町村の区域に置かれる民間奉仕者。民生委員は児童委員を兼務する。下野市には 108 名の委員がいる。

や行

○要援護者

高齢者や要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、5 歳未満の乳幼児、外国人など、緊急時に周囲の人からの支援を必要とする人。

ら行

○老人クラブ

概ね 60 歳以上の高齢者が自主的に参加・運営を行う活動組織で、単なる趣味の会ではなく、地域貢献活動や社会貢献活動にも積極的に取り組んでいる。平成 28 年 3 月末時点で、下野市には 31 のクラブと 1,358 人の会員がいる。

○老人クラブ連合会

老人クラブの活動の支援や地区活動を行う組織。県老人クラブ連合会と連携を図り、各種スポーツ大会や文化活動、研修等を行っている。会員増強運動を実施し、新たな仲間の発掘も行っている。

わ行

○ワークショップ

課題に対して、様々な立場の人々が集まり、互いの考えを尊重しながら自由に意見を出し合い、提案をまとめ上げていく場やその作業。

下野市みんなで築く 地域の絆プラン

思いやりの心で互いに支え合い、いきいきと暮らせる　幸せ実感のまち　下野

第２期下野市地域福祉計画
第２期下野市地域福祉活動計画

平成29年3月発行
発行　下野市・社会福祉法人 下野市社会福祉協議会
編集　下野市 健康福祉部社会福祉課　　社会福祉法人 下野市社会福祉協議会

〒329-0492
栃木県下野市笹原26番地
http://www.city.shimotsuke.lg.jp
E-mail:syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp
TEL:0285-32-8899

〒329-0414
栃木県下野市小金井789番地
http://www.shimotsuke-syakyo.or.jp
E-mail:info@shimotsuke-syakyo.or.jp
TEL:0285-43-1236